



広島大学文学部紀要
第四六卷特輯号一
(一九八六年二月)

『列女傳』注釈及び解説Ⅲ

下見隆雄

『列女傳』注釈及び解説Ⅲ 目次

下見隆雄

○仁智

八、齊靈仲子……………五

注……………五

九、魯臧孫母……………一〇

注……………一〇

一〇、晉羊叔姬……………一七

注……………一七

一一、晉范氏母……………二八

注……………二八

一二、魯公乘嬖……………三一

注……………三一

一三、魯漆室女……………三五

注……………三五

一四、魏曲沃負……………三九

注.....四〇

一五、趙將括母.....五〇

注.....五〇

○貞順

一、召南申女.....五四

注.....五四

二、宋恭伯姬.....五九

注.....五九

三、衛寡夫人.....七〇

注.....七〇

四、蔡人之妻.....七五

注.....七五

五、黎莊夫人.....七九

注.....七九

六、齊孝孟姬.....八二

注.....八三

七、息君夫人.....八九

注.....八九

八、齊杞梁妻.....九二

注.....九二

九、楚平伯嬴

注.....九六

一〇、楚昭貞姜

注.....一〇〇

一一、楚白貞姬

注.....一〇三

一二、衛宗二順

注.....一〇七

一三、魯寡陶嬰

注.....一一三

一四、梁寡高行

注.....一一八

一五、陳寡孝婦

注.....一二二

○節義

一、魯孝義保

注.....一二六

二、楚成鄭晉

.....一三一

三、晉國懷嬴

注	一三二
三、晉國懷嬴	一三九
注	一三九

八 齊靈の仲子

齊靈の仲子は、宋侯の女にして、齊靈公の夫人なり。初め靈公魯より聲姫を娶りて、子光を生む。以て太子と為す。夫人仲子と其の娣戎子と、皆に公に嬖せらる。仲子子牙を生む。戎子牙を以て太子と為して、光に代へんことを請ふ。公之を許す。仲子曰く、不可なり。夫れ常を廢するは不祥。諸侯の謀を失すと難するを聞かん。夫れ光の立つや諸侯に列す。今故無くして之を廢するは是れ専ら諸侯を糾けて、難を以て不祥を犯すなり。君が心之を悔ゆることあらんと。(公曰く、)我に在るのみと。仲子曰く、妾讓るに非ざるなり。誠に禍の萌なればなりと。死を以て之を争ふも、公終に聽かず。遂に太子光を逐ひて、牙を立てて太子と為し、高厚をば傳と為す。靈公疾む。高厚微かに光を迎ふ。公薨するに及びて、崔杼光を立てて、高厚を殺す。仲子の言を用ひざるを以て、禍此に至る。君子謂ふ、仲子事理に明らかなりと。詩に云ふ、我が謀を聽用せば庶に大悔無けん。仲子の謂なり。

頌に曰く、齊靈の仲子仁智にして顯明なり。靈公牙を立てて、姫の子光を廢す。仲子強諫す、適を棄つるは不祥なりと。公既に聽かざるに、果たして禍殃有り。

〔注〕

①この伝は、「齊靈聲姫」(擊嬖)と関連する。いずれも靈公の暗愚が間接的に語られる(次注②参照)。

「侯」について、王注は、宋国は子姓で公爵だから「公」に作るべきだと言う(梁注同じ)。

②「聲姫」については、「齊靈聲姫」(擊嬖)にその伝が見える(『列女傳』注釈及び解説I 頁一六二)。この伝において、魯より娶った聲姫が公子光を生んだと云っているのは、『左傳』襄公十九年に、「齊侯娶于魯、曰顏懿姫、無子、其姪聲姫生光、以為太子」(『史記』齊世家には「初靈公取魯女、生子光、以為太子」とあるのに依っている)であろう。ところで「齊靈聲姫」の伝では、「聲姫」を、作者は、靈公の夫人で、太子光を生んで孟子

と号したと設定している。「孽嬖」のかの伝において、これが原本のままであるとすれば、作者は、饒聲姫と聲孟子とを同一人物として把握しているらしいのである。だから作者の考えの中で、太子光の母聲姫は齊室混乱の因をつくった悪女なのであるが、これを『左傳』などに見える資料とつき合わせると、作者は、「成公」一六年の聲孟子（韋昭・杜預などは靈公の母と言う）と「襄公」一十九年の饒聲姫（靈公夫人と云われる）とを混同しているとしたか考えられないことになる。尚、かの伝の注①②を参照されたい（I 頁一六二〜一六三）。

梁注は、『左傳』襄公一十九年（前引）を紹介しつつ、『列女傳』はこれを節録して誤脱が有ると云う。しかしむしろ作者の独自の筆運びの結果だと解すべきであり、「有誤脱」は無用の指摘と思われる。

③『左傳』襄公一十九年には、前引に続いて、「諸子仲子戎子、戎子嬖、仲子生子牙、屬諸戎子、戎子請以為太子、許之」とある。『史記』齊世家には、「仲姫戎姫、戎姫嬖、仲姫生子牙、屬之戎姫、戎姫請以為太子、公許之」とある。これらでは、戎子が嬖せられたとあるが、『列女傳』は「皆嬖」と変え、戎子にも「其娣」を冠し、「屬諸戎子」を省略している。先行文献と少異するが、これは作者の誤解にもとづく結果ではあるまい。即ち、仲子を仁智の主人公にする話としてまとめるために、ことさらに清廉なる女性であることを強調して示すべく、作者が創りだした諸工夫なのだと思う。杜注は、二子を宋女と言うが、『左氏會箋』は、「仲子宋女也、戎子蓋戎女」と言う。しかし作者はむしろ杜注に近い解釈を持っていたであろう。

さて、作者の改変について、もう少し細かく検討してみる。『左傳』などに見える仲子が、『列女傳』が示そうとした様な、国と君のことをのみ憂慮する様な清廉なる女性と解されるべきなのか否か疑問がある。「屬諸戎子」は恐らく仲子が、嬖せられているからこそ我が子を戎子に託したと解して良いであろうから、彼女は、例え託することが己の意志から出たことではなかったとしても、我が子が将来有利な立場を得ることを実は積極的に期待していたと読まれる可能性もあるわけである。すると次に続く「不可」はもっぱら牙を太子にすることを止めさ

せようとしたのではなく、今のままの状況で、特殊な理由もなく太子光を廢することが、将来の我が子牙にとつての幸にならぬこと、むしろ逆効果を生ずることを懸念しての言と読まねばならないだろう。『左傳』などの文章のままでは、仲子は、己の子への愛よりも、国や君の将来に対して仁智を用いた女だとはかりは解し得ないことになるであろう。それ程深く私よりも公の運命を心配するなら、もともと嬖せられている戎子に我が子を託すること自体矛盾することになりはしまいか。『左傳』のこの辺りについては、この様にも解釈されることを了解しつつ、『列女傳』の作者は、仲子の知恵の深さに対して起こる読者の疑念を予想したからこそ、「戎子嬖」を「皆嬖」に変じ、「屬諸戎子」を刪つたに違いない。そして姉の戎子が、ともに愛されている仲子の子を、むしろ暖かい思いやりから、太子にして欲しいと、結果的には差出がましい振舞に及んだところ、仲子が事理でもって止めさせるかたちにまとめようとしたのである。このことは特に下文に「仲子曰、妾非讓也、誠禍之萌也、以死爭之」の文句が置かれることによつて検証されよう。これは『左傳』にはない文句であるが、それ故にこそ作者の原典とは異なる仲子解釈が具体的に露呈している重要な部分として、ここの部分と関連させて注目しなければならぬところだと思ふ。

④『左傳』には、「仲子曰、不可、廢常不祥、間諸侯難、光之立也、列於諸侯矣、今無故而廢之、是專黜諸侯、而以難犯不祥也、君必悔之、公曰、在我而已」とある。『史記』には、「仲姫曰、不可、光之立、列於諸侯矣、今無故而廢之、君必悔之、公曰、在我耳」とある。作者は『左傳』に依つたと思われるが、「間」を「聞」に変じ、「失謀」を設け、「黜」を「繼」に変じ、「必」を「心」に変じ、「公曰」がない等の異が見られる。王注は、「聞」は字形の誤とし、「黜」・「繼」は古通とし、「必」に作るが是であり、「公曰」は脱したものと指摘する。すべての異字は『左傳』に従つて改めねばならぬものではないと思ふが、「公曰」だけは補わなければ読み難いであろう。顧廣圻『攷證』は「之難」について、段玉裁の説を引き「之」は衍字であるとす。

⑤この部分は『左傳』・『史記』には全く見えない。既に述べた(注③)ように、仲子が清廉にして事理に明らかであることを強調するために作り加えた文句であろう。

「誠」について、王注は、「識」に作るべきであり、「誠」に作るものもあるが、俱に字形の誤であると云う。梁注は「段氏曰誠當作誠」と云う。この指摘も一説ではあるが、改変の積極的理由は明確にできない。「誠」のまままで十分読める。

⑥『左傳』には、「遂東太子光、使高厚傅牙、以為太子、夙沙衛為少傅、齊侯疾、崔杼微逆光、疾病而立之、光殺戎子云々……秋八月齊崔杼殺高厚於灑藍云々」とある。『史記』には、「遂東太子光、使高厚傅、牙為太子、靈公疾、崔杼迎故太子光而立之、是為莊公、……八月、崔杼殺高厚」とある。『列女傳』は太子光を微かに迎えたのは高厚であるとするが理由は明らかでない。梁注は、「高厚欲迎牙」に作る本があると指摘するが、本文を校改してはいない。今、「四部叢刊」本は、正しく「牙」に作る。しかしこれを本来の姿と判断しても、「牙を迎える」は適確な表現とは考え難い。だからこの部分はかなり古い時点から「高厚微迎光」となっていたのに違いないと思う。ところで『左傳』などに照合すると、高厚が光を迎えようとしたということは理解し難いことであるため、ある時点で、高厚と牙との結びつきならまだ解し易いと感じた或る伝写者の手で、「光」は「牙」に変じ写された結果が「四部叢刊」本に見えているのかも知れぬ。さてそこで、相当古い時点から「高厚微迎光」となっていたとすれば、文の続き工合から見ても、作者が初めからこの様にまとめたとは考え難い。ところで原典には無いことであるが、あるいは牙の傅である高厚が、靈公の疾で、光の台頭を懸念して、にわかには牙を位に即ける準備を始めたことを、作者が新たに設定していたと想像することはできないか。この様な想定からこの辺りを更め見ると、「微迎光」の上に「崔杼」が脱落したことが当然考えられるし、「高厚」の下には、牙をなんとか即位させようと苦心した状況を示す文句が脱落したことが考えられるであろう。前文にも「公曰」が脱落したと考えな

ければ読めない個所があったことから類推して、この辺りにもなにかの脱落があったことを想像してはいけないだろうか、確証の無い推論ではあるが、「高厚徹迎光」は理解し難いし、「光」を「牙」に変じてやはり説明のつき難い個所である。顧氏『攷證』はこの辺が「左傳」と異なることに注目する。

崔杼と太子光即位後の莊公とは「擘髮」の「齊東郭姜」にも登場している（『列女傳』注釈及び解説Ⅰ 頁一六六）。

⑦『毛詩』大雅、抑に、「聽用我謀、庶無大悔」とある。

九 魯の臧孫の母

臧孫の母は 魯の大夫臧文仲の母なり。文仲 將に魯の爲めに使して齊に至らんとす。其の母 之を送りて曰く、汝 刻しくして恩無し。好みて人を尽くし、力めて人を窮し、以て威と爲す。魯国 子を容れず。而して子をして齊に之か使む。凡そ茲の將に作らんとするや必ず 變動に於てす。子を害する者 其れ斯に於て事を発せんか。汝 其れ之を戒めよ。魯と齊と 壁を通ず。壁隣の国なり。魯の寵臣に汝を怨む者多し。又た皆 齊の高子・国子に通ず。是れ 必ず齊をして魯を凶り、汝を拘へて之を留め使めん。難いかな其の免るるや。汝 必ず恩を施し恵を布きて、而る後に出でて以て助を求めよと。是に於て 文仲三家に託し、士大夫に厚くして、而る後に齊に之く。齊果たして之を拘へて、而して兵を興して魯を襲はんと欲す。文仲 微かに人をして公に書を遣ら使むるに、其の書を得られんことを恐る。乃ち 其の辭を謬して曰く、小器を斂めて、諸を台に投せしめよ。獵犬を食ひて、羊裘を組れ。琴の合を、甚だ之を思ふ。臧なる我が羊よ、羊に母あり。我に食ましむるに同魚を以てす。冠纓は足らず、帶は余り有りと。公 及び大夫 相ひ互に之を議するも、能く之を知るもの莫し。人に言ふもの有り、臧孫の母は世家の子なり。君 何ぞ試に召して問はざると。是に於て 召して之に語りて曰く、吾 臧子をして齊に之か使む。今、書を持し來たるに、爾云う。何ぞやと。臧孫の母 泣襟に下りて曰く、吾が子 拘へられて木治有りと。公曰く、何を以てか之を知ると。対へて曰く、小器を斂めて 諸を台に投せしめよとは、言は 郭外の萌を取りて、之を城中に内れよとなり。獵犬を食ひ 羊裘を組れとは、言は 趣ぎ戰鬪の士を饗して、甲兵を繕へよとなり。琴の合を甚だ之を思ふとは 言は 妻を思ふとなり。臧なる我が羊よ、羊に母有りとは 妻に善く母を養ふべしと告ぐるなり。我に食ましむるに同魚を以てすとは、同は其の文錯なり、錯は鋸を治むる所以なり。鋸は木を治むる所以なり。是れ木治有りて獄に係がるるとなり。冠纓は足らず 帶は余り有りとは 頭 乱れて梳るを得ず、飢ゑて食を得ざるとなり。故に吾が子 拘はれて木治有るを知るなり。是に於て 臧孫の母の言を以て、境上に軍す。齊 方に兵を発し、將に以て魯を襲はんとするに、兵 境上に在るを聞きて、乃ち文仲を還して魯を伐たず。君子謂ふ、臧孫の母 微を識り速きを見ると。詩に云ふ、彼の妃に陟りて、母を瞻望すと。此の謂なり。

頌に曰く、臧孫の母、子の威を好むを刺す。必ず且に害に遇はんとすとし、援の依る所あら使む。既に三家に厚くしおきて、果たして齊に拘へらる。母、其の書を説し、子、遂に帰るを得。

〔注〕

①この話の直接の典拠は詳かにし得ない。魯の大夫臧文仲のことは『論語』をはじめ諸書に見えるが、この話の素材がどこに得られたのか、今のところ不詳である。すべてが作者の創作かも知れないが、なにがしかの素材は存在したであろう。ただそれらがすべて臧文仲の話として伝わっていたものかどうか疑わしく、恐らく様々な素材が複合されてこの話も構成されたのであろう。この母のことも不詳である。これだけ賢明な女性の話がまともにまわって伝えられていたものなら、その出身も名も明らかにされぬ筈はなかるうが、ただ「臧文仲之母也」とのみ紹介されるのは、特にこの母の言動の部分などが作者の創り出したものである可能性が高い一つの証とし得るかも知れぬ。

魯に使したのは、いつのことかわからぬが、『春秋』において、齊に使した有名な記載としては、「莊公」二八年に、「臧孫辰告羅干齊」が有り、『國語』魯語上にもこの時のことが記されている。しかしこの時文仲が囚われたり齊が魯を伐つた事実是不明である。

尚、直接関係はないが、『齊鐘離春』（辯通）にも、隱に関連する部分がある。

②この母の言葉は、勿論出処を明確にし得ないが、『左傳』襄公二十三年に、文仲の孫、臧武仲に対する孔子の言に、「知之難也、有臧武仲之知、而不容於魯国、抑有由也、作不順而施不恕也夫、夏書曰、念茲在茲、順事恕施也」とある（武仲の知については『論語』憲問篇にも、「子曰、若臧武仲之知、……文之以礼樂、亦可以為成人矣、」と云う）。しかし、この武仲への批判の言がこの文仲への諫め之言に何らかの影響を与えているのか否かそれ

は分からない。文仲に関して、ここに母の云う様な事実を的確に先行文献の中に見出すことは難しい。ただ、文仲に関する貶辭としては、『論語』公治長篇に、「子曰、臧文仲居蔡、山節藻梲、何如其知也」とあり、「衛靈公」には、「子曰、臧文仲其竊位者与、知柳下之賢、而不与立也」と見える。又、これに関連するものとしては『左傳』文公二年の、「仲尼曰、臧文仲其不仁者三、不知者三、下展禽、廢六閔、妾織蒲、三不仁也、作虛器、縱逆祀、祀爰居、三不知也」とあるのを注目できよう。「祀爰居」に関して、『國語』魯語上に、「海鳥曰爰居止於魯東門之外二日、臧文仲使國人祭之、展禽曰、越哉臧孫之為政也、……今無故而加典、非政之宜也云々」と展禽の文仲批判が見える。文仲に対する批判は、彼の魯国における政治的立場が大きく、責任も重いものであったことと無関係ではなさそうである。その行政が決定的な失敗に至り、魯国を危機にさらしたという様なことだけへの批判というのではなく、働기가大きかったが故に、人々からの風当たりもそれなりに多かつたということなのであろう。政治的に対立する者や競り合う権勢者も、当然多かつたわけであるから、彼への批判言は実は魯国自体の権勢の動向との関連で見えていくべき性格のものであるかも知れない。その方向への究明は今置くとしても、この様な彼の周囲の空氣の厳しさを前提としてながめ直せば、例えば、ここに示される様な懇切なる忠告が、母から文仲に与えられることもなんとか理解できそうな気がする。作者もこんなことを思い描きながら、ここで母が与える説論の言葉の筆の先から拈出していったのではあるまいか。下文の「魯之寵臣多怨汝者」は正しくこの様な事情を背景として、言葉としてこれを表わしたものであろう。尚、文仲の行政についての次の様な文も見えらる。即ち『鹽鐵論』周秦篇に、「臧文仲治魯、勝其盜而自矜、子貢曰云々」とある。

③王注は、「通壁」について、屋廬の相接するのを云い、「壁鄰」は近いことを云うのであるとする。

王注に、「微」について、隱匿することであり、人に見られないようにすることと云う。

「恐得其書」について、梁注は、『御覽』七六三引には、「恐人得之」に作ることを指摘する。

齊が魯を伐たんとした事件は、『左傳』にも幾度か見えるが、ここで作者がどのそれを話の背景として想定しているのか明らかではない。しかしもしかしたら作者はもともとその様なこまかい歴史事実などを厳密に選定しようという気持さえ持っていないかも知れないのである。その理由としていくつか目につくことを次に掲げる。「高子國子」にしても具体的にその名を定めていないし、臧文仲とその母だけが人物としては明確に定められ、魯の君主も唯「公」とのみ記されて、何公かも明記しないし、その他の重臣の名も明らかにされてはいない。これらも又、作者が文仲と母についての話を、典拠との関わりなどは超越してほとんどを創作したことの証とされるかも知れない。しかし或いは作者が参考にしたかも知れぬ資料が全く想定されないではない。関連は極めて薄いと思われるが、次に掲げる。『國語』魯語上に「齊孝公來伐、臧文仲欲以辭告、病焉、問於展禽云々、……展禽使乙喜以膏沐犒師、……齊侯乃許、為平而還」とある。話の性格はむしろ異なる部分の方が多いいけれども、齊が魯を伐たんとしたこと、(主役はむしろ展禽であるが)文仲が齊との折衝に苦慮したこと、結果的に齊との和が成立したことなどの形式の類似点が注目されても良さそうである。尚、このことは『左傳』僖公二六年にも記載されている。

④「台」について、王注は、これは地名であるとし、『春秋』襄公二二年に、「莒人伐我東鄙、囿台」とあり、杜注に「琅邪費県南有台亭」とあるのは即ちこれであると云う。又、臧母の説明に、「取郭外萌、内之於城中」とあるのからしても、城郭が有れば地名が有るのは当然だと云う。梁注は「段校に依り、「台」は「𡗗」字とし、『爾雅』の孫炎注(釋器)に、「𡗗、瓦器、受斗六升」とあるのを引く。今、兩説を存しておく。

「裘」について、梁注は、「古音渠之反」と云う。

「臧我羊、羊有母」について、王注は、「臧」は善の意。「羊」は「祥」、「祥」もまた「善」である。羊はその性が孝であり、善く母を養う。だから「美」「善」字はいずれも「羊」に従うのであると説明する。王説はもっ

ともであるが、このあたりの文が隠語で綴られているのなら、「臧」には「臧氏」の暗示も込められていると考えても良いのではなからうか。尚、蕭注は『禮記正義』に「羊羔跪乳」と云うと紹介するが、『公羊傳』莊公二十四年の何休注に、「凡贄、……卿用羔、……羔取其執之不鳴、殺之不号、乳必跪而受之、類死義知礼者也」とある。又、『春秋繁露』執贄篇に既に「羔有角而不任、設備而不用、類好仁者、執之不鳴、殺之不諦、類死義者、羔食於其母、必跪而受之、類知礼者」とある。

「食我以同魚」について、王注は、「同」と「銅」とは古字通ずる。「銅魚」は送死の器具であり、これで棺を飾る。食える物ではない。自分が身柄を拘禁され、飢え死にしような状況にあることをうったえているのであると解説している。梁注は、『御覽』七六三引には、「同」を「銅」に作る。古字では相い通じる。『周禮』春官、典同の鄭注にも「故書同作銅」とあることを指摘する。下文の臧孫母の解説よりすると、この両説を是とするのはためらわれる。特に王注の解釈は飛躍しすぎの感が強い。なお下注⑥を参照。

⑤「泣下襟」について、王注は、「襟」の上に「霑」字を脱する。「襟」と「衿」と同じである。『顔氏家訓』書證篇引曹大家注に、「衿、交領也」とあることを指摘する。ただしこの注が、必ずしもこの伝のこの部分に付せられた注であるというのではあるまい。

「木治」について、梁注は、『御覽』引の注に、「木治、楛也」とあることを指摘する。

「持書」を「四部叢刊」本にては「特書」に作る。

⑥「取郭外萌、内之於城中」について、王注は、「萌」は萌芽である。草木の根や果実を集め蓄えることに関連し、これらをしつかり収め蓄えて、敵側に利用されない様にせよと云うのである。「萌」と表現したのは、これは幼少の称である。だから小器を斂めることを意味している。王紹蘭（『列女傳補注校正』引）は、「萌」は民のことを云う。周秦時代の書には、民のことを「萌」で表すものが多い。この句はちょうど『禮記』月令に「四鄙入保」

と云っている様な意味で解すべきで、王注のとらえ方はいさかまわりくどいと云う。この指摘はもっともある。しかしこの書が暗号文面であるとするなら、王注の様な文字解釈も全面的に捨てるべきではあるまい。梁注も、古書では「悞」を「萌」に作るものが多いと述べている。

「臧我羊」について、梁注は、『御覽』ではこの下に「者臧善也」の四字が在ると指摘する。

「者告妻善養母也」について、梁注は、「者」を旧本では「是」に誤り、「告」の上に「善」字を衍するが『御覽』に従って改めたと云う。ただし牟房（『補注校正』引）も、この「善」は下の「善」に涉って誤ったものと云っている。「四部叢刊」本以下、「是善告妻善養母也」に作る。必ずしも校改しなくても読めるが、今一応梁注に従って読んでおく。

「同者其文錯」について、梁注は、『御覽』には「銅魚有文錯」に作ると云う。これについて歐氏『校證』は、孫詒讓『札彙』を引き、『玉燭寶典』四引には、「同」を「銅」に作る。又、『銅魚者其文錯』に作る。曹大家注に「魚鱗有錯文」とある。今本は「銅」を「同」に誤っている。「其文錯」句に「魚」字を脱している。『爾雅』釋魚に「鰓、大銅（、小者鮓）」とある。だからこれは食えるのであるが、銅魚は食えるものではない。『御覽』も誤本を引いたのであると云う。以上の孫説を是とする歐氏は『御覽』の「銅」は誤りである。今本の「同」は「銅」が壊れたものかさもななくば「銅」の借字と見るべきであろうと述べている。尚、蕭注引曹元忠も『玉燭寶典』に注目し、更に『爾雅』の郭注の「今青州呼小鱈為鮓」を掲げ、銅魚は正しく齊の産である。だから文仲は鋸にたとえたのであると述べる。前注④で既に指摘したごとく、「銅魚」と解するのにはやや無理があるろう。「同魚」は「銅」のことを意味するための語と見るべきであろう。それにしても「同者其文錯」は読み難い、「同」は下に「魚」が脱したかも知れぬが、そうでないとしたら「銅」の意と見て解するほかあるまい。尚、『大漢和辭典』は「同魚」に、『列女傳』のここを引用して、「やすりの隠語。同は銅。魚の古文がやすりの目に似て居る

からいう」と説明する。しかしこの説明は、特に「魚の古文云々」のところは納得し難い。何か他にもとづくところがあるのであろうか。

以上、「同魚」についての解釈は、この部分に於ては、「鯛」と見るのが正しいであろう。しかし『列女傳』の本文の問題としてこの辺りを読むと、「同魚」から「木治」への連想はいささかこじつけが過ぎる様に思われる。これは作者の自己満足による無理な構想の結果であろう。

「係」について、「四部叢刊」本は「保」に作る。『校證』は、「係」を是とし、『御覽』には、「撃」に作るが、これは「撃」の誤りであると指摘する。

⑦ 「発兵」を、「四部叢刊」本では「遣兵」に作る。

⑧ 「微」を、「四部叢刊」本では「高」に作る。

⑨ 『毛詩』魏風、陟岵に、「陟彼岵兮、瞻望母兮」とある。

⑩ 「使援所依」の「依」を、「四部叢刊」本では「危」に作る。歐氏『校證』は「危」の方が義勝ると云うが、「依」の方がむしろ義勝るのではなからうか。

一〇 晉の羊叔姬

叔姬は、羊舌子の妻にして、叔向・叔魚の母なり。一の姓は楊氏。叔向 名は昞。叔魚 名は鮒。羊舌子 正を好みて、晉に容れられず。去りて三室の邑に之く。三室の邑人、相ひ互に羊を攘みて之に遺る。羊舌子 受けず。叔姬曰く、夫子 晉に居りて容れられず。去りて三室の邑に之く。又 三室の邑に容れられずんば、是れ 夫子の容れざるに於てなり。之を受くるに如かずと。羊舌子 之を受けて曰く、昞と鮒とのために之を亨せんと。叔姬曰く、不可なり。南方に鳥有り。名づけて乾吉と曰ふ。其の子を食ふに、肉を扱ばず。子 常に逐げず。今 昞と鮒と童子なり。大夫に随ひて化する者 食ふに不義の肉を以てす可からず。之を埋めて以て与せざるを明らかにするに若かずと。是に於て乃ち盛んに甕を以てし、壚の陰に埋む。後二年、羊を攘むの事発す。都吏至る。羊舌子曰く、吾 之を受くれども、敢へて食はざるなりと。発して之を視せば、則ち其の骨存す。都吏曰く、君子なるかな、羊舌子。羊を攘むの事に与せずと。君子謂ふ、叔姬 能く害を防ぎ疑に遠ざかると為すと。詩に曰く、曰ふ無かれ頭ならず、子を云に觀るもの莫しと。此の謂なり。

叔向 申公巫臣氏に夏姬の女を娶らんと欲す。美にして色有り。叔姬 其の族に娶ることを欲せず。叔向曰く、吾が母の族貴にして庶無し。吾 舅氏に懲りたりと。叔姬曰く、子靈の妻は、三夫一君一子を殺し、而も一國兩卿を亡ぼす。爾 此に懲りずして、而も反つて吾が族に懲るるは何ぞや。且つ吾之を聞く、奇福有る者は必ず奇禍有り。而して甚だしき美ある者には必ず甚だしき悪有り。今是れ鄭穆の少妃なる姚子の子 子貉の妹なり。子貉 早死して後無し。而るに天 美を是れに鐘む。將に必ず是れを以て大いに敗す有らんとするなり。昔 有仍氏 女を生む。髪黒くして甚だ美しく、光きて人を眩す可きほどなり。名づけて玄妻と曰ふ。樂正夔 之を娶りて 伯封を生む。宥に豕心有り。貪 憚しきこと期母く、忿 戾なること屢く母し。之を封豕と謂ふ。有窮の后羿 之を滅す。夔是を用て祀られず。且つ三代の亡び、恭太子の廃せらるるは 皆 是の物なり。汝 何にか以ひ為すや。夫れ 美物は 以て人を移すに足ること有らんも。苟も 徳義に非ざれば 則ち必ず禍有らんと。叔向 懼れて 敢へて娶らず。平公 強ひて之を娶ら使む。楊食我を生む。食我 号して伯碩と曰ふ。伯碩 生まるる時、侍者

之を叔姫に謁げて曰く、長姒 男を産むと。叔姫 往きて之を視んとす。堂に及びて、其の号を聞く。而して還りて曰く、
やまいぬおとこみ 豺狼の声なり。狼子に野心あり。今 將に羊舌氏を滅ぼさんとする者は、必ず是の子ならんと。遂に肯へて見ず。長ずるに
 及びて、祁勝と乱を為す。晉人 食我を殺す。羊舌氏 是れに由りて遂に滅ぶ。君子謂ふ、叔姫 能く推 類すると為すと。
 詩に云ふ、彼の泉流の如し。淪るて膏以に敗るる無しと。此の謂なり。

叔姫の始めて叔魚を生むや、之を視て曰く、是れ虎目にして豕豚。鷹肩にして牛腹。谿穀は盈たす可きも、是れ 壓かしむ
 可からず。必ず賂を以て死せんと。遂に見ず。叔魚 長ずるに及びて 国の賛理と為る。邢侯と雍子と田を争ふ。雍子 其の女
 を叔魚に入れて、以て直とせんことを求む。邢侯 叔魚と雍子とを朝に殺す。韓宣子 之を患ふ。叔向曰く、三姒 同罪なり。
 其の生者を殺し、其の死者を戮せんことを請ふと。遂に邢侯氏を族し、叔魚と雍子を市に尸す。叔魚 卒に貪を以て死す。叔姫
 智と謂ふ可きなり。詩に云ふ、貪人は類を敗すと。此の謂なり。

頌に曰く、叔向の母情 性に察あり。人の生を推して、以て其の命を窮む。叔魚・食我、皆に貪 不正なり。必ず貨を以
 て死せんといひて、果たして卒に分争す。

〔注〕

①王注は、晉獻公の時に羊舌大夫が有る。これはその子孫である。『左傳』（閔公二年）に見えると云う。梁注（「羊
 舌氏之妻也」）は「也」字は衍であると云う。なるほど無い方が文は整う。『國語』晉語一にも羊舌大夫の名が見
 える。韋注に、「羊舌大夫、羊舌職之父也」とある。『左傳』閔公二年に、「羊舌大夫為尉」の杜注に、「羊舌大夫、
 叔向祖父也、」とある。「正義」に、「羊舌氏也、爵為大夫、号曰羊舌大夫、不知其名何也、此人生羊舌職、職生
 叔向、……譜云、羊舌氏、晉之公族、羊舌其所食邑也、或曰、羊舌氏、姓李、名果、有人盜羊而遺其頭、不敢不
 受、受而埋之、後盜羊事発、辞連李氏、李氏掘羊頭而示之、以明己不食、唯識其舌、舌存得免、号曰羊舌也、或
 曰者、不知誰為此言、杜所不從記異聞耳」とある。或説の出処は恐らく『列女傳』のここに源を發するものであ

ろう。ただしこの羊舌氏の盗羊の話がすべて劉向の筆より創り出されたものか否か明らかにはできない。しかし、羊盗みの話の原形は既に他に存在していたとしても、これを羊舌子や叔姫と関連ある話にしあげたのは『列女傳』が初めてなのではあるまいか。ところでここに登場する羊舌子は、叔向の父にあたる人物とされているから、羊舌職のことと思われるが、なぜ羊舌子とのみ称するのか不明である。又、この妻の名を叔姫とすることも『左傳』・『國語』には見えない。劉向は他に拠る所があつたのであろうか。単なる想像に過ぎないが、この固有名も羊舌子の話と同様に、この伝のために作者が創り出したものではあるまいか。『論衡』本性・『潛夫論』相列では叔姫の名を用いる。『列女傳』に依つた可能性が大きいのではなからうか。

この部分の話は、羊舌職が極端に潔癖であつたが、その妻は周囲の情勢を視ること、又、これに対応する道を夫以上に必得ていたことを語る。これは第二・第三の話に立体感を与える効果を持つ。潔癖の現実的意義を洞察しているからこそ、子の物欲や孫の野心を敏感に見ぬき、一族の将来を適確に推し得ることにならう。この話があることで、叔姫の予言ばなしに説得力が生じて来るのである。

尚、この部分の話は第二・第三話の素材となつたものを基として創作された可能性が強い、このことについては次注を参照。

「羊舌」を邑の名と見るものもあるが、この見解は興味深い（『通志』氏族略に「羊舌、晉邑名」）。

この伝は、三つの話で構成され、「君子謂」・「詩云」で各々の話がしめくくられる。後の二話には典拠が見出せるが、第一話には直接の典拠が見出せない。「母儀」にも、複数の話で構成されるものがあり、初の方に、作者の創作部分と思われる部分が置かれ、後に典拠の明確な話が連ねられるという形式の伝が見られた。「鄒孟軻母」や「魯季敬姜」などをこの形式の内に数えることができるであらう。

この他「仁智」では「楚武鄧曼」が二話形式をとる。

②「楊氏」について、『國語』晉語八に、「楊食我生」とある章注に、「楊、叔向邑也、食我叔向子伯石也、其母夏姬女」と云う。

「叔魚」について、『左傳』昭公一三年に、「七月丙寅、治兵于邾南、……羊舌鮒撰司馬、……次于衛地、叔鮒求貨於衛、淫芻蕘者、衛人使屠伯饋叔向羹與一簋錦、……叔向受羹反錦、曰晉有羊舌鮒者、瀆貨無厭、亦將及矣、為此役也、子若以君命賜之、其已、客從之、未退而禁之」とある。叔魚と賄のことについては、『國語』晉語八に、「叔魚生、其母視之、曰、是虎目而豕喙、鷲肩而牛腹、谿壑可盈、是不可廢也、必以賄死、遂弗視」とある。叔魚が殺されたことは「昭公」一四年に見える。即ち「邢侯怒、殺叔魚與雍子於朝云々、……仲尼曰、叔向古之遺直也、治國制刑、不隱於親、三數叔魚之惡、不為末減、曰義也夫、可謂直矣云々」とある。尚、この資料は第三話に関連する（後注⑩⑪）。

尚、賄に対する叔魚の母の考えや叔向の対応の様子、更には、『國語』・『左傳』などに見える羊舌大夫や羊舌職の言動に関する記載を見ていくと、この伝のこの部分の話の具体化にはかなりの距離はあるものの、これらの素材には、羊舌氏の好正や盜羊を贈られた羊舌子に対する妻の進言の話へと、スムーズに通じていく雰囲気があることに気付くのである。又、この話には妻の発言力が注目されるが、それは羊舌虎の話（注⑩）からも彷彿される。

③「是於夫子」について、王注は、「於」字は「彰」に作るべきであると云う。必ずしも明解とは云えない。読み難い句であるのはたしかだが、今一応原文のまま読んでおく。

④「食其子……常不遂」について、王注は、「食」の音は「嗣」、「遂」は長である。子に飼するのに肉を舂んで与えないから、子が立派に生長できないの意だと説明している。

⑤「大夫」について、梁注は、廬校に、「大人」に作ると云う。しかしやはり「大夫」のままが良い。「梁注」本も

「大夫」のまままで読んでゐる。正しい選択と思われる。

⑥「墟陰」について、王注は、「墟」と「廬」と同じ。「廬陰」は屋後のことと説明する。

⑦「都吏」とは都邑の吏のことであると王注は説明している。

梁注は、この話の後に、『左傳』閔公二年「正義」引の羊舌子と盜羊のことを紹介している（注①参照）。

この伝の第一話がここで終る。ここまでの話は、出処を詳かにできない。

⑧『毛詩』大雅、抑に、「無曰不頭、莫子云觀」とある。「四部叢刊」本は「云」を「去」に作る。

⑨『左傳』昭公二八年に、これ以下の第二話の典拠があるようである。即ち、「初叔向欲娶於申公巫臣氏、」とある。

「夏姫之女」とか「美而有色」とかは作者のつけ足しによるものであろう。「陳女夏姫」（擘擘）参照。

⑩『左傳』昭公二八年には、「其母欲娶其党、叔向曰、吾母多而庶鮮、吾懲舅氏矣、其母曰、子靈之妻殺三夫・一君・一子、而亡一國・兩卿矣、可無懲乎」とある。ここでは「不欲娶其族」となっている。王・梁注の云うように「不」は衍字かも知れないが、この断定は安易だと思われる。作者は、「其族」に変じているのだから、特に夏姫の側から娶ることを望まなかったと表現しなかったのであろう。「擘擘」に夏姫をとりあげていることからしても、作者はこの母の言葉に積極的な夏姫拒否の気持が強いことを示したかったと見るべきである。「不」は衍字ではなく、『左傳』の文は作者によって改変されたものと考えたい。尚、『左傳』の「欲娶其党」にあたる部分は、上述の如く改変したし、以下の文の続きぐあいでも間接的にこの母の考えは察せられるうえに、作者の強調したい部分ではなかったので省いたままにしたのであろう。ただこれは優れた処置とは言い難く、有る方が意味は良くわかる。一つには改変による失敗とも云える。

「吾母之族、貴而无庶」も『左傳』とは少異なる。『左傳』の「多而云々」は必ずしも理解しやすくはないこと、後の「懲」の語は、「貴」とする方が生きて来ると考えたのであろう。これと関連して、叔姫の嫉妬のこと

が『左傳』襄公二二年に見える。即ち、「初叔向之母妬叔虎之母美而不使云々」とある。尚、この話は第一話の、夫に対する妻の発言の影響力の強さをも彷彿させる話である。

「三夫云々」は、『左傳』成公二二年に、巫臣が子反を諫める言に、「是天子蠻、殺御叔、殺靈侯、戮夏南、出孔儀、喪陳国云々」とあるのと関連づけても「一夫」が足りない。ただ「成公」二年には続いて襄老の死も記すから、これを「一夫」に数えているのかも知れない。しかし『列女傳』で、「二君」以下は『左傳』と同じと見るにしても、「三夫」を果たして『左傳』と同じに見たか否か疑問である。なぜなら、「陳女夏姬」は『左傳』成公二年を基本資料とする如く見えつつも、実は「子蠻」を加えてはいないからである（『列女傳』注釈及び解説I 頁一六〇注⑩参照）。かの伝のまとめるところよりすると、泄治・御叔・襄老を「三夫」に数えるべきものらしくである。ことは直接関係しないが、『左傳』の場合も、「三夫」をどう数えるか、「子蠻」とは具体的に誰と考えるか、必ずしも明確とは云い難い。かの伝で作者が「子蠻」を省いた理由は、案外このあたりに在るのかも知れない。

「而反懲吾族何也」は『左傳』には無い。これは『列女傳』の改筆が優れている。子につめ寄る母の気迫がリアルである。尚、前述の如く、『左傳』襄公二二年に叔向の母の嫉妬深い話が見えている。

⑪『左傳』には前引に続き、「吾聞之、甚美必有甚惡、是鄭穆少妃、姚子之子、子貉之妹也、子貉早死無後、而天鍾美於是、將必以是大有敗也、」とある。「子貉」を杜注は「鄭靈公夷」とする。ところが「成公」二年の「天子蠻」（注⑩）の杜注にも、「子蠻、鄭靈公、夏姬之兄」とある。杜注に依れば「子貉」は「子蠻」と同一人ということになる。『左氏會箋』などは別人であると解する。しかし疑問は晴れない。未詳としておく。

「有奇福云々」は作者の付加文であろう。

⑫『左傳』には、前引に続いて、「昔有仍氏生女、黠黑、而甚美、光可以鑑、名曰玄妻、樂正后夔取之、生伯封、

実有豕心、貪憚無廢、忿類無期、謂之封豕、有窮后翦滅之、夔是以不祀、且三代之亡、共子之廢、皆是物也、女何以為哉、夫有尤物、足以移人、苟非德義、則必有禍、叔向懼不敢取、」とある。

「光可監人」について、王注は「左傳」には「鑑」に作ると指摘し、梁注は古今字であると云う。

「宥有豕心」について、王注は云う。「右」を「左傳」には「実」に作る。これは字形の誤りであると。梁注は、「寔」の誤りであろうと云う。各々一説ではあるが、「宥」のままでも読める。必ずしも「左傳」の通りに改める必要はない。

「貪憚毋期」について、蕭注に、胡承珙の指摘に依って、「呂氏春秋」懷寵篇の「徵斂無期、(求索無厭)」を掲げ、高注「期、度、(厭、足)」を、又、「説文」の「度、法制也」を紹介する。これによっても読める。

「忿戾無廢」について、梁注は、「左傳」には「貪憚無廢、忿類無期」に作ると指摘する。前引参照。これも作者の改変と見れば良からう。

「恭太子」について、王注に、太子申生の諡と説明する。尚、「列女傳」注釈及び解説Ⅰ 頁一三九「晉獻驪姫」参照のこと。

「夫有美物足以移人」の「美物」は、「左傳」には「尤物」となっている。「美物」の方が読み易い。ただ「皆是物也」とある点を考慮すれば、「美物」では少し軽い感じもする。又、「非德義云々」にも続くのだから、「左傳」の「尤物」の方が語としての貫禄を有すると云えそうだ。

⑬「左傳」昭公二八年には、前引に続いて、「平公強使取之、生伯石、伯石始生、子容之母走謁諸姑、曰長叔似生男、姑視之、及堂、聞其声而還、曰、是豺狼之声也、狼子野心、非是、莫喪羊舌氏矣、遂弗視」とある。こまかな部分にいくつか異が見える。先ず、伯石の誕生を報らせるのは、「左傳」で「子容之母」としているのを、「列女傳」はあっさり「侍者」に置き変えている。杜注は「子容母叔向嫂、伯華妻也、姑叔向母」と云う。「伯華」

は「昭公」五年に見えるように叔向の兄羊舌赤と云われる。『列女傳』が「子容之母」を用いなかったのは、「姑」ではなく主人公の名「叔姬」を用いているし、『左傳』のまま用いれば、更めて人を説明することが必要なうえに、重要な役割もない人の名を用いる必要はないと考えたからであろう。「往視之云々」の部分もやや異なるが、これはむしろ後に示す『國語』の文に影響されたものであろう。『論衡』本性篇に「叔姬」の名を用いる。

『列女傳』では、「楊食我」と「伯碩」とを結付ける説明文を入れる。『左傳』にはこれは無いが、それは、これらのエピソードは、単に「夏六月、晉殺祁盈及楊食我云々」を説明するために挿入されているのだから、『列女傳』の様な処置を特に必要とはしないからであろう。即ち『列女傳』は、「叔姬」の将来までも見透す眼力の確かさを話の中心とするのだから、食我の事件を主とし、羊舌氏滅亡の因縁話の紹介を従とする『左傳』の文の展開とは当然異なった形式をとることになったのである。しかし『左傳』のまとめ方を意識するから、「白頤」を「楊食我」にそのまま置き換え得ず、「白頤」の部分はそのまま残して、「楊食我」とこれを結び付ける文を加え置く形式をとることになったのである。

「今將滅羊舌氏、必是子也」は、『左傳』の表現をやや具体的にわかり易くつくりかえたと見得る。

尚、『國語』晉語八に、「叔魚生、……遂弗視、楊食我生、叔向之母聞之、往及堂、聞其号也、乃還、曰、其声豺狼之声也、終滅羊舌氏之宗者、必是子也」とある。ここでの表現の変更は『國語』に依っていると考えられる。先の「往視之云々」も、やはりこの『國語』に依るところがあろう。

⑭この部分は『左傳』のこの話の正文としての、「夏六月、晉殺祁盈及楊食我、食我祁盈之党也、而助乱、故殺之、遂滅祁氏羊舌氏」に相当するであろう。前注にも指摘した如く『列女傳』は『左傳』のまとめ方とは逆の形にまとめ変えていると見て良いであろう。

⑮『毛詩』小雅、小旻に、「如彼泉流、無淪胥以敗、」とある。

⑬『國語』晉語八（前引「楊食我云々」の前）に、「叔魚生、其母視之、曰、是虎目而豕喙、鳶肩而牛腹、谿壑可盈、是不可廢、必以賄死、遂弗視」とある（注②引）。ほとんどそのまま『國語』の文のままと云えるが、「遂弗視」は、『列女傳』は「遂不見」に作る。これは前の楊食我的话で、『左傳』の「遂弗視」を「不肯見」に変じたことに合わせてこうしたのであろう。食我の場合、視ようとしたが、声を聞いただけで、見もしなかったのと區別する気持があつたかも知れないが、叔魚の場合は、その様子を実際にしななければ「虎目云々」の判断は下せないのだから「不見」で區別することに意義はなくなるであらう。ただこの部分は『國語』においても「視之」・「弗視」となっていて、前の場合と後の場合の意味の區別が難しい。そこで韋注は、「弗視」に対しては「不自養視也」と説明を加えている（前の「視之」は「之を視んとす」と読めば良からう）。ところで『列女傳』では、食我的话の「視」「見」に合わせようとしたために、叔魚の話の場合にはかえって失敗したように思われる。

⑭この部分は、『左傳』昭公一四年の文（前注②引）及び『國語』晉語九の文などを基本資料にしたものと思われる。しかしどちらかと云えば『國語』に近い。『左傳』に、「晉邢侯与雍子争鄆田、久而無成、士景伯如楚、叔魚攝理、韓宣子命断旧獄、罪在雍子、雍子納其女叔魚、叔魚蔽罪邢侯、邢侯怒、殺叔魚与雍子於朝、宣子問其罪於叔向、叔向曰、三人同罪、施生戮死可也、……鮒也鬻獄、邢侯專殺、其罪一也、己惡而掠美為昏、貪以敗官為墨、殺人不忌為賊、夏書曰、昏墨賊殺、臯陶之刑也、請從之、乃施邢侯、而尸雍子与叔魚於市、」とある。叔魚と賄のことにについては、『左傳』昭公一三年にも見え、既に注②で紹介している。『國語』晉語九に、「士景伯如楚、叔魚為贊理、邢侯与邢子争田、黴子納其女於叔魚以求直、及蔽獄之曰、叔魚抑邢侯、邢侯殺叔魚与黴子於朝、韓宣子患之、叔向曰、三姦同罪、請殺其生者、而戮其死者、宣子曰、若何、对曰、鮒也鬻獄、黴子賈之以其子、邢侯非其官也、而干之、夫以回鬻國之中、与絶親以買直、与非司寇而擅殺、其罪一也、邢侯聞之逃、遂施邢侯氏、而尸叔魚与黴子於市、」とある。「贊理」・「以求直」・「韓宣子患之」・「殺其生者而戮其死者」などの特徴を

照合しても、『國語』のこの部分に近似していることが明らかと云える。

「遂族邢侯氏」については、『國語』には、「遂施邢侯氏」とあり、『左傳』は、「乃施邢侯」となっている。『國語』章注は、「施、施劾捕也」と云う。『左傳正義』昭公一四年引孔晁『國語』注には、「廢其施也」とある。「正義」の説によれば、孔晁は「施」を「弛」と読み、「廢」と訓じたのである。『家語』にもこのことを載せて、「弛」とし、王肅は、「弛」を「施」につくるべきだと云う。服虔は、罪を邢侯に施すことで、「施」は「劾」のごときであるとする。董氏『國語正義』は章注を敷衍して、邢侯が聞いて逃げたので、「須劾捕、捕得則殺而陳之」と説明する。王、梁・蕭注もこれらの諸家の文字解釈を注目している様であるが、単に『左傳』・『國語』・『家語』の文字の異同を比較するだけでは適切な解を得ることはできないであろう。そこで、次に作者が両文献を見ながら、この「施」字をどうとらえたのか考えてみたい。

『列女傳』の「族」字は、あるいは単に「施」字を誤っただけなのかも知れない（顧廣圻説）。

しかし敢えて作者は「族」字を用いたのだと考えるなら、『國語』の「施」を、孔晁の如く、其の族を廢する意と見たのであろうと把握できる。『國語』では、先に「殺其生者」とし、邢侯が逃げたことを記して後「遂施邢侯氏」とまとめるが、『左傳』は、「施生」とし、邢侯が逃げたことは省略して、「施邢侯」とまとめる。だから『左傳』では、「施」は杜注の云う如く単に「行罪」の意と解してさしつかえはないであろう。『國語』では、邢侯が逃亡したことを記すために、「殺」と「施」とに区別している。『國語』の「施」には、『左傳』と少異なる意味内容が込められていよう。恐らくは『國語』に依ったと思われる劉向は、『左傳』とはやや叙述の異なることを比べ観て、彼の如くここが「施」ままで、『左傳』との混同があればかえって解し難くなることを考慮して、敢えて「族」と改字したのだとも見得るだろう。

⑱ 伝例から見て、当然「君子謂」があるべきだと思われる。ただ「可謂智」の上につき「君子謂」が重なっては表

現上ふさわしくないとわざと除去したと考えられなくもないが、決定的な理由とはなし難い。脱落したと見るのが当たっているかも知れぬ。

⑱『毛詩』大雅、桑柔に、「貪人敗類」とある。

尚、付言する。徐氏『左傳疏証』は、この伝について、これもやはり『左傳』が『列女傳』より採った例に数えられると云うが、他伝の場合に反論したのと大差なく、『列女傳』が『左傳』に先行することを積極的に立証し得てはいない。ここには更めて取り上げるまでもないので省略する。尚、『左傳疏証』の指摘の問題点については、『列女傳』注釈及び解説Ⅰ「衛姑定姜」注⑦（頁六六）・Ⅱ「晉文齊姜」注⑤⑦⑨⑩頁一六〇・「曹僖氏妻」注④頁一一六や、「魯莊哀姜」注④（『紀要』四一）などに論じている。

晉の范氏の母は 范獻子の妻なり^①。其の三子 趙氏に遊ぶ。趙簡子 馬に園中に乗る。園中に株多し。三子に問ひて曰く。奈何と。長なる者曰く、明君は問はざれば為さず。乱君は問はずして為すと。中なる者曰く、馬足を愛すれば、則ち民力を愛する無し。民力を愛すれば 則ち馬足を愛する無しと。少なる者曰く、三徳を以て民を使ふ可し。設令^{かごに} 株を山に伐らしむ。將に馬^{うまのしんじょう} 為^{ある} 有らんとするに、已にして園を開きて之に株を示す。夫れ山は遠けれども園は近し。是れ民の一悦なり。夫れ險阻^{けんそ}の山なるべきに、平地の株を伐る。民の二悦なり。既に畢りて、賤売す。民の三悦なりと。簡子 是に従ふ。民 果たして三悦す。少子 其の謀を伐り、歸りて以て母に告ぐ。母 喟然として歎じて曰く。終に范氏を滅ぼす者は必ず是の子なり。夫れ 勞を施すを伐り功とするは能く仁を布く鮮し。詐を行ふに乗じ偽るは能く久長なる莫し。其の後 智伯 范氏を滅す。君子謂ふ、范氏の母 難の本を知ると為すと。詩に曰く、爾祖を忝しむる無かれ。式^もて爾の訛を救へと^④。此の謂なり。頌に曰く、范氏の母、徳を貴び信を尚ぶ。小子 三徳いひて 詐を以て民に与ふ。其の必ず滅ぶるを知るに、能く仁有る鮮きをもてす。後 果たして禍に逢ひ、身は死し 国は分かる。

〔注〕

①この話の典拠は詳かでない。ただ話の性格は前伝に似て、一族の滅亡に関する因縁めいた内容である。前は羊舌氏、ここは范氏で、いずれも晉の名族である。梁注も指摘するが、『説文繫傳』卷一一の「株」下に引いて、「劉向列女傳曰、智伯之園多株、不便干馬、范氏之子謂伐之也」と云う。今本とは少し異なるが、なぜなのか理由は明らかでない。或は概略を載せたからかも知れない。

王注は、獻子は宣子の子 范鞅であると説明する。

②「將有馬為也」について、王注は、「馬」字は上文に涉りて、ここに誤り加えられたものと判断している。一説

である。しかしこの字を去っても、文は必ずしも明確になるとは云えない。だから今「馬為」のままて読んでおく。

「夫險阻之山」について、王注は「夫当作去」と云うが、かえって無用の改字と思われる。「夫」のままて読んでおく。

③ 范氏の衰亡の記載については、先ず『左傳』昭公二九年に、「冬、晉趙鞅荀寅帥師城汝濱、遂賦晉国一鼓鉄、以鑄刑鼎、著范宣子所為刑書焉、仲尼曰、晉其亡乎、失其度矣、……且夫宣子之刑、夷之蒐也、晉国之乱制也、若之何以為法、蔡史墨曰、范氏中行氏其亡乎云々」とある。また『定公』一三年に、「冬十一月、荀躒・韓不信・魏曼多奉公以伐范氏中行氏、弗克云々」とある。『荀躒』は「荀盈之子、知文子也」(昭公九年杜注)である。又、『昭公』三一年杜注に「知伯荀躒」とある。『定公』一四年に、「文子使告於趙孟曰、范中行氏雖信為乱、安干則殺之、……(安干)乃縊而死、趙孟尸諸市、而告於知氏曰云々」、「冬十二月、晉人敗范中行氏之師於潞」とある。

「哀公」二年に、「簡子誓曰、范氏中行氏反易天明、斬艾百姓、欲擅晉国而滅其君」とあり、同五年に「春、晉圉柏人、荀寅・士吉射奔齊」とある。「士吉射」は「范昭子」即ち「范獻子」の子である。

④ 『毛詩』大雅、瞻卬に、「無忝皇祖、式救爾後」とある。王注は、『毛詩』は上の「爾」を「皇」に作ることに、「訛」を「後」に作ることを指摘し、ここは誤っていると云う。梁注も『列女傳』が誤りだろうと云う。しかし『詩三家義集疏』は、魯詩は「皇」を「爾」に、「後」を「訛」に作るとし、『爾雅』釋詁下(「話猷載行訛言也」)の注「世以妖言為訛」を引いている。ところで『四部叢刊』本は『毛詩』に同じく、「無忝皇祖、式救爾後」に作る。『文選樓』本は「無忝尔祖、式穀尔訛」に作る。この伝の少子のことと『詩』句を結びうとしたのなら「訛」がふさわしい様に思うが、『毛詩』とは意味も異なってくる。従来の説の如く、劉向魯詩説で処理すべき問題なのかも知れないが、作者の単なる記憶違い。又は伝本の誤写も考えられなくはない。いずれとも決し難しいが、今

一 応梁注本のままに読んでおく。

⑤ 「三徳」について、「四部叢刊」本は「三悦」に作る。

一一一 魯の公乗の嬖

魯の公乗の嬖は、魯の公乗子皮の嬖なり^①。其の族人死す^②。嬖之を哭すること甚だ悲し。子皮、嬖を止めて曰く、之を安んぜよ。吾、今に姉を嫁せんと。已に時を過ぐ。子皮、復た言ふことをせず。魯君、子皮を以て相と為さんと欲す。子皮、嬖に問ひて曰く、魯君、我を以て相と為さんと欲す。之を為さんと。嬖曰く、為すこと勿かれと。子皮曰く、何ぞやと。嬖曰く、夫れ喪に臨みて嫁を言ふ。一に、何ぞ礼に習せざる。後、時を過ぐるに言はず。一に、何ぞ人事に達せざる。子、内は礼に習せず。外は人事に達せず。子、以て相と為る可からずと。子皮曰く、嬖、嫁せんと欲せば、何ぞ早く言はざると。嬖曰く、婦人の事、唱ありて而る後和す。吾、豈に嫁せんと欲するの故を以て子を数せんや^③。子、誠に礼に習せず。人事に達せず。此を以て一國に相たりて、大衆に抛らば、何を以て之を理めん。譬ふるに、猶ほ目を揜ひて黑白を別つがごときなり。目を揜ひて黑白を別つは、猶ほ患無きなり。人事に達せずして、國に相たるは、天咎有るに非ずんば、必ず人禍有らん。子、其れ為すこと勿かれと。子皮、聴かず。卒に受けて相と為る。居ること未だ期年ならずして、果たして誅せられて死す。君子謂ふ、公乗の嬖、事に縁りて、弟の禍に遇ふを知る。智と謂ふ可し。礼を待ちて然る後に動き、苟にも情に触かされず。貞と謂ふべしと。詩に云ふ、擇よ^{かれは}、風それ汝を吹く。叔よ伯よ、唱すれば、予、汝に和すと。又た曰く、百爾の思ふ所、我が之く所に如かずと。此の謂なりと。

頌に曰く、子皮の姉、事に縁りて理を分かつ。子皮、魯に相たらんとして、其の禍の起るを知る。姉、子皮を諫む、殆し止むるに如かずと。子皮、聴かず。卒に宗の恥と為る。

〔注〕

①この話の典故も詳かでない。弟の日頃の態度を見て忠告する。そして、話が彼の滅亡と宗族の恥という結果に終るのは、前二伝の雰囲気を引き継いでいる。ただ話の中では、女性の婚嫁のことがむしる強い印象を与え、これと

子皮への忠告との結び付きはいささか強引の感がなくもない（両素材の関連は後注⑤に説く）。この姒の言を掲げつつ、作者はむしろ女性の婚のことを語りたのではないかと、つい読者は一時的な錯覚を起こしかねない。婚についての通念を混えつつ話が展開する点では、次の「魯漆室女」も「魏曲沃負」も同様と云える。そしていずれも典拠を明確にできない。又、女性倫理の条目を話に混えて説く形は、「母儀」の後半にも見られた。この様な形式の話は、『列女傳』作成における作者の意図がとりわけ濃厚に作用して形成されただろうとの感が強い。断言はできないが、女性倫理の条目を骨子にして、このストーリーは作者の筆の下より生まれ得た可能性が大である。女性の言がいやに理屈っぽくなるのがこの形式の話の特色である。

梁注は、伝例から、姉のことを「姒」と云うのだとする。王注は「公乘」は姓。「子皮」は名と云う。

②梁注は、盧校に「其夫死」に改むると云う。「族人」ではたしかに解し難いが、「夫」に改めることにも確かな根拠はない。この姒は嫁することに拒否の姿勢を示していない。「夫」としたら、かえって「貞順」のテーマとの調和はよろしくない。

③「婦人之事、唱而後和」は、その根源は「婦人三従」（『儀禮』喪服）などに発する考え方であろう。『後漢書』荀淑伝に、「牡為唱導、牝乃相従」とあり、『關尹子』三極篇には「夫者倡婦者隨」とある。又、『白虎通』嫁娶篇には、「礼男娶女嫁何、陰卑不得自專、就陽而成之、故伝曰、陽倡陰和、男行女隨」とある。「陽倡云々」は『易緯乾鑿度』の文である。『毛詩』鄭風、丰の序に、「昏姻之道欠、陽倡而陰不和、男行而女不隨」と見える。なおこの伝の姒を語るにこのことが使用されたのは、後に引く『詩』の「倡子和女」が作者になんらかのヒントを与えたからかも知れない。

「教」について、王注に「速」字で解し、ここの意味を説明して、婦人の事は 唱いいたされてからこれに和あじることが本来の姿である。あなたが嫁のことを言い出しもしないのに、どうして私の方からあなたに催促しようかと云

っているのだとする。しかし『補注校正』引牟房は、「責讓」の意と考え（『漢書』項籍伝注に「数、責也」、「戰國策』秦策注に、「数、讓」）、この意味を解説して、責めとがめるのは、礼に習熟していないこと、人事に達していないことをである。子皮は、姉が嫁せんと望むから自分をこんなふう責めたと疑っているようだが、姉は、そのために責めたのではないと弁明しているのであるとする。牟氏説も興味深い、「婦人云々」が前にあるから、「数」が指す内容としては王注説に従うのが妥当と思われる。ただ「数」字の意味はやはり「責」と見ても良いであろう。梁注も「責」の意とし、蕭注に、この例として『左傳』僖公二八年の、「数之、以其不用僣負羈」を引いている。

④「衆」を、梁注は「政」に作るものがあると云う。「四部叢刊」本は「政」に作るが、「文選樓」本以下「衆」に作る。歐氏は「衆」に作るのが義近しとする。今「衆」のまま読んでおく。

⑤既に前注①に述べた如く、この姒は范氏母や羊叔姬の様に、近親者を予言的に諫めることでその智と評価される点が共通している。ただこの姒の智は、彼女自身の確たる礼意識にうらづけられていると設定される点は前二伝に異なる。范氏母の忠告も、仁を媒介に形成されている点に注目すると、前伝と共通した理念が流れていると云えなくもないが、この伝の姒の礼は、彼女自身がその実践者であるとされる点が異なる。この伝で明智の根底に礼が据えられた点は注目されて良い。この「仁智」に列せられる女性が、これまでほとんどその「智」においてのみ紹介されている感が強い中で、この姒は彼女自身が正しい礼の実践者なのである。作者が「仁智」に託する意図は次の如く考えられる。「智」はその人の「仁」のうらづけを有する時に最も良くその効果を發揮すると思いたいのであろう。ただ作者がこの「仁智」を構成するに先だって、予めこの思想を用意していたかどうかの判定は難かしい。これまでの各伝は、既述の如く、特にその「智」に重点が置かれている如く読めるからである。だから或いは「智」に重点を置きすぎたことに反省せざるを得なかった作者の気持が、この伝あたりに露呈する

ことになったのかも知れない。それだけこの伝は一方に傾き過ぎた流れを平衡に反すべく、作者によって意図的に作成された可能性が大きいと思うのである。女性が主人公の集伝であるから、女性倫理を明確に掲げなければならぬ。そこで婚や嫁に関する儒教倫理がこの様なかたちで唐突の感もあるがこの伝に持ち込まれたのである。そしてこの類似形式はこの伝以下にも色厚く流れ続いていく。

⑥『毛詩』鄭風、摯兮に、「摯兮摯兮、風其吹女、叔兮伯兮、倡予和女」とある。

⑦『毛詩』邶風、載馳に、「百爾所思、不如我所之」とある。この句は「陶荅子妻」(賢明)にも使用している(『列女傳』注釈及び解説Ⅱ 頁六三)。

一伝に「詩」を並べて二つ引用する例は珍しい。本来はこの句のみが媒の智を語る伝の正式の引用句となるのであるが、嫁に関するテーマに連なる『詩』の句として前注⑥の部分で引用されているのである。この嫁に関する倫理条目にも作者は強い関心を置いていた証として良いであろう。婚嫁の問題は巻四「貞順」で集中的にとりあげている。

⑧「縁事分理」について、梁注は、「理」を「礼」に作るもの有りと云う。「四部叢刊」本は正しく「礼」に作る。ただ「四部叢刊」本には、「明事分礼」とある。この方がこの伝にはふさわしい様にも思えるが、今一応「縁事分理」のまま読んでおく。

一三 魯の漆室の女

漆室しつしつの女は、魯の漆室邑しつしつの女なり。① 時を過ぐるに未だ人に適かず。穆公の時に当たりて、君は老い、太子は幼なり。女 柱に倚りて嘯く。② 旁人かたわらのひと 之を聞きて、之が為めに慘まざる者莫し。③ 其の隣人の婦 之に従ひて遊び、謂ひて曰く 何ぞ嘯くこと悲しきや。子 嫁せんと欲するか。吾 子が為めに偶を求めんと。漆室の女曰く、嗟乎 始め吾 子を以て知有るひと為す。④ 今 識る無きなり。吾 豈に嫁せざるが為めに樂しますずして悲しまんや。吾 魯君は老い、太子は幼なるを憂ふと。鄰婦笑ひて曰く、此れ乃ち魯の大夫の憂なり。婦人何ぞ焉に与らんと。漆室の女曰く、然らず。子の知る所に非ざるなり。昔 晉の客吾が家に舎す。馬を園中に繋ぐに、馬 佚して馳走し、吾が葵を踐みて、我をして終歳葵を食はざら使む。隣人の女 奔して人に隨ひて亡ぐ。其の家 吾が兄に之を行、追はんことを倩ふ。霖水の出づるに逢ひて、流に溺れて死して、吾をして終身兄無から令む。吾聞く、河は九里を潤すに、漸洳は三百歩と。今、魯君は老悖し、太子は少愚にして、愚偽 日々に起る。夫れ魯國に患有れば、君臣父子 皆 其の辱を被り、禍は衆庶に及ばん。婦人 独り安くにか避くる所あらんや。吾 甚だ之を憂ふ。子乃ち婦人與る無しと曰ふは何ぞやと。鄰婦 謝りて曰く、子の慮る所は 妾の及ぶ所に非ずと。三年にして、魯果たして乱れ、齊・楚之を攻む。魯連に寇有りて、男子は戦闘し、婦人は輻輸して、休息するを得ず。君子曰く、遠きかな 漆室の女の思やと。詩に云ふ 我を知る者は、我を心憂すと謂ひ、我を知らざる者は、我 何をか求むるやと謂ふと。此の謂なり。

頌に曰ふ、漆室の女 計慮 甚だ妙なり。維れ魯 且に乱れんとすとみて、柱に倚りて嘯く。君は老い嗣は幼なれば、愚悖にして姦生すと。魯 果たして擾乱して 齊 其の城を伐つ。

〔注〕

①この話の典故も前伝と同じく不詳である。ただ、前伝や次伝には嫁についての理念が意図的に組み込まれている

が、この伝にはこれはない。しかし嫁のモチーフのみはこの伝にも使用されている。全くの作者の創作というよりも、なんらかの素材が既に存在していたのではないかとも思われる。「韓詩外傳」卷二の「魯監門之女嬰」の話はいくつかの類似点を持つ。あるいはこの話の基本素材とされたかも知れない（顧廣圻『攷證』も注目）。

「漆室邑」について、王注は『續漢書』郡國三の「東海郡……蘭陵有次室亭」を紹介し、（劉昭）注の「地道記曰、故魯次室邑、列女傳有漆室之女、或作次室」を掲げる。梁注は、「漆」・「次」は一声の転とし、「論衡」實知篇（魯侯老、太子弱、次室之女、倚柱而嘯）・「潜夫論」釋難篇（是以次室倚立而嘆）がいずれも「次室」に作ることを指摘する。又、「御覽」四八八引には「七室」に作り、注に「一邑七宮也」とあるが、「宮」は「室」字の誤りであるとす。尚、「墨子」貴義篇に、「昔者周公旦朝讀書百篇、夕見漆十士」（注に「畢沅云、漆、七字仮音」とあるのに注目し、「晉羊叔姬」にも「三室之邑」とあるから、旧注にも必ずよりどころがあるとしている。蕭注は、『水經注』泗水に應劭『十三州記』を引いて「漆郷、邾邑也」とあること、『左傳』襄公二一年に「邾庶其以漆閭丘來奔」とあるの等によれば、「漆」はもと地名で、「室」・「邑」を連ねる表現はおちつかないとする。又、曹元忠説を引き、「太平寰宇記」の沂州承県下に『十三州志』を引いて、「蘭陵、故魯之次室邑也、其後楚取之、改名蘭陵、列女傳云、魯次室女倚柱而歎曰、君老太子幼、諸女笑之、次室女曰、君老必愚、太子幼必悖、愚悖之間、其乱必生、竟如其言、」とあるのを掲げ、皆「次室」に作ると云う。

②「嘯」について、王注は、口を吹いて声をなすことだと説明する。梁注は、『後漢書』劉陶伝（是以追悟匹婦吟魯之憂）の注引には「啼」に作る（……女倚柱而啼）こと、『御覽』四八八引には「歎」に作るが、後人が改字したのであろう。一四七引にはやはり「嘯」に作ると述べる。蕭注は、『琴操』には「倚柱悲吟而嘯」とあることを指摘し、『詩』召南・江有汜の箋に、嘯とは口を蹙めて声を出すこととあるを指摘する。尚、『御覽』四八八引について、梁注は「歎」に作ると云うが、「四部叢刊」三編子部の『御覽』のかしこには「嘯」に作る。

③王注は、『後漢書』注引には「心莫不慘慘者」に作る。「慘」と「慄」とは同じである。「慄慄、愁不安也」と説明し、『詩』(小雅、白華)に、「念子慄慄」(「慄」を「慘」に作る本もある)とあることを指摘する。梁注は、『御覽』(四八八)引には「心莫不為之慘慘者」に作ると云う。

④「悲」について、梁注は、『後漢書』注引は「哭」に作ると指摘する。

⑤蕭注に、『琴操』には「有淫心欲嫁之念耶」に作ると指摘する。

⑥「晉客」について、蕭注は、『琴操』(『後漢書』盧植伝注引)には「楚人」に作ると云う。尚、『御覽』一四七引には、この上の「不然非子所知也」を「子知其一不知其二也」に作る。

⑦「佚」について、王注は、「逸」と同じで走失するを云うと説明する。蕭注は、この字を『琴操』は「逸」に作ると云う。

⑧梁注は、『類聚』草部・『御覽』四八八・九七九引には、「不厭羹味」に作ると云う。蕭注は、『琴操』には「使吾終年不厭菜」に作ると云う。

⑨蕭注は、『琴操』に、「鄰人失羊不還」に作ると云う。

⑩「倩」について、王注は、「借」であると解する。梁注は、馬瑞辰の説に、『琴操』には「請」に作る。「倩」は「請」の譌であるとするのを非とし、『御覽』九七九には「借」に作る。「倩」「借」は声近いとする。尚、『説文通訓定聲』に、「倩、假借為請」とあり、『方言』十二に、「倩、借也」とある。

⑪蕭注は、『琴操』にては「霧濁水出」に作ると云う。

⑫「令」について、梁注は、旧本にては「今」に誤っているが、『御覽』一四七引によって校改したと云う。王注も「今」は「令」に改めるべしと云う。今これに従って読んでおく。

⑬蕭注は、『莊子』列禦寇篇に、「河潤九里」とあることを指摘する。

⑭蕭注は、『毛詩』魏風、汾沮洳に、「彼汾沮洳」とあり、「毛傳」に「沮洳、其漸洳者」とあるのを指摘する。

⑮梁注は、『御覽』一四七引には、「今魯君老、老必將悖、太子少、少必愚、愚悖之間、姦偽互起」とある。この方が文義が整うと云う。『御覽』引はこれ以外にも文字の異同が目につくが、必ずしも『御覽』引の『列女傳』が古い形をそのまま載せているとは云えないであろう。逆に表現が整ってくるだけ、後人の手が加わったと考えることもできる。尚、『琴操』では主人公は「自経而死」とある。

⑯「軫輸」について、王注は、「軫」は「運」、「輸」は「納」と解し、「婦人輓運糧芻」と説明する。

⑰『毛詩』王風、黍離に、「知我者、謂我心憂、不知我者、謂我何求」とある。尚、この伝の特色についても一言。名も無き女性が国の危機を感知し国君に諫言する話が、卷六辯通「齊鍾離春」・「齊宿瘤女」・「齊孤逐女」に見える。犯すべからざる権威に対して、きわどい言説をなし得る女性主人公には、いずれも身分が低く本来言説の価値すら認められない存在が選ばれている。即ち名もない女性であり人から相手にもされない様な醜女である。このことの意義については「齊鍾離春」の解説で論ずる。尚、次の「魏曲沃負」も同類の話に加えることができる。

一四 魏の曲沃の負

曲沃の負は、魏の大夫、如耳の母なり。秦、魏の公子政を立てて、魏の太子と為す。魏の哀王、使者をして太子の爲めに妃を納れ使むるに、美なり。王、將に自ら納れんとす。曲沃の負、其の子如耳に謂ひて曰く、王、別無きに乱る。汝、胡ぞ之を匡さざる。方今、戦国、強者、雄と爲り、義者、顯なり。今、魏は強なること能はず。王、又た義無し。何を以て、國を持せんや。王は中人なり、其の禍と爲るを知らざるのみ、汝、言はざれば、則ち魏必ず禍有らん。禍有れば、必ず吾が家に及ばん。汝、言以て忠を尽くせ、忠以て禍を除け。失す可からずと。如耳、未だ間に遇はざるに、会齊に使す。負、因りて王門に款りて上書す。曰く、曲沃の老婦なり。心に懷ふ所有り。願はくは以て王に聞せんと。王召して入れしむ。負曰く、妾聞く、男女の別は國の節なりと。婦人は志に脆く、心に威し。邪を以て開く可からず。是の故に、必ず十五にして笄し、二十にして嫁し、早に其の号諡を成すは、之を就せしめる所以なり。聘すれば則ち妻と爲し、奔すれば則ち妾と爲すは、善を開き淫を遏むる所以なり。節成りて然る後に許嫁し、親迎して然る後に隨從するは、貞女の義なり。今、大王、太子の爲めに妃を求むるに、而るに自ら之を後宮に納れんとするは、貞女の行を毀りて、男女の別を乱るなり。古より聖王必ず妃匹を正す。妃匹正しければ則ち興り、正しからざれば則ち乱る。夏の興るや塗山を以てし、亡ぶや末喜を以てす。殷の興るや有嫫を以てし、亡ぶや妲己を以てす。周の興るや太姒を以てし、亡ぶや褒姒を以てす。周の康王、夫人、晏く出で朝するに、關雎、起興す。叔女を得て以て君子に配せんことを思ふなり。夫れ雖鳩の鳥すら猶ほ未だ嘗て乖居して匹処するを見ざるなり。夫れ男女の盛、之を合するに礼を以てすれば、則ち父子、生じ、君臣、成る。故に万物の始と爲す。君臣、父子、夫婦の三者は、天下の大綱紀なり。三者、治まれば則ち治まり、乱るれば則ち乱る。今、大王、人道の始を亂し、綱紀の務を棄つ。敵國は五六。南に従楚有り、西に横秦有りて、魏國其の間に居る。僅かに存すと謂ふ可きなり。王、此を憂へずして、從に無別に亂れ、父子、女を同す。妾、大王の國政の危きを恐ると。王曰く、然り。寡人知らざるなりと。遂に太子に妃を与へて、負に粟三十鍾を賜ふ。如耳、還りて、之を辭す。王、勤行して自ら修め、國家に勞來す。而して齊・楚・強秦、敢へて兵を加えず。君子謂ふ、魏の負、礼を知ると。詩に云ふ、之

を敬し之を敬す。天 維れ願思すと。此の謂なり。

頌に曰く、魏の負 聡達にして、哀王を非刺す。王子のために妃を納るるに、礼の別あるに明らかならず。負 王門に款り、綱紀を陳列す。王改めて自ら修め、卒に敵兵無し。

〔注〕

①この話の出典も詳かにできない。前二伝が「媼」・「女」で、この伝は「負」とある。いずれも女性の婚に関わるテーマで貫かれる。なかでも婚の倫理がいやに理屈っぽく語られる点で、「魯公乘媼」に近い。又この両伝は次のような点でも共通点を持つといえる。かの伝の媼は子皮の媼であると固有名詞を明示しながら、わざとそれを表題とせず、「公乘媼」とする点、この伝も如耳の母であるとしつつ、表題は「曲沃負」として示すのが似通っている。

「如耳」の名は『史記』魏世家に見える。しかしここに見える様な話は見えない。如耳は衛の 魏の哀王に対する関係を利用して、魏の権臣成陵君を失脚させている。

王注は、「負」は老嫗の称と説明し、『漢書』（高帝紀上）の（「常従王媼武負貰酒」）注に「俗謂老大母為阿負」とあるのを引く。『史記』陳丞相世家にも「張負」とあり、注に「負、婦人老宿之稱」と云う（蕭注に指摘）。梁注に「漢書應劭注云、負、老嫗也」と云う。又、『御覽』（四五五）人事部引の注には、「曲沃邑也」とあると云う。歐氏『校證』は、『御覽』引では、「曲」の上には「魏」字が有り、「母」の上には「之」字が有ると指摘する。

②『史記』魏世家に、「（哀王）六年、秦求立公子政為太子、与秦会臨晉、」とある。これはBC 313にあたる。

「王乱於無別」について、王注は「於」字は誤りか、又は「乱」の上に脱字が有ろうとし、下文には「（王）

「従乱無別」とあることに注目する。王紹蘭（『補注校正』引）は、「於」は「従」字の誤りである。「乱従」は「乱順」の意である。『左傳』昭公五年に、「使乱大従」とあり、「孔疏」引服虔注に、「使乱大和順之道」と云う。「哀公」二年にも、「鄭勝乱従」とあるのも「乱順」をいう。『列女傳』はこれに本づいたのだ。下文の「従乱無別」では「従」字を誤らず用いているが、誤倒していると論ずる。一説と見ておく。しかし「昭公」一三年には、「従乱如婦」とある。今「乱於無別」のまま読んでおく。下文の「従乱無別」と、必ずしも同一表現にすることに拘らぬでも良いであろう。蕭注は、「乱」と專言すれば「乱従」である。『周禮』（夏官、大司馬）に「外内乱、鳥獸行」とあるのはこれであると云う。そしてこの句の語意は、『左傳』莊公二四年の「今男女同贗、是无別也、男女之別、国之大節也、而由夫人乱之」にもとづくであろうとし、下文に引く「男女之別、国之大節也」の二句から見てもこのことが証されると云う。この指摘は穩当である。尚、この際『禮記』坊記篇の次の文章にも注目しておきたい。即ち、「夫礼坊民所淫、章民之別、……故男女無媒不交、無幣不相見、恐男女之無別也」とある。

③母は息子に王への進言をうながしつつも、終には自分が出向いて行って直接意見を述べてしまふ。一見、「汝胡不匡之」の言が無駄に見えるが、実はこれは如耳の母が王を諫める設定を可能にするための必要な処置であることがわかる。一度は息子に促すことによつて、いかに王の非を知りぬいても、自らが女性であることを自覚して出しやばりを控える人であることを、作者は伝えようとする。先ずこの母が明敏ではあるが思慮深いことが語られる。そして次に如耳が直接諫言をなし得ぬ状況がやつて来ることが語られる。かくしてこの母が直接王に事理を説くべき必要な条件は都合良く整えられるのである。そしてこれらの作者の配慮は、この母の思慮の深さと弁舌に一層の効果を与えることになっている。又他面から考えるなら、この伝の負の述べる如き大論を直接一国の王者にふっかけることは特異である。だからこのことにそれなりの納得を讀者から得るためには、実は如耳の如き人物、即ち君主に一応重視され、その進言に一定の評価が置かれている臣の存在が必要であつた。如耳が

君主に対してその信頼を得る様な弁舌の持主であつたらしいことは、『史記』魏世家に見えるエピソードによつても理解し得るところである。又、この負の話を効果的に語るためには、負はこの如耳の様な人物の役割を代行するのに不自然さのできるだけ少ない、如耳に身近かな存在であることが好都合であつた。だから如耳は恐らく作者によつて、この負の息子として利用された可能性が強い様に思われる。いわば如耳は負の伝のための仮りものにもすぎない。この伝の表題が「如耳母」とされず、「曲沃負」とされた理由も実はこのあたりに在るのかも知れない。尚、この主人公の用の方は「齊鍾離春」（辯通）などと少異するが、対比すると興味深い。

④「間」について、王注は、「隙」と説明し、言うべき時にまだ逢わない意と見る。これに従う。

「如耳未遇間会使于齊」について、『校證』は、『四部叢刊』本は「門」に作るが、各本が「間」に作るのが良いとす。又、『御覽』四五五引は「閑」に作るが、「間」・「閑」通ずると云う。梁注は、『御覽』引の旧注「未値王之清閑而受使行也」を紹介している。

『史記』魏世家には、如耳が齊に使したことは見えない。哀王八年に、「伐衛、衛君患之、如耳見衛君云々」とあり、七年に「攻齊」、二年に「齊敗我觀津」などと見える。しかしこの伝との直接関連を指摘することはできぬ。

⑤王注には、「款」は「叩」と解する。梁注は、『御覽』にはこの字は「詣」に作ること。又、「上書」は「請見」に作ると指摘する。王注でも通ずるが、今、「いたる」と訓じておく。

この負の言は、敢えて如耳の母であることを伏せて王に会わんとしたことをあらわすのであろうか。しかし後に「賜負粟三十鍾、如耳還而爵之」とあるから、如耳の母であることが王に分かる場面ないし説明を加えなければ、配慮のゆきとどいた設定とは云い難い。

⑥「婦人脆於志云々」について、王注は「脆」は「要」であるから、「脆」に作るべきである。「窳」は「惰」であ

ると解し、『商子』より、『臙膺之農勉疾』を引用する。しかし梁注は、「脆窳不堅固、不宜以邪事開誘也」と解する。これが穩当な解釈と思われる。

⑦ 梁注は、『御覽』の注「号諡、笄嫁之名」を紹介する。

『禮記』内則篇に、「女子十年不出、……十有五而笄、二十而嫁、有故、二十三年而嫁、聘則為妻、奔則為妾、」とある。「曲禮」上には「女子許嫁、笄而字」とあり、「雜記」下に、「女雖未許嫁、年二十而笄、礼之」と云う。『周禮』地官、媒氏に、「凡男女自成名以上、皆書年月日名焉、令男三十而娶、女二十而嫁」とある。『穀梁傳』文公一二年にも、「女子十五而許嫁、二十而嫁」とある。

王注は、婦人には諡はない。『春秋』における紀の伯姬や叔姬の如く、生まれたときから号が定まり、死すればこれが諡となるのであって、別に諡が有るわけではないのだ。だからこの「就」は「終」の意であり、ここでは、生まれた時から、伯・仲の号が定められてその人生の終りまでを定め、これによって心志を專一にさせることを云ったものと解説する。今これに従う。

⑧ 『禮記』内則篇に、「聘則為妻、奔則為妾、」とある。『周禮』地官、媒氏には、「中春之月、令会男女、於是時也、奔者不禁」とある。

⑨ 『禮記』昏義篇に、「是以昏礼采問名納吉納徵請期云々」とあり、「敬慎重正、而后親之、礼之大体、而所以成男女之別、而立夫婦之義也、男女有別、而后夫婦有義、」とある。『白虎通』嫁娶篇に、「礼曰、女子十五許嫁、納采問名納吉請期親迎云々」と見える。『禮記』郊特牲篇には、「男子親迎、男先於女、剛柔之義也、……出乎大門而先、男帥女、女從男、夫婦之義、由此始也」と見える。

歐氏『校證』は、『隨從』の「從」字が『御覽』四五五引にはないことを指摘している。

「節成然後許嫁」について、王注は、「節成」とは骨節壯となるを云うとする。蕭注はこれに依って、『大戴禮』

本命篇の、「故男以八月而生齒、八歳而毀齒、一陰一陽、然後成道、二八十六、然後情通、然後其施行、女七月生齒、七歳而毀、二七十四、然後其化成、合於三也、小節也、中古、男三十而娶、女二十而嫁、合於五也、中節也、太古、男五十而室、女三十而嫁、備於三五、合於八十也、」とあるのを引く。盧辯注に「合於三、合於五、男女合三十、合於五十也、備三十五十、合於八十也」とある。『白虎通』嫁娶篇にも略同様のことを論じ、「一説、春秋穀梁傳曰、男二十五繫、女十五許嫁、感陰陽也、陽數七、陰數八、男八歳毀齒、女七歳毀齒、陽數奇、三、三八二十四、加一為五而繫心也、陰數偶、再成十四、四加一為五、故十五許嫁也、各加一者、明專一繫心、所以繫心者何、防其淫佚也」と云う。同様の事柄は、『韓詩外傳』卷一にも見え、「陰陽相反、陰以陽變、陽以陰變、故男八月生齒、八歳而齟齒、十六而精化小通、女七月……十四而精化小通、是故陽以陰變、陰以陽變、故不肖者精化始具、而生氣感動、觸情縱欲、反施化云々」と見える。尚、『說苑』辨物篇（「夫天地有德云々」の項）にもこれと略同様の文が見えている。

⑩『新序』雜事第一に、「禹之興也以塗山、桀之亡也以末喜、湯之興也以有莘、紂之亡也以妲己、文武之興也以任姒、幽王之亡也以褒姒、是以詩正關雎、而春秋褒伯姒也、樊姬楚國之夫人也、楚莊王罷朝而晏云々」とある。この樊姬の話は「賢明」(『列女傳』注釈及び解説Ⅱ 頁三二)に見えている。蕭注は『新序』のこの部分を指摘し、小異すると云っている。尚、ここは取り上げる固有名詞が異なるが、幾分似た発想の文は、『國語』周語中に見える。即ち「富辰諫曰、不可、夫婚姻禍福之階也、……昔摯疇之國也由太任、紀繪由太姒、齊許申呂由太姜、陳由大姬……昔鄩之亡也由仲任、密須由伯姑云々」とある。

⑪王注に、「夫人」二字は衍なりとし、『文選』(卷四九、後漢書皇后紀論の「故康王晚朝、關雎作諷」)注引にはこの二字は無いことを証とする。又、これには「起興」を「預見」に作ると指摘する(王注本には「關雎起興」とある。「四部叢刊」・「文選樓」本も同じ。梁注本以後「預見」に改めた。これは後説する)。これに対し牟房(『補

「注」引は、「夫人」は衍字ではない。「朝」が衍字である。夫人は鷄鳴とともに佩玉を鳴らして君所から去る（『周宣姜后』賢明注⑤『列女傳』注釈及び解説Ⅱ 頁八・「齊孝孟姬」貞順注⑦頁八七）のであって、「出朝」ではないことは、虞貞節注（『文選』注引）や『漢書』杜欽伝によつて分かるとする。梁注も同意見を提出している。「夫人」を刪去することはこの伝の性格から見ても妥当とは云えない。しかし本来「朝」字が無かつたか否か、それを明確にはできないであらう。「晏出」が「夫人」のことを述べる語であることは勿論であるが、「康王」とある以上、「朝」字もまったく無用とするわけにもいかないではなからうか。ここは「康王」・「夫人」と連ねたから、作者自身に文字使用についてのいささかのためらいが生じたのではなからうか。「朝」字は衍と断定することもできそうであるが、作者の表現の迷いをそのまま露呈した字と見ることもできる。「朝」字をこのまゝに止めるとすれば、「晏」は「夫人」に対して「晏出」となり、「康王」に対しては「晏朝」となる。だから「晏出晏朝」の一「晏」字が省略されて「晏出朝」となったと見得るであらう。梁注等の指摘が理になつていないことを否定はできないが、今一応原文のままに読んでおく。

「起興」について、王注は、『文選』注は「預見」に作ることを指摘する。『補注』に王念孫説を掲げ、「預見」（『文選』注）に作るを是とし、以下の如く論ずる。即ち『漢書』杜欽伝の贊に、「庶幾乎關雎之見微」とあり、『後漢書』楊賜伝には、「康王一朝晏起、關雎見幾而作」とある。この「見微」・「見幾」は即ち「預見」である。「起興」に作るのは、魯詩の義をよく知らない者が妄改したもので、王應麟『詩巧』も「預見」に作るを指摘する。梁注もこれに従っているが、『文選』注引はしばしば原文に忠実と云えない場合もあり、これの証左に用いることは必ずしも妥当とは思えない。劉向を魯詩説に牽引してこれに固定してしまうのは、どうも考證学者等の思いすぎしの感が強い。「見微」・「見幾」と「預見」をこんな安易に結び付けてすむものであろうか。

今劉向の魯詩説を正面から否定はしないが、「起興」を敢えて「預見」に改める必然性を、王・梁等の立説によ

つては感じ得ない。

梁注は、『文選』注引に見える虞貞節について、『世説』賢媛篇注によって紹介する。即ち、彼女が桐郷令東部の虞璉の妻で、潁川趙氏の女であること、『列女傳解』を作って『趙母注』と号したことがかの書に見える。又、『隋書』經籍志に『列女傳趙母注』七卷が録されていると云う。

「關雎」について、諸家はこれが康王と夫人のことに関連づけられるのは、魯詩説に依るとする。『史記』十二諸侯年表に、「周道缺、詩人本之衽席、關雎作、」とあり、「儒林列傳」にも、「周室衰而關雎作」とある。『漢書』杜欽伝には「禍敗曷常不由女徳、是以佩玉晏鳴、關雎歎之」とある。『論衡』謝短篇には、「周衰而詩作、蓋康王時也、康王徳缺於房、大臣刺晏、故詩作也」と見えている。又、張超「誚青衣賦」（王注も『論衡校釋』黃暉も『類聚』三五引と指摘するが、彼の個所には確かに「張安超譏青衣賦」を引いていても、關雎を述べた部分は見えない。これは王先謙が『漢書補注』や『詩三家義集疏』に指摘する如く、『古文苑』卷六に依って見るべきであろう）に、「周漸將衰、康王晏起、畢公喟然、深思古道、感彼關雎、性不雙侶云々」とある。この他康王を刺つたとするものに、『法言』孝至篇・『漢書』匡衡伝・『後漢書』明帝紀・后紀序・楊賜伝等がある。尚『文選』卷四九皇后紀論の注引『列女傳』に付せられた虞貞節注には、「其夫人晏出、故作關雎之歌以感誨之」とある。一方『毛詩』序には、「關雎、后妃之徳也、……是以關雎樂得淑女以配君子、憂在進賢、不淫其色云々」とある。康王に関連づけてはいないものの、「得淑女以配君子」の部分は、この曲沃負の伝に一致している。それにして、劉向がこの伝で提出している關雎の解説は、魯詩説なるものが本より存在していて、確かにこれに依拠したものかどうか、今までしばしば述べた如く、明確な材料が有るとは云えない様に思われてならない。諸家の指摘する資料はすべて魯詩説の存在を積極的に証するものとはなし難い。そのうえ劉向が康王と夫人の話をも魯詩説の伝統的な学説として受け止めていたのなら、これほど都合な材料はないはずだから、『列女傳』の中に

康王夫人の一伝を設けていないのがむしろ不可解という他ないことになるであろう。劉向の採用したものはすべて魯詩説であると安易に処理する様な従来の文学史の受け止め方は根本的に再検討してみる必要があるのではないだろうか。

⑫王注によれば、「乘」は四、「匹」は二である。『禮記』少儀篇に、「乗壺酒」とあるのは四壺酒のことである。「匹処」とは雌雄が同処することで、雉鳩は、摯実で別有る鳥であるから、張超の賦（前引）にも「感彼關雎、徳不雙侶」とあるのだと述べている。又、王念孫（『補注校正』引）は「乘」の意を説明しこの「乗居」は経に見える「乗馬」・「乗禽」・「乗夫」・「乗壺」などとは少しく異なり、彼は四の意であるが、ここでは二の意である。『方言』に、「飛鳥曰隻、雁曰乘」とあり、『廣雅』に「雙耦匹乘、二也」とあるのもこれは証される。ここで「乗居」とは「匹処」と同様の意なのである。『淮南子』秦族篇に、「關雎興於鳥、而君子美之、為其雌雄之不乗居也」とあるのはこのこと同様の意であると説いている。尚、『淮南子』のかしこは、実は「乖居」に作るのであるが、王念孫（『讀書雜誌』九、淮南内篇第廿）は、この「乖」は「乘」字の誤りとする。『淮南子』のこは、雌雄が別有るを守って匹居しないことを云ったもので、前引『廣雅』に続いて、『禮記』月令篇に、「乃合累牛騰馬」の鄭注に「累騰皆乘匹之名」とあり、『家語』好生篇に、「關雎興于鳥、而君子美之、取其雌雄之有別」とあり、『毛傳』にも、「雉鳩……摯而有別」とある各々の「有別」とは、この「不乗居」の意であると説明する。そして張超の賦（不雙侶）や『列女傳』（未嘗見其乗居而匹処也）はこの明証であるとする。

王念孫の説に対して蕭注は「乘」ではなく「乖」が良いとし独自の見解を提出している。即ち、『淮南子』の「不乖居也」は「鹿鳴興於獸取其得食而相呼也」へと続いていくから、「不乖居」と「相呼」とは同意である。この曲沃負伝のこは『淮南子』に依ったのであろうと見、意味を次の様に解する。即ち、雌雄には各々定まった配偶があり、その相手でなくて一所におけるのは背理であり、乖舛の行為なのだから、「未見有乖居而可匹処者」

というのである。下文に「合之以礼」とは即ち「不乖居」の義であり、合してはならないことを云うのではないと説明している。文字考證の面からは王念孫の説にも傾聴すべき部分があるが、『列女傳』のここにこの説がでてはまるか否か疑問が存する。この点蕭注の指摘には興味深いものがある。王が太子の妃を自分の偶にしようとするのを難ずるのだから、雉鳩が匹処しないことを述べたものと解するだけでは負の弁は生きてこないではないか。今蕭注に従って「乖」に改めて読んでおく。尚、作者が本来「乘」としてこの伝にこの字を用いていたと仮定するなら、それも考え得ない仮定ではないと思うが、王念孫が「乘」を「二」と解しようとするのはこの場合には無理であろう。

梁注は次のことを指摘している。『文選』鷓鴣注にこの二句を引いて、誤って姜后の語と見ており、「見」の下に「其」字が有り、「処」を「遊」に作っていると。

⑬『周易』序卦伝に、「有天地然後有万物、有万物然後有男女、有男女然後有夫婦、有夫婦然後有父子、有父子然後有君臣、有君臣然後有上下、……夫婦之道不可以不久也」とある。『荀子』大略篇にも、「易之咸、見夫婦、夫婦之道、不可不正也、君臣父子之本也」と見える。『禮記』郊特牲篇に、「男女有別、然後父子親、父子親、然後義生云々」とあり、『昏義』には、「男女有別、而后夫婦有義、夫婦有義、而后父子有親、父子有親、而后君臣有正、」とある（『召南申女』頁五五注③参照）。

「棄綱紀之務適国五六」を「四部叢刊」本にては「棄綱紀之大大国五六」に作る。

⑭「從楚」を、「四部叢刊」本は「強楚」に作る。今、「文選樓」本以下の「從楚」に作るに従う。ここでは「從」を「縦」と解し、下の「横秦」の「横」を横逆・横恣の意に解する。尚、下文に「強秦」とあるから、この從横はいわゆる合從連衡の意ともとれるかと思うが、今この解はとらない。

⑮梁注は、『御覽』には「政」字無しと指摘する。

⑩ 梁注に、「粟」字は旧本では脱しているが、『御覽』により校増したと云う。また注に「六石四斗曰鍾」とあるを紹介する。

⑪ 「王」を、「四部叢刊」本にては「哀王」に作る。

⑫ 「王子納妃」について、梁注は「子納」二字は誤倒と云う。しかしこのままでも読める。梁注本も校改はせず「子納」のままにしている。

一五 趙の將 括の母

趙の將 馬服君趙奢の妻にして、趙括の母なり。秦 趙を攻む。孝成王 括をして廉頗に代はりて將と為ら使む。將に行かん
とす。括の母 上書して王に言ひて曰く、括 將たら使む可からずと。王曰く、何を以てなるやと。曰く、始め 妾 其の父に
事ふ。父 時に將と為る。身づから飯を奉ずる所の者十を以て數へ、友とする所の者 百を以て數ふ。大王 及び宗室の賜ふ所
の幣は ⑤ 尽く以て軍吏士大夫に与ふ。受命の日には 家事を問はず。今 括 一旦 將と為りて、東向して軍吏を朝するに、吏
の敢へて之を仰視する者無し。王の賜ふ所の金帛は 歸りて尽く之を臧す。乃ち 日々に便利なる田宅の買ふ可き者を視る。王
以て其の父の若しとなせるや。父子同じからず。心を執ること各々異にす。願はくは遣はすこと勿かれと。王曰く、母よ 之を
置け。吾が計既に決すと。括の母曰く、王 終に之を遣はすなれば、即し稱はざること有るも、妾 隨ふ無きを得るやと。王
曰く、不なりと。括 既に行きて廉頗に代はる。三十余日にして、趙兵 果たして敗れ、括は死し軍は覆る。王 括の母の先言
を以ての故に、卒に誅を加へず。君子謂ふ、括の母 仁智と為すと。詩に曰く、老夫 灌灌、小子 矯矯、我が言の耄するに匪
ず、爾に憂ふべきを用ひてするに諱ると。此の謂なり。

頗に曰く孝成 括を用ひ、頗に代はりて秦を距がしむ。括の母 書を献ず、其の軍を覆すを知ると。止めんことを願ふも得ず、
罪の 身に止まるを請ふ。括は長平に死すれども妻子は存するを得たり。

〔注〕

①この話はほとんどそのまま『史記』廉頗藺相如列傳中の趙奢の伝に見える。

②『史記』に、「子孝成王立、七年、秦与趙兵相距長平、時趙奢已死、而藺相如病篤、趙使廉頗將政秦、……秦之
間言曰、秦之所惡、独畏馬服君趙奢之子趙括爲將耳、趙王因以括爲將代廉頗、藺相如曰、王以名使括、若膠柱而
鼓瑟耳、括徒能誦其父書傳、不知合變也、趙王不聽、遂將之、趙括自少時、学兵法言兵事、以天下莫能當、嘗与

其父奢言兵事、奢不能難、然不謂善、括母問奢其故、奢曰、兵、死地也、而括易言之、使趙不將括即已、若必將之、破趙軍者必括也云々」とある。『列女傳』は括母を顕彰するために、その進言の部分のみ切り取って示している（注③以下）。しかし『史記』に依れば、括を將とすることの問題点を明確に提示するのは息子を良く知る父であり、現実を適確に把握している藺相如である。母は夫の息子批判を心に止めているからこそ王に進言できたのである。夫の見解を前提として、息子の日頃を批判的に指摘し得ているのである。『列女傳』の様に、母の部分のみを切り取って示すと、『史記』が相如・括の父・母の言で構成される調和は無視される。従ってこの母の女性的な面は希薄となり、その見解はむやみに冷徹で男性的なものとして誇張される感が強い。しかしこの様な女性を提示するのが、実は『列女傳』の特質であることも事実である。又、この母の意図は家を守り存せんとするところに在る。この伝におけるこの様な母の姿にも注目しておく必要がある。

③ 『史記』に、「及括將行、其母上書言於王曰、括不可使將、王曰、何以、」とある。

④ 「奉」について、王注は「手持也」と説明し、その人を尊敬するから、親しく飯を奉げるのであると説く。又、親しく奉げる例として、『禮記』祭義篇「執醬而饋」をあげることができると云う。

この部分、『史記』には、「対曰、始妾事其父、時為將、身所奉飯飲而進食者、以十數」とある。

⑤ 「者」を、梁注は「帛」の誤りであろうとする。『史記』に「所賞賜者」と作るからと理由づけするが、「幣者」のままでも特に不都合はないと思われる。

『史記』には、「所友者以百數、大王及宗室所賞賜者、」とある。

⑥ 「東向」について、王注は、尊位に居ると説明している。この例は『史記』にも多数見受けられる。

『史記』には、「尽以予軍吏士大夫、受命之日、不問家事、今括一旦為將、東向而朝」とある。『列女傳』では「朝軍吏、吏無敢仰視之者」とあるから、「朝」を括が軍吏を謁見する意として用いているのであろうが、『史記』

では、「軍吏」の次に「吏」の字を重しないから、「軍吏」は「朝」にかからず、「軍吏無敢仰視之者」となるのがふさわしく、「朝」は括が君主に見えることを云おうとしている様に思われる。

⑦ 王注は、「臧」は「藏」である。古書にては「藏」を「威」に作ると云う。「四部叢刊」本にては「藏」に作る。「史記」には、「軍吏無敢仰視之者、王所賜金帛、婦藏於家」とある。「列女傳」は「尺臧之」と表現を変じてゐる。

⑧ 「可買者」について、梁注は、『史記』には「者」の下に「買之」の二字があることを指摘している。

『史記』には「而日視便利田宅可買者、買之」とある。

⑨ 「隨」について、王注は、「隨」は「從」の意であり、括にもし罪有っても従い坐しなことができないかの意であると説明する。梁注は、『史記』には「隨」の下に「坐」字があると指摘する。

『史記』には、「王以為何如其父、父子異心、願王勿遣、王曰、母置之、吾已決矣、括母因曰、王終遣之、即有如不称、妾得無隨坐乎、」とある。梁注の指摘する以外にも微妙な表現の異が認められる。

⑩ 『史記』には、「王許諾、趙括既代廉頗、悉更約束、易置軍吏、秦將日起聞之、縱奇兵詳敗走、而絕其糧道、分斷其軍為二、士卒離心、四十余日、軍餓、趙括出銳卒自搏戰、秦軍射殺趙括、括軍敗、數十萬之衆、遂降秦、秦悉阬之云々、……趙王亦以括母先言、竟不誅也、」とある。『史記會注考證』はこのあたりが『御覽』二七二引の『戰國策』と合するが、今本の『戰國策』には無いと指摘している。尚、『戰國策』秦策一・三や齊策三・趙策三・中山策等に、秦趙の長平の戦や趙括の敗北の事が記載されている。『史記』趙世家には、「(孝成王)七年、廉頗免、而趙括代將、秦人困趙括、趙括以軍降、卒四十余万皆阬之、」とある。

「不加誅」について、伝によれば誅云々は母の身と思えるのだが、下の「頌」では「妻子」と云う。拡大解釈されている様に思える。ただ、母は家の存続を考慮してはいるだろうから、全く合致せぬとも云えまい。

⑪ 「仁智」について、「君子謂」の評言に「仁智」とそろえ云われるのはこの括母のみである。この他、「齊靈仲子」の頌に「仁智」の語が見える。括母も仲子もななが「仁」なのか明確とは云えないが、母としての子への直接的愛情の仁ではなく、君や国への配慮が先に立ち、これを經由して、肉親への愛情は注がれているかたちになる。

国家や君に対して忠実で有能な民であることが家と肉親の存立を安らかにするのであるから、母の仁は当然冷徹な姿で表われざるを得ないであろう。尚、「齊田稷母」注④（『列女傳』注釈及び解説Ⅰ 頁一三三）参照。

「四部叢刊」本には、「王以括母為仁智」に作る。「文選樓」本以下底本に同じである。

⑫ 『毛詩』大雅、板に、「老夫灌灌、小子蹻蹻、匪我言耄、爾用憂譴」とある。『列女傳』は「矯矯」に作ることに
ついて、歐氏『校證』に以下の如く論じ、「矯」・「蹻」通ずると説く。「毛傳」には「驕貌」とある。陳奐『詩
毛詩傳疏』は「爾雅」の「蹻蹻、矯也」を引き、「矯」は即ち「驕」であるとするとする。又「魯頌」の澧水に「矯矯
虎臣、在澧猷猷」とあり、「鄭箋」に「矯矯、武貌」とある。陳氏は「爾雅」の「矯矯・勇也」とあるのを引き、
更に『釋文』に「矯本作蹻」とあり、又、「板」・「嵩高」・「酌」では皆「蹻」に作ることを指摘し、「箋」に
は「武貌」とあると述べている。以上より歐氏は「矯」と「蹻」とは通じると結論する。もっともである。

一 召南の申女

召南の申女は 申人の女なり。既に 許嫁す^①。夫家 礼 備はらずして之を迎へんと欲す。女 其の人と言ふ^②、以為ふに、夫婦は 人倫の始なり。正さざる可からず。伝に曰く、其の本を正せば 則ち万物理まる。之を毫釐に失すれば 之を千里に差ふ^③。是を以て 本立ちて道生ず。源治まりて而して流清し。故に嫁娶は 重きを伝へ業を承け 先祖を継統して宗廟の主と為る所以なり。夫家 礼を軽んじ制に違ふ。以て行く可からずと。遂に肯へて往せず。夫家 之を理に訟へ、之を獄に致す。女終に 一物具はらず、一礼備はらざるを以て、節を守り義を持し、必死して往せず。而して詩を作りて曰く、我を獄に速くと雖も、室家 足らずと。言は夫家の礼 備はり足らずとなり。君子 以て婦道の儀を得たりと為す。故に挙げて之を揚げ、伝へて之を法とし、以て無礼の求めを絶ち 淫慾の行を防ぐ。又た曰く、我を訟へに速くと雖も、亦た女に従はずと。此の謂なり。頌に曰く、召南の申女、貞一にして容を修む。夫の礼 備はらずして、終に肯へて従はず。要して 必死を以てして、遂に 獄訟に至る。詩を作りて意を明らかにし、後世のひと稱誦す。

〔注〕

①この伝は恐らく『韓詩外傳』卷一の一文に典拠があることは否定できまい。即ち「伝曰、夫行露之人許嫁矣、然而未往也、見一物不具、一礼不備、守節貞理、守死不往、君子以為得婦道之宜、故拳而伝之、揚而歌之、以絶無道之求、防汗道之行乎、詩曰、雖速我訟、亦不爾従」とある。尚、「齊宿瘤女」(辯通)にも、「一礼不備、雖死不従」とある。又、この伝の内容は『毛詩』召南、行露の内容とも特に違ふところはないから、これらを素材として、更に礼の既念等を混えて、この伝の大部分は作者に創作されたものである可能性が強い。従来、『列女傳』に見える詩伝は魯詩説に従うものと考えられているが、既にしばしば述べている様に、劉向以前にこの伝に

見られる様な事柄や素材がすべて存在していて、劉向がそれをそのままここに載せたものかどうかわいしい。これと似た形式の伝として、後の「衛寡婦人」、又「周南之妻」（賢明）があり、「衛姑定姜」（母儀）も注目できる（「蔡人之妻」注⑦頁七七参照）。以上この伝の場合も、魯詩説に依ると断定することは避けたい。

「召南」としたのは、『詩經』召南に列せられる詩のイメージに依るのであるが、「申女」をこれに結び付けた理由は明らかにできない。これも恐らく作者がなにかの考えのもとに、初めて結び付けたものと見て良からう。「申」は姜姓の国で伯夷の後と言われるから、伯夷のイメージがこの伝において「申女」とされることに何らかの影響を与えたのであろうか。しかしこれは根拠のない想像にすぎない。このことはこれ以上詳かにできない。

「鄆」について、蕭注は、「左傳」僖公二四年の「畢原鄆郇、文之昭也」を引き、杜注「鄆国在始平鄆県東也」を引く。

②「礼不備」について、具体的に昏の礼のどの段階の礼なのか明瞭でないが、『詩三家義集疏』行露にては、親迎しなかったことであると見る。作者が果してそこまで考えていたか否か明らかではあるまい。『穀梁傳』莊公二二年に「礼有納采、有問名、有納徵、有告期、四者備而後娶、礼也」とある。

「其人」について、梁注は「御覽」人事部八二引注に「其人、媒氏、往求命之者」とあるのを引いている。

③「禮記」喪服小記篇に、「男女之有別、人道之大者也」とある。「昏義」には「昏礼者礼之本也」ともある。『漢書』列傳五一匡衡伝に、「臣又聞室家之道修、則天下之理得、故詩始國風、礼本冠婚、始乎國風、原情性而明人倫也云々」とある。『白虎通』嫁娶篇には、「易曰、天地氤氲、万物化淳、男女構精、万物化生、人承天地、施陰陽、故設嫁娶之礼者、重人倫、庶繼嗣也」とある。尚、夫婦に関する礼の論は、「魏曲沃負」注⑬（仁智、頁四八）にも見える。

「伝曰」について、王注は、これは易伝の文とのみ説明し、『禮記』經解篇（易曰、君子慎始、差若豪釐、繆

以千里」)に下二句を引き、『漢書』(東方朔伝に「易曰、正其本、万事理、失之毫釐、差以千里」)・『越絶書』や『説苑』(建本篇に、「易曰、建其本、而万物理、失之毫釐、差以千里」)などには「易曰」として引いていると指摘する。蕭注はこれを『易緯通卦驗』(上)の文と説明する。蕭注は、『新書』(胎教篇に「易曰、正其本、而万物理、失之毫釐、差以千里、故君子慎始也」とある)も「易曰」に作ると指摘し、『禮記』經解篇の「正義」に、「易曰云々」は「易」繫辭傳の文だと述べていることを紹介している。しかし今の「繫辭傳」にはこの文はない。既に梁注の指摘している様に、『易緯』に在る。尚、『易乾鑿度』(『文選』卷六十任彦升齊竟陵文宣王行狀注引)にもこの文は見える。この他『大戴禮』禮察篇・保傅篇等にもこの文を引用している。『史記』太史公自序にも、「易曰、失之毫釐、差以千里」とあり、「集解」は、「今易無此語、易緯有之」と指摘している。

蕭注は、『詩』召南は、「伝曰」としてここに引かれるこの文よりも時代は前に在るはずなのに、何故この申女がこの文を話題の材料にするのであろうかと疑問を表明している。氏はこの部分が作者によって組込まれた部分であることを考察し得ないから、この様な疑いを抱かざるを得ないのである。この伝のこの話が作者以前から伝えられた「召南、行露」の魯詩説だと決めてかかることは困難と思われるし、申女の言がこの伝に示される様な形でそのまま既に存在していたのを作者がそっくりそのままここに採用したということも、ほとんど考え得ないことである。それかと云ってここに見えるすべての資材がすべて作者によって創作されたかと云えば、それも全てがそうだとはいえない。様々な資料があちこちから集積されて、この伝は成立したと考えるべきだろう。しかし作者の創意が多大であることは確実である。

④「源治」を、「四部叢刊」本には「源潔」に作る。

蕭注に、『禮記』哀公問篇の、「公曰、……然冕而親迎不已重乎、……合二姓之好、以繼先聖之後、以為天地宗廟社稷之主、君何謂已重乎」を引く。同「昏義」にも、「昏礼者、将合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也、

故君子重之」とある。

⑤王注に、「書鈔」(巻八四)引に「夫家輕我」に作ると指摘する。

⑥蕭注に、「禮記」月令篇の「孟秋之月、……命理瞻傷、察創視折、審斷決獄訟、必端平云々」と鄭注「理、治獄官也」を引く。その他「國語」晉語八に「生子輿為理、」とあり、韋注に「理、士官也」とある。

⑦蕭注はこの下に「韓詩外傳」卷一(前注①)を紹介している。

⑧王注に、これは魯詩説である。「韓詩外傳」も同じだと述べている。しかし既述の如くこれが魯詩説にもとづく立伝なのか否か疑問であろう。むしろ作者の脚色による可能性が強いのではなからうか。「詩三家義集疏」は、魯説としてこの伝を紹介し、齊説として「易林」大壯之姤・无妄之剥より、各々「婚禮不明、男女失常、行露反言、出争我訟」、「行露之訟、貞女不行」を引く。更に韓説として「外傳」卷一のかの文を紹介している。

⑨梁注は、「御覽」には、「儀」を「宜」に作り「韓詩外傳」も同じであることを指摘し、「儀」・「宜」は古字通用すると説明し、「詩」角弓(小雅)に「如食宜飶」とあり「韓詩」(「釋文」引)にては「宜」を「儀」に作ると述べている。

⑩梁注は、「左傳」宣公元年(「正義」引)服虔(「古者一礼不備、貞女不從、詩曰雖速我訟、亦不女從」とある)はこの伝に依って注したと指摘している。詩句は勿論「召南」行露による。

この「貞順」には、婚の義における女性の主体性がテーマとされていると思われる伝が多い。「儀禮」以下の文献に依つても、婚における父の決定・指示に対する女による主体的な拒否権が語られることはない。それは儀禮の諸段階は当然かくの如く実施されるべきものであり、これに違へば女性自身の拒否権が行使されることを明確に否定はしないが、語らないことよって、その様な例外は昏礼においてはむしろ存在すべきでないという理念を表わしているのかも知れない。この伝では一見申女の主張が、いかにも女性の主体性を認めているかの如く

に読めるし、勿論それを否定する内容ではないが、女性側からの拒否権を語るのが直接目的というよりは、逆に婚姻におけるその儀礼の絶対性を強調する意識の方が強いのであることも了解しておかねばなるまい。礼を軽視すれば、この様な女性の主張さえも抹殺し得ないことを提示して、儒教倫理を持すべき男性に、厳しい自律を呼びかけているからである。そして更に進んで、このことが更に逆に、女性を儒教倫理の中に明確に組み込む力と なっていることも見落せない（「衛寡夫人」注③頁七一〜七三・「蔡人之妻」注②頁七五〜七六・「齊孝孟姬」注②八三〜八四等も参照）。

以上の如き問題は確認しつつも、婚姻における女性の側からの拒否が語られているのは興味深い。尚、この「貞順」の特色については「魯寡陶嬰」注①（頁一一三〜一一五）参照のこと。

二 宋 恭 の 伯 姫

伯姫は、魯の宣公の女にして、成公の妹なり。その母を繆姜と曰ふ^①。伯姫を宋の恭公に嫁す。恭公 親迎せず。伯姫 父母の命に迫られて行く。既に宋に入る。三月にして廟見して、当に夫婦の道を行ふべきに、伯姫 恭公の親迎せざるを以ての故に、命を聴くを肯へんぜず。宋人 魯に告ぐ。魯 大夫季文子を宋に使はし、伯姫に命を致す^②。還りて復命す。公 之を享す。繆姜房を出て再拜して曰く、大夫 遠道に勤勞し、辱くも小子を送る。先君を忘れず、以て後嗣に及ぶ。下して知る有ら使むれば、先君 猶ほ望みとするところ有りとせん。敢へて大夫の辱きを再拜すと。伯姫 既に恭公に嫁してより十年。恭公卒す。伯姫寡たり。景公の時に至りて、伯姫 嘗て遇ま夜失火あり。左右曰く、夫人 少らく火を避けよと。伯姫曰く、婦人の義 保母の來るを待たんと。保母は至るも、傳母は未だ至らず。左右 又た曰く、夫人 少らく火を避けよと。伯姫曰く、婦人の義 傳母 至らざれば 夜 堂を下る可からず。義を越えて生を求むるは 義を守りて死するに如かずと。遂に火に逮びて死す。春秋 其の事を詳録して、伯姫を賢と為す。以為へらく、婦人 貞を以て行と為す者なり。伯姫の婦道尽くせりと。此の時に当たり、諸侯 之を聞きて悼痛せざる莫し。以為らく、死する者は以て生く可からざるも、財物は猶ほ復す可しと。故に相ひ与に澶淵に聚会して、宋の喪ふ所を償ふ。春秋 之を善す。君子曰く、礼に、婦人は傳母を得ざれば 夜 堂を下らず。行くに必ず燭を以てすと。伯姫の謂なり。詩に云ふ。淑く爾の止を慎しみて、儀に愆らずと。伯姫 儀を失はずと云ふ可きなり。

頌に曰く、伯姫 心専らにし、礼を守りて意を一にす。宮に夜 失火ありて 保母 備はらず。火に逮びて死して、厥の心悔ゆる靡し。春秋 之を賢とし、其の事を詳録す。

〔注〕

①繆姜の伝は「擘壁」に見える。『列女傳』注釈及び解説I 頁一四九参照。

成公が繆妻の子か否か疑問を抱くものも有る。『左傳正義』は、宣公元年に見える齊より来た婦姜が繆妻で、成公元年まで一八年である。ところで成公二年には成公の子公衡が楚に質となっているから、公衡が質となるに充分なほど年をとっているとするとするなら、繆妻の子である成公にそれほど成長した子がいるのはつじつまが合わないから、成公は繆妻以外の女性の子でなければならぬと論ずる。『春秋釋例』も、「夫人繆姜」は「宣公妃、生宋伯姬」としている。ただ『左氏會箋』は成公元年においては以上の説を是認している様であるが、成公二年の杜注「公衡、成公子也」に対してはこれを否定して「宣公子、成公弟」との見解を示す。「春秋左氏傳舊注疏證」引沈欽韓も成公の弟と見る)。ところで『公羊傳』成公一五年に、「宣公死、成公幼、藏宣叔者相也、」とあるのに依れば、成公二年の公衡をそのまま成公の弟と見るのさえも実は簡単には認め難いことになろう。しかし成公の子と見るよりはまだまだましかも知れない。楊伯峻『春秋左傳注』(成公元年)は、成公が即位後一四年で妻を娶った(一四年九月に、「僑如以夫人婦姜氏至自齊」)ことから推せば、『公羊傳』の「宣公死、成公幼」は信ずべき説だと云う。これらの説を一応認めるとすれば、多少の疑義は残るが、『左傳正義』などが指摘した問題点は解決できようし、劉向の考えている如く、成公と伯姬が兄妹で、いずれも繆妻の子であることも一応認め得ることになろう。

②伯姬が嫁したことは、『春秋』成公九年に「二月、伯姬歸于宋、夏、季孫行父如宋致女」とある。

「不親迎」について、蕭注は『毛詩』齊風、著の序「著、刺時、時不親迎也」を引き、『公羊傳』隱公二年の「紀履緌來逆女」の傳「外逆女・不書、此何以書、譏、何譏爾、譏始不親迎也」をあげている。

ここで恭公が親迎しなかったことを大きく問題にすることについて、他の文献との関連の中でこれを考えるとき、記載資料間の調整は困難であり、対応の仕方は複雑で難しい。

『春秋』の伯姬に関する記載の解釈や、婚礼における親迎が各階級でどの程度に実施されたのか、「致女」の

解釈や、これが常礼であったか否か等々、漢代以来問題は微妙に分岐し、今だに統一的な見解が定まっていな
い様に思う。この原因には様々な要素が複雑に入りこんでいると思うが、一番大きな原因は、古来の中国経学研
究学者が抱き続けて来た固定観念に負うところが大きい様に思う。例えば、春秋時代に既に統一的な礼の規則が
確定していたと考えようとする傾向が強いこと。従って又『春秋』三伝を統一的に解釈しようとする事等々、
これらはその具体的問題点として提起されて良いであろう。ところで儒教における礼の個々の制度は、漢代の様
々な政治的現状を反映しつつ古来の制度も受け入れられ形成され論議されたのが実際と思われるから、例えば婚
礼に関する行礼の問題にしても、細かな部分の具体的実施に関しては当時において既に様々な議論を生む要素を
具えていたに違いないのである。かの『儀禮』においても、様々な問題点が、かなり整理を経つつも、なお他經
との矛盾なき解釈は成立し難いのはこのためである。だからここでは統一的見解へむけて各論を調整するよりも、
『春秋』三伝の立場は一応そのままに、主として劉向はこれらにどう対処したかを中心に考察してみたい。しか
しその際『春秋』学者たちが劉向に眩惑された姿も同時に問題とすることはさげられまい。

先ず劉向が親迎を原典よりどう抽出したかを探ってみる。『春秋』成公八年に、「夏、宋公使公孫壽來納幣」と
あり、九年に「二月、伯姬歸于宋、夏、季孫行父如宋致女」とあるが、各傳とも『列女傳』ほどには親迎の有
無を事の重大な核心としている様には見えない。『左傳』も、宋より帰った季文子の復命とこれに対する穆姜の
ねぎらいの辞を載せるだけだし、『公羊傳』は、「致女」のことについて、「未有言致女者、此其言致女何、録伯
姬也、」と述べるのみである。ところが『穀梁傳』には親迎が無かったと解釈できそうな記載を認めることがで
きる。『列女傳』においては特にこれを重視し、このために伯姬が妻となることを拒否したとするが、この様な
ことまでは具体的に述べてはいない。

即ち『穀梁傳』はこのあたりに録される伯姬に関する記載に対して、先ず「成公」八年の「衛人來媵」には「媵、

浅事也、不志、此其志何也、以伯姬之不得其所、故尽其事也」と述べ、九年の「致女」については、「致者、不致者也、婦人在家制於父、既嫁制於夫、如宋致女、是以我尽之也、不正、故不与内称也、逆者傲、故致女、詳其事、賢伯姬也」とある。これによると、「致女」を「不正」とし、理由を「逆者傲」と考えているようであるから、これを『列女傳』の様に宋公が親迎しなかったと具体的に解釈したとしても飛躍しすぎた独断とは云えまい。ところで恐らく劉向の説に影響を受けたと思われる鄭玄は、『禮記』坊記篇（「以此坊民、婦猶有不至者」）注にこの「成公」九年の記載を引いて、「是時宋共公不親迎、恐其有違、而致之也」と述べている。又『曲禮』の（「納女於天子云々」）注に、「納女猶致女也、壻不親迎、則女之家遣人致之」と云う。しかし陳立（『公羊義疏』卷五二）も云う如く、鄭注は「不親迎」にこだわっている様に思われる。鄭玄が劉向に影響されすぎた結果と考えざるを得ない。又、『穀梁傳正義』引徐邈も「宋公不親迎、故伯姬未順為夫婦云々」と云う。従来『穀梁傳』のこの部分については、『列女傳』の伯姬伝と結付けて論じられ、劉向は穀梁義によっていると考えられている様であるが、この様な安易な処置は事の意味を複雑にし混乱を生じさせている様に思う。むしろ劉向説は『穀梁傳』をもとにした特殊の一説と見ておかねばならない性格のものであろう。即ち劉向以前から穀梁義としてこの「不親迎」以下の話が伝えられていたというよりも、むしろ劉向が『穀梁傳』のこの部分に、新解釈をもち込んで、「不親迎」とこれに続く話をつくりあげたのだと考えるべきではなからうか。『穀梁傳』は「逆者傲故致女」と云うのであるから、これは恭公が直接親迎はしなかったことを想定しているから云えることではあろうが、そのために伯姬が夫婦となることを拒否したということまでのストーリーがこの傳の背景に有ろうとは思えない。もし『列女傳』の云う様に、父母の命に迫られて行ったのであれば、妻となるまでは父母の命下に在るべきであらうから、「不肯聽命」ということは理に合わぬことでなければならぬ。この不手際は「親迎」義を骨にして、伯姬の話を作りあげようとした作者の無理な資料操作のため、調整がうまくいかなかったことに起因するのであ

つて、『穀梁傳』の論理形成基盤とは自ら別であると見なくてはなるまい。従来の穀梁解釈学者が、様々な混乱に陥ったのは『列女傳』の話を『穀梁傳』に固く結び付け、既に『穀梁傳』の背景に『列女傳』の示す様な話が存在すると思ひ込んだためである。更に、後文の展開によつても分かるとおおり、劉向は『穀梁傳』にのみ依拠したのではなく、実は資料として『左傳』も『公羊傳』も用いていることを考慮しておかなくてはならないのである。

劉向が『穀梁傳』のここをもとに、この伝の様な解釈を創りあげたことについて、次の様に推理することも出来る。即ち、この成公九年の『穀梁傳』には、「致者、不致者也」（『穀梁傳』僖公八年に、「致者不宜致者也」とある。）とあり、これを「不正」としながら、そうせざるを得なかつた状況として「逆者微」を掲げ、しかも全体としては「賢伯姬」とするのであるから、公の親迎がなかつたから、伯姬は、婚とすることを人生の重大事と了解しない公の安易な態度に不満を示し、自らの賢知する礼の重さを示すべく妻となることを拒否した、事を知つた魯では、不正を承知でやむなく宋へにかけて致女のことを行なつたと解しつゝ、この話の素材をつくり出していったのであらう。

「致女」について、『穀梁傳』は、「既嫁制於夫」を理由に「不正」としているが、他傳ではこれは常礼であるとも考えられている。『公羊傳』成公九年に対する何注は、「古者婦人三月而後廟見称婦、挾日而祭干禰、成婦之義也、父母使大夫操礼而致之云々」と説明し、『左傳』桓公三年の、「冬、齊仲年来聘、致夫人也」に対する杜注は、「古者女出嫁、又使大夫隨加聘問」と述べ、この成公九年に対しても「女嫁三月、又使大夫隨加聘問、謂之致女、所以致成婦礼」と説明している。しかるに劉向は、伯姬が公命を聴かないという話を『穀梁傳』をもとに創り出し、「致女」を異例と解しつゝ、一方では『左傳』の季文子の復命の部分の切り取つてここにくつつけている。

次に親迎について 天子より庶人に至るまで皆親迎するか、天子は至尊だからこれをしないし、諸侯も事情に依ってはしないこともあるか等の議論がある。『五經異義』（『禮記』曲禮下篇「納女云々」の疏等引）は公羊説は天子も庶人もみな親迎するとし、左氏説に依れば、天子に親迎のことなしとする。鄭玄は天子も親迎すると解している。これらのいずれが正しいか否か、各々の文献の立場や権力の理念というものをどう具体化するかに依ってどうにでも変形できるものであるから、強いて当否を定めることは無理であろう。陳立『公羊義疏』隱公二年・僖公八年・成公九年鍾文蒸『穀梁補注』における上記各公の条等に、これらをめぐる問題を詳述する。しかし經学者の論点を整理していくと、いかに過去の經学研究が不毛の議論をくり返したかを露呈するに終ってしまふ。今一々取り上げることはいない。

それはそれとして劉向はここでは、宋公は親迎しなかつたし、当然すべきであつたとの態度に立つて、この伝を組みたてている。因みに親迎なすべしとするのは『公羊傳』だけでなく『穀梁傳』もそうである。「隱公」二年の「紀履緌来逆女」には、「逆女、親者也、使大夫、非止也」とあり、「伯姬婦于紀」には、「此其如專行之辭、何也、曰、非專行也、吾伯姬婦于紀、故志之也、其不言使、何也、逆之道微、無足道焉爾」とあるし、「桓公」三年にも、「逆女、親者也、使大夫、非止也」とある。ところが『公羊傳』の態度は、ここ（成公九年）では微妙に異なる。即ち「隱公」二年では「譏始不親迎」としながら、ここでは「不親迎」を問題にしてはいない。それは、經文に伯姬を迎えに来たことや人を記していないから、ここは「隱公」二年とは異なると考えたのである。だから「不親迎」と「致女」とを関連づけることも必要ないし、「致女」を異例のことだとも見てはいないのである。

以上の「親迎」や「致女」と関連して、「三月廟見」について議論がある。前引何休は「古者婦人三月而後廟見、稱婦、挾日而祭干禰、成婦之義也」と云うが、『禮記』曾子問篇「三月而廟見」の鄭注は「謂舅姑没者也」

としている。これは恐らく『儀禮』士昏禮の「若舅姑既没、則婦入三月、乃奠菜」に依る判断と思われる。これらをめぐる問題点は『公羊義疏』や『儀禮正義』等に詳しい。劉向は三月後の廟見の礼は夫婦の道を完成する礼節と考え、親迎のないことを理由に伯姬がこれを行なうことを拒否したから、魯では季文子を使者として異例の致女をなしたものと見たのである。

以上の問題に対して、『列女傳』注釈者たちの見解を次に紹介しておく。先ず梁注は、『左傳』（隱公八年・成公九年）賈逵・服虔説（『禮記』曾子問疏引）を紹介し、大夫以上は舅姑の存否にかかわらず、皆三月祖廟に見えた後、婚が成立するとする（梁注は、賈服説は『列女傳』にもとづくとする）。蕭注は先ず『儀禮』は士昏禮にあるように、夫婦が同牢し、衽席を相連ねる儀式があつて婚は成立し、明日、夙に起きて舅姑に見える。もし舅姑が没していれば、三月後に奠菜を行なう。祝は婦の姓を称して、某氏からの来婦が心をこめて菜を皇舅某子に奠えますと云う。だから「曾子問」に、「三月而廟見、称来婦也、扱日而祭於禰、成婦之義也」とあり、鄭注に「謂舅姑没者也、」と云う。これによれば舅姑没しておれば廟見はあるが、生存しておれば無い。舅姑以上の先祖への儀礼は、「士昏禮」に「婦入三月、然後祭行」とあるのうかがえる。鄭注に「入夫之室、三月之後、於祭乃行、謂助祭也」とある。助祭は実は廟見ではない。この伝の場合は、伯姬が宋の恭公に嫁いだ時、舅は已に没していたから、当然三月後に廟見があつたことになる。賈・服の説によれば、舅姑の存否にかかわらず、皆三月後に婚の儀が完成するものとするが、これには明確な根拠はない。だから孔疏は、禹が塗山を娶つて四日即ち去り、そして啓が生まれたことよつてこれを駁しているのだ（『左傳』隱公八年に、禹の場合は三月を待たずに夫婦のことは成就していると云う。ただしこの場合、禹のことを論拠にしたのでは議論を持することが困難と思われる）。此の伝の「三月廟見云々」は舅姑已に没した場合のことでは次の場合も同じである。即ち、「曾子問」の「女未廟見而死則如之何、孔子曰、不遷於祖、不祔於皇姑、罔不杖不菲不次、婦葬於女氏之党、

示未成婦也」、これにもとづいた『公羊傳』成公九年の何注の「古者婦人三月而後廟見稱婦、……然後成婦礼、……言女者、謙不敢自成、礼、婦人未廟見而死、歸葬于女氏之党、」などもみな舅姑没している場合の特例で解するのは少し苦しい。劉向は廟見を常礼と考えていたろうと考える方がすっきりする。このことは後の「齊孝孟姬」に、「三月廟見、而後行夫婦之道」とあるによっても証することができる。全体的に一言付しておくなら、昏の明日、舅姑に見える礼があり、没していればこれができないから三月後に廟においてこの儀を行なう。存没にかかわらず三月廟見によつて正式の婦となる儀式が完了するの如く考えておくのが無理の少ない妥当な解釈ではなからうか。ただし恐らくこのことについては儒教制礼者の間に、現実的な制度との調整がうまくいかず、様々な議論の分岐点が存在していたに違いない。だから各文献間に多少の食い違いが生じたり、今、『儀禮』を以てしても納得のいく調整をなし難いではなからうか。

③「魯使大夫季文子於宋」について、「於」を「四部叢刊」・「文選樓」本は「如」に作る。王注本以下「於」に作る。歐氏『校證』は義同じとする。義同じと云えるかどうか疑問が残るが、「如」は『春秋』のままであるから、『列女傳』としては「於」の方がやや勝ると云えるかも知れない。

王注は、『春秋』成公九年の「季孫行父如宋致女」を引く。梁注は何休の注「古者婦人三月云々」（前引）を引き、これに続いて『禮記』訪記篇の鄭注「是時宋共公不親迎、恐其有違、而致之也」をあげ、鄭義は『列女傳』にもとづく指摘している。しかし『公羊傳』や何休の立場と『穀梁傳』の立場とは異なるし、『穀梁傳』に更に特殊解釈を施した劉向の立場をも又各々区別しなければ、安易に鄭義を直結することはできまい。ただ鄭義が劉向にもとづくとするのは基本的には間違っていない。蕭注は『穀梁傳』と『列女傳』とが完全に一致するとは云えないと論ずる。即ち『穀梁傳』の「致者不致者也、……故不与内称也」と注「刺已嫁而猶以父制尽之、内称

謂稱使、」にこの伝の「宋人告魯、魯使季文子致命」を対比している。魯からの求めで宋に赴いた如く解される点が異なると見たのであろう。尚、「致女」を『列女傳』は「致命」とし、父母の命を致すの意と解する。

④この部分は『左傳』成公九年に依る。即ち「夏、季文子如宋致女、復命、公享之、賦韓奕之五章、穆姜出干房、再拜曰、大夫勤辱、不忘先君、以及嗣君、施及未亡人、先君猶有望也、敢拜大夫之重勤、又賦綠衣之卒章而入、」とある。『列女傳』は、「於遠道、辱送小子」や「使下而有知」・「敢再拜大夫之辱」などを追加している。

「使下」について、梁注は、「下」の上に「地」字を脱しているかと疑い、臧庸『補注校正』は、「下」は「死」字の譌と見る。王注はこの句は解し難いとし、『左傳』は「施及未亡人」に作ることを指摘する。王注のこの指摘は納得し難い。ただ読解し難い句ではある。しかし特に字を改めることはしないで読んでおく。徐氏『左傳疏證』は『左傳』の兩詩を、『列女傳』が載せぬことから、『左傳』の方が後で成立した証とする。即ち、『列女傳』の方が後に成立したのなら、好んで『詩』を引く劉向が、これを削除するわけではないと云うのである。しかしこれは有力な指摘とは云えない。『列女傳』の詩の引き方は『左傳』とは自ら異なる。だから作者はこの話には必要でないからこの部分を採用しなかっただけのことにはすぎない。

⑤「十」について、梁注は、顧校により「十」を「七」に為すべしとする。成公九年に、伯姬が宋に嫁し、十五年に宋公固は卒したと云う。

⑥「景公」について、梁注は、顧校により「景」を「平」に作るべしとし、平公は魯の成公一六年に即位、宋の災は襄公の三〇年にあり、これは平公三三年にあたと説明している。

⑦「春秋」襄公三〇年に、「五月、甲午、宋災、伯姬卒」とある。これについて『左傳』には、「宋伯姬卒、待姆也、君子謂、宋共姬、女而不婦、女待人、婦義事也、」とある。伯姬の行動に対して批判的なのが興味深い。『公羊傳』はこの経に対しては論評を加えていない。しかし下の「葬宋共姬」に対しては、他の二伝に比敵する論評を加え

ている。即ち「外夫人不書葬、此何以書、隱之也、何隠爾、宋災、伯姬卒焉、其稱諡何、賢也、何賢爾、宋災伯姬存焉、有司復曰、火至矣、請出、伯姬曰、不可、吾聞之也、婦人夜出、不見傳母不下堂、傳至矣、母未至也、逮乎火而死」とある。次に『穀梁傳』には、「取卒之日、加之災上者、見以災卒也、其見以災卒奈何、伯姬之舍失火、左右曰、夫人少辟火乎、伯姬曰、婦人之義、傳母不在、宵不下堂、左右又曰、夫人少辟乎、伯姬曰、婦人之義、傳母不在、宵不下堂、遂逮乎火而死、婦人以貞為行者也、伯姬之婦道尽矣、詳其事、賢伯姬也、」とある。以上を『列女傳』と比較すると、事実の記録は略同じであるが、これに対する評価においては、『左傳』のみが他に異なる。公・穀は略同じで、『列女傳』は『公羊傳』をも受け入れつつ、『穀梁傳』を主体にまとめあげている。ほとんどは『穀梁傳』の文脈そのままであるが、『公羊傳』の「傳至矣、母未至也」の部分が用いられた如く思われる。ただし、「保母至矣、傳母未至也」の如くやや変形して採用している。この他、『穀梁傳』は『公羊傳』に略同じく傳母・保母の順にあげるが、『列女傳』はこれを逆にあげている。又、「録其事」は『穀梁傳』では「詳其事」（成公九年にも見ゆ）としており、「録」は、『公羊傳』成公八・九年に度々見える「録伯姬」を意識した結果と見て良いであろう。

前注②でとりあげた如く、親迎がなかったから、伯姬は夫婦となることを拒否したと解するのは『列女傳』が示した特殊解釈と見て良いが、この様な伯姬像形成の資料は、ここに見えるように婦人の義を抱いて火中に死したと評価された彼女のキャラクターをもとに形づくられたものと見てよいのではなからうか。恐らく作者は義に依って行動した彼女の姿を、その婚儀の面においても明確にしようと思図したのであろう。

「越義求生」について、「四部叢刊」本にては、「求」を「而」に作る。

⑧『春秋』襄公三十年に、晉人・齊人・宋人・衛人・鄭人・曹人・莒人・邾婁人・滕人・薛人・杞人・小邾婁人、会于澶淵、曹災故、」とある。『公羊傳』は、「宋災故者何、……会未有言其所為者、此言所為何、録伯姬也、諸

侯相聚、而更宋之所喪、曰、死者不可復生、爾財復矣、」と述べ、『穀梁傳』は、「会不言其所為、其曰宋災故、何也、不言災故、則無以見其善也、其曰人何也、救災以衆、何救焉、更宋之所喪財也」とある。『左傳』は、宋の災で諸侯の大夫が会し、「以謀婦宋財」したが、「冬十月、……会于澶淵、既而無婦於宋、故不書其人、……書曰、某人某人会于澶淵、宋災故、尤之也」とある。『左傳』だけは他の二傳と少異する。この部分に対応する『列女傳』は主として『公羊傳』に依拠していると思われる。『穀梁傳』はこの救災と伯姫とを特に関連づけてはいないのだが、『列女傳』はその「不言災故、則無以見其善也」には注目したらしく、「春秋善之」として採用している。

⑨ 『毛詩』大雅、抑に、「淑慎爾止、不愆于儀」とある。

⑩ 伯姫に関する記載について、『穀梁傳』は「詳其事、賢伯姫也」（成公九年・襄公三〇年）とし、『公羊傳』は「録伯姫」（成公八・九年・襄公三〇年）とする。

以上この伝は様々の複雑な要素を含んでいるが、今一つ別の観点からの思いつきを付言するなら、この伝の伯姫の生き方とそれに対する評価は興味深くも穀梁主義に彩られている。『左傳』や『公羊傳』の資料を切り抜き利用しつつ、これを穀梁主義で統一した伝であると見ることができそうなのである。これが劉向が穀梁を学んだと云われることとどの程度緊密に関わる資料なのか、なお断言はできないが、不思議に符合する資料の一と見ても良さそうである。

三 衛の寡夫人^①

夫人は 齊侯の女なり^②。衛に嫁し、城門に至りて衛君死す。保母曰く、以て還る可しと。女 聽かず。遂に入りて、三年の喪を持し畢る^③。弟立つ。請ひて曰く、衛 小国なり。 庖を二にす容からず。願はくは庖を同じくせんことを請ふと^④。夫人曰く、唯 夫婦のみ庖を同じくすと。終に聽かず。衛君 人をして齊の兄弟に懇せ使む。齊の兄弟 皆 後君と与にせんことを欲す。人をして女に告げ使む。女 終に聽かず。乃ち詩を作りて曰く、我が心 石に匪ず。転ず可からず。我が心 席に匪ず。巻く可からずと。厄 窮するも閔へず、勞辱むも苟にせず。然る後に能く自ら致すなり。失はずして、然る後に以て難を濟ふ可きを言ふなり。詩に曰く、威儀棣棣たるも、選ふ可からざるなりと。其の左右に賢臣無く、皆 其の君の意に順ふを言ふなり。君子 其の貞壹を美とす。故に挙げて之を詩に列するなり。

頌に曰く、齊女 衛に嫁し、厥れ 城門に至る。公薨すれども返らず、遂に入りて三年す。後君 同せんと欲すけれども、女終に渾せず。詩を作りて譏刺し、卒に死君を守る。

〔注〕

① 「寡」を、各本「宣」に作るが、王注以来指摘されているとおり「寡」に作るのが正しいであろう。王注は、「御覽」四四一引に「衛寡夫人」に作り、この様な表題のたて方は、この「貞順」では「魯寡陶嬰」・「陳寡孝婦」に同類の形式がある。今本が「宣」に作るのは字形の誤りである。「易」説卦の「宣髮」を「寡髮」に作るのもその例である（『經典釋文』卷二、「寡髮」に「本又作宣」と云う。梁注も略同様の指摘をし、「寡」は隸書では「宣」に作るから、形が似ているために誤ったのである。「易」序卦（実は説卦の誤）の「巽為宣髮」を今本に「寡髮」に作るものがあるのを証とし得る。王應麟『詩攷』後序も引いて「宣」に作るが、これは見た

本が既に誤っていたのである。近刻『御覽』も「宣」に誤っていると指摘する。今「寡」に改めて読む。尚、本文が「夫人者」で始まっているのを参考にしても、この夫人が特に固有名詞を付せられていなかった証とし得るであろう。

②この伝は典故を詳かにしない。

③王注は、「遂入」は礼にはずれていること、「三年之喪」も正しくないと云う。そして次の様に論を展開する。即ち『禮記』曾子問篇に、「取女有吉日、而女死、則如之何、孔子曰、壻齊衰而弔、既葬而除之、夫死亦如之」とあり、鄭注に「未有期三年之恩也、女服斬衰」と補足している。これを規準とするなら、この伝の齊女の場合、城門に至ったところで衛君が死んだのであるから、先ず還るべきであるし、斬衰して弔し、葬りおわれれば除服して良いのである。三年の喪を服しとおすというのは、氣持のうえでも礼のうえでも過剰である。聖人の言意をたずねきわめるに、壻女が夭折した場合は、まだ夫婦となっていないから、服喪も略式になる。鄭玄は、經文に「齊衰」とあるのは壻の場合を述べているのに、女が夫たるべきであった人への服喪を明らかにしていないために、補足して「斬衰」と云ったのだが、それは、經には、「吉日」と云っていることからして、すでに夫婦に近いと判断されるからで、だから各々一応その本服に服するとしたのだ。これは礼が義によって起こることを示すものである。ところでこの場合、実際にはまだ夫婦にはなっていないから、礼は義を以て終る。即ち、恩のことはかり考えて、弔して斬衰には服するが、葬ったら除服するのである。

さてこの伝を見るに、女は嫁すれば夫に従うものだが、この夫人の場合まだ嫁が成ってもいないのに斬衰三年に服するというのは理にかなわぬことである。もしこれが許されるなら、已に夫婦となった者との区別がなくなるではないか。この齊女の行動は非常識という他はない。以上が王注の指摘である。王注の論は女性学者の意見として興味深いことはたしかであるが、經典や文章上の礼制に依存しすぎたきらいがある。作者は、恐らく『禮

記』に見える様な事柄は承知のうえでこの様な話を作りあげたに違いない。現に保母も「可以還矣」と云っているのもそれはわかるであろう。時には常礼さえも越えて、礼の精神に頑固なまでに実直であり、これに過剰な反応するのが『列女傳』の女性の一般的な姿であることは、既に他伝においても明瞭である。例えば前伝の伯姫でもそうである。劉向は、ただ単に合理的に規律のわく内だけで礼制に従う人間をではなく、むしろ熱狂的に礼行為に酔う人間をさえも期待しているのかも知れない。実際、後漢時代には、様々な過剰な礼行為が、批判されるどころか、むしろ現実的評価を得る方向にエスカレートしたことから見るなら、劉向の儒教の教理への熱いまなざしとこの様な作伝の意義も充分理解できるのである。又、現実の人間に対して、礼の教条を熱情的に全身で受止めることを期待するのが、必ずしも単に学者の観念的な夢想に止まらなかったことは、続く時代に、劉向の期待した様な人間像が一つの現実的風潮となった事実によっても理解できるだろう。劉向は唯の机上の学者というよりは、恐らく人間の精神操作の可能性に熟知した政治家でもあったと見るべきであろう。さて思うに、劉向は、この齊女にむしろ過剰なる礼行為を敢えて為さしめたのである。作者の目的は、三年の喪までもしたことを記すだけに定められているのではない。むしろ主なる目的は、後半に在る。女性として嫁した者として、儒教の理念に全身で浸り、わき目もふらずこれを守り通す固い信念の女性を描きたかったのである。嫁して城門に至った時死んだわが君に対し、三年の喪を敢えてなし得る程の女性であつてこそ、死君への節を守ることができると、これを読者に納得させたいからこそ、前半の喪の話は創り出されたのだ。既にしばしば述べた如く、劉向は『説苑』や『新序』では、儒教的倫理の世界で教条を全身にまとう君や臣、即ち男の姿を熱く語るのであるが、『列女傳』は、この世界の教条を厳格に主体的に受け止める女性を描き出している。現在の人間観からすれば、女性に対する過酷な要求と思われなくもない部分も多々見えるが、長上に仕える臣の世界が、決して安易ではあり得ないことを以て観れば、女性蔑視と決めつけるだけでは正しくない。やはり儒教の世界観の中における男

るもの女なるものが、世界を構成する対等な存在であるという考え方の方向から、『列女傳』の女性達は先ずながめられるべきであろう（しかし全体的に見ると、男性は女性エネルギーを抑制すべき存在とされている。これは女性を本質的には蔑視し得ぬ存在とする考え方が基底にあることからくるものであろう）。士が厳しく教条を全身で受け止めると同じく、女性も厳しくこれに対置する。教条に対置する者として、劉向においては、男も女もやはり対等な存在なのである。以後の儒教倫理史の中では、本質的な面の女性理解は看過されて、女性はむしろその従順なるべき面のみが強調されていることから観ると、劉向の特異な思想が理解できよう。

以上述べた事によるなら、この伝の齊女への王注の如き批判は結局無用と云うべきであろう。

④王注は、『御覽』（四四一）引にはこの下に「唯夫妻為同庖」の六字が有る。おそらく注の文であろうと云う。しかし「夫人曰」が脱したとの見方も有る（次注）。梁注は、「願請」が旧本（『四部叢刊』・「文選樓」本）では誤倒している。（宋の范處義）『詩補傳』引によって校改したと云う。今これに従う。

⑤梁注は、「夫人曰唯夫婦同庖」の八字が旧本では脱している。『詩補傳』引によって増したと云う。蕭注は胡承珙を引いて、『御覽』引には「夫人曰」の三字が脱している。王注は「唯夫妻為同庖」を注文かと疑うが、実は伝の本文なのだと云っている。原本に存在した句かどうか疑問も残るが、今一応、梁注に従って読んでおく。

⑥梁注は、「後」字が旧本（『四部叢刊』・「文選樓」本）にては脱していたが、『御覽』によって校増したと云う。無くて読めるが、今一応これに従う。

⑦『毛詩』邶風、柏舟に、「我心匪石、不可転也、我心匪席、不可卷也」とある。又、この詩句の前に「我心匪鑿、不可以茹、亦有兄弟、不可以拋、薄言往愬、逢彼之怒」とあるが、これはこの伝で、「衛君使人觀於齊兄弟云々」の様な話とされるための素材に用いられているかと思われる。王注はこれも魯詩説であると云っている。しかしそうであるにしては固有名詞が何一つ明確にされていないのはなぜであるうか、かの詩に対する明確な歴史事実

としてここに示される様な話が、魯詩説として存在していたのなら、衛の何君か、又、夫人の名が何であるかも明示されないわけはあるまい。これを逆に推せば、作者が、かの詩句を部分的に取り出して、自らの期待する女性像をこれに結付けて物語としてまとめた様子が、ありありと写し出されてくるのではないか。この伝も、単に魯詩説などという形式に包み込んですまされる作品ではなく、恐らく作者の期待する女性像の範疇で形式された説話の一に相違なからう。「衛宗二順」(頁一〇七)にもこの詩句を用いる。

『潛夫論』斷訟に、「貞女不二心以數變、故有匪石之詩」とある。尚、『史記』田單伝に、「忠臣不事二君、貞女不更二夫」とある。

⑧ 梁注は、『詩攷』・『詩補傳』引に、二つの「匪」を「非」に作ると指摘する。蕭注引胡承珙は、今本が「匪」に作るのは、後人が『毛詩』によって改めたのだとし、「衛宗二順」に引く「我心匪石」の「匪」も「非」に作るべきだとする。一説である。

「言不失也」について、王注は「也」は「己」字の誤りであろうと見る。これも一説である。

⑨ 前注引『毛詩』の句に続いて、「威儀棣棣、不可選也」とある。この句を「毛傳」には、「君子望之、儼然可畏、礼容俯仰、各有威儀耳、棣棣富而閑習也、物有其容、不可數也」と解説するから、ここに示す劉向の解釈とは異なる。ここでの劉向の解説は、「柏舟」毛序の「衛頃公之詩、仁人不遇、小人在側」に近い様にも思える。即ち「仁人」を「齊女」にすり替えたら、劉向のこの部分の解説にすんなり結び付きそうなのである。王注は、「左右之人、威儀雖美、而無可選用、彼皆君群小耳、常侮辱我、使之不安於衛」と説明している。

四 蔡人の妻

蔡人の妻は 宋人の女なり^①。既に蔡に嫁するに、夫に悪疾有り^②。其の母 将に之を改め嫁せんとす。女曰く、夫の不幸は 乃ち妾の不幸なり。奈何ぞ之を去らん。人に適くの道、一たび之と醜すれば、終身 改めず^③。不幸にして悪疾に遇ふも、其の意を改めず。且つ夫れ芣苢の草を采するに、其の臭惡しと雖も、猶ほ之を採するに始まり、之を懷擷するに終る。浸に以て益々親しむ。況んや夫婦の道に於てをや。彼 大故無く、又、妾を遣らず。何を以て去るを得んと。終に其の母に聽かず。乃ち芣苢の詩を作る。君子曰く、宋女の意 甚だ貞にして屯なりと。

頌に曰く、宋女 專愨にして、心を持して願せず^④。夫に悪疾有るも、意 猶ほ一精なり。母 去歸することを勸むるも、詩を作りて聽かず。後人 之を美とし、以て順貞と為す。

〔注〕

①この伝の典拠も詳かにできない。『御覽』七四二引『韓詩外傳』（注⑥参照）に芣苢を言うから本来素材はこれにとるのかも知れないが、嫁いだ者の道を説くために大部分は作者の創り出した話であろう。ただし蔡人の妻とされた理由は明確にできない。

②『白虎通』嫁娶に、「夫有悪行、妻不得去者、地無去天之義也、夫雖有悪、不得去也、故禮郊特牲曰、一与之齊、終身不改、」とある。尚、「宋鮑女宗」（賢明）注⑫（『列女傳』注釈及び解説Ⅱ頁五三）又、「魯之母師」（母儀）

注⑭（『列女傳』注釈及び解説Ⅰ頁一二七）などを参照。女が一旦嫁すれば、夫に悪があつても、己の個人的な判断でこれを去ることは出来ぬことを説く点で、「宋鮑女宗」（賢明）『列女傳』注釈及び解説Ⅱ頁四九）に似ている。女宗の場合は夫が外に愛人を持った場合、ここは夫に悪疾が有る場合の異なりがある。各れも去つて良い理

由が有りそうなのに、去らないと主張し得る積極的理由を構築している。一見女性の主体的権利を無視するさまりの如く受け取れるが、この両女性の言動の如きは、むしろ嫁した女性の強さや権利を逆に主張している如くでもある。しかし夫の持つ権利に比べると、女性が去ることはできぬ実質に変わりはなく、ただこれを女性の立場を拠点にして、逆に去らないと言い換えているにすぎないのだと見ることもできるだろう。それはそれとしてここで注目したいのは、劉向が本来、従なる女性の立場を、むしろ積極的に権利として主張・実践する女性を描く点なのである。「宋鮑女宗」注⑫（Ⅱ 頁五三―五五）・「召南申女」注⑩（頁五七）等参照。

③ 梁注に、『御覽』（四四一・七四二）引には「夫」の下に「之」が有ると指摘する。「四部叢刊」本には有る。有る方が句のつり合いは良い。

④ 蕭注は、『禮記』郊特牲の「壻与之齊、終身不改」と鄭注「齊、謂共牢而食、同尊卑也、齊或為醮」を掲げている。前注②を参照のこと。

⑤ 「采采」について、梁注は、『御覽』には「采」を重せずと指摘する。更に歐氏『校證』は、「采采」は、『詩』芣苢に「采采芣苢」とあるのにより伝者が誤衍したものと見ている。しかし歐氏の説は大胆すぎると思う。「采采」のまま、むしろ『詩』を意識した作者の気持がよく表われていると見るべきではなからうか。

⑥ 「其」について、梁注は、『御覽』には「甚」に作ると云う。

「芣苢」を「臭惡」とすることについて、『文選』卷五四、辨命論、「冉耕歌其芣苢」の注に、「韓詩曰、采苢、傷夫有惡疾也、詩曰、采采芣苢、薄言采之、薛君曰、芣苢、臭惡之菜、詩人傷其君子有惡疾、人道不通、求已不得、發憤而作、以事興芣苢、雖臭惡乎、我猶采采而巳者、以興君子雖有惡疾、我猶守而不離去也、」とある。『御覽』七四二には、「韓詩外傳曰、芣苢、傷夫有惡疾也、采采芣苢、薄言採之、（注）芣苢、沢写也、芣苢、臭惡之菜、猶採之不已、君子雖有惡疾、我猶不能去離也」とある。今、『韓詩外傳』には見えない。『爾

雅」釋草には、「芣苢、馬舄、馮舄、車前」とある。従来、おおばこのことと云う。郭璞注に、今の車前草のこと。大葉長穂で、よく路傍に生える。江東では蝦蟆衣と呼ぶと説明する。陸璣『毛詩草木鳥獸蟲魚疏』（『毛詩』・『爾雅』の疏引）によれば、この草は、馬舄、車前、当道などの呼称を持つ。牛跡中によく生えるのでこの名がある。今の藁中に入れる車前子はこれである。幽州の人は牛舌草と謂う。このたねは婦人の難産を治すと云われるとする。ところで『説文』の「苢」には、「芣苢、一名馬舄、其実如李、令人宜子、……周書所説」とある。『逸周書』王會篇に「康民以桴苢者、其実如李、食之宜子」とある。『經典釋文』卷五（『毛詩』）には、「山海經及周書王會、皆云、芣苢木也、実似李、食之宜子、出於西戎」とあるから、苢の解釈は草とするものと木とするものがあり。必ずしも一定しない。又、この『列女傳』で悪臭ありとする苢は、『毛詩』や『爾雅』等に、「車前草」と称されるものとは異なる植物ではあるまいか。従来、文献間に混同が存する如くである。陳啓源『毛詩稽古編』は、「草前」と「沢写」とを同一植物とすることに疑問を抱き、「今此二草、未見其惡臭也」と述べている。まだ不明の部分が多い。

⑦『毛詩』周南、芣苢に、「采采芣苢、薄言掇之、采采芣苢、薄言捋之、采采芣苢、薄言枯之、采采芣苢、薄言禴之」とある。

この伝は形式的には「召南申女」・「衛寡夫人」・「黎莊夫人」・「息君夫人」等と類似し、『詩經』の解説のごとくまとめられている。しかし原詩とのこじつけにはいささか無理が感じられる。作者は嫁女の倫理たる「尙与之醮、終身不改」に、深い配慮もなく結び付けたのだと感じざるを得ない。勿論これを魯詩説だなどと判断する従来の説も簡単に肯定することはできない。

この「貞順」には、『詩經』の句を伝の素材としたものが多いことは前述のとおりである。これは形式的には「秦穆公姬」・「周南之妻」・「許穆夫人」・（『列女傳』注釈及び解説Ⅱ頁二五・四三・一〇五）・「衛姑定

姜」・「齊女傳母」(『列女傳』注釈及び解説I頁五八・六九)に似る。「召南申女」以下の伝に見られるごとく他伝の場合に見られる「詩曰」にあたる部分が無く、「作詩曰」がこれに代っている。これらの伝は従来いずれも魯詩説との関連が云々されているが、疑義が多い。しばしば指摘するように、これらを魯詩説と安易に断定する考え方は再検討する必要がある。

⑧ 「願」について、王注は韻の上からも「傾」に作るべきとする。梁注は段校に「頃」に作ると云う。蕭注は、「頃」は即ち「傾」であると補説している。(顧廣圻『攷證』も同説)各説一理を存するが、今「願」のまま読んでおく。

五 黎莊の夫人

黎莊の夫人は、衛侯の女にして、黎の莊公の夫人なり。既に往きて欲を同じくせず。務むる所の者異なる。未だ嘗て見ゆるを得ず。甚だ意を得ず。其の傅母、夫人賢なるに、公 反つて納れざるを閲み、其の 意を失するを憐れむ。又た、其の 己に遣られて、時を以て去りえざるを恐れ、夫人に謂ひて曰く、夫婦の道 義有れば則ち合し、義無ければ則ち去る。今 意を得ず。胡ぞ去らざるやと。乃ち詩を作りて曰く。式れ微み、式れ微む。胡ぞ婦らざると。夫人曰く、婦人の道は宥なるのみ。彼吾と以にせずと雖も、吾 何ぞ以て婦道を離る可けんやと。乃ち詩を作りて曰く、君の故をこそ微むべし、胡為れぞ。中路に乎てせんやと。終に貞宥を執りて、婦道に違はず。以て君命を俟つ。君子 故に之を序して以て詩を編す。

頌に曰く、黎莊の夫人、行を執ること衰へず。莊公 遇せず、行節 反乖す。傅母 去ることを勧め、詩の式微を作る。夫人 宥を守りて 終に帰るを肯せず。

〔注〕

①この伝は、『詩』邶風、式微にヒントを得てつくられたものと思われる。ただ「毛序」には、「黎侯寓于衛、其臣勸以婦也」と説明しているから、『毛詩』とこの伝の内容とはかなりのずれがある。この伝の内容も、魯詩説にもとづくとする従来の説にはいささか疑問がある。これも前伝と同様に、嫁女の「婦人之道、宥而已矣」という倫理をストーリーで立体化するために、『詩經』の句に関連を求めたもので、それを黎莊公とその夫人の話とすることも、『詩』と黎侯との関わりはともかく、それ以上に、いかほどの根拠が存するか疑問である。『詩三家義集疏』卷三上に、黎国について、『史記』周本紀に云う「敗耆国」の「耆」、また「宋世家」の「滅仇国」の「仇」は「黎」に通ずる字であること、『左傳』宣公一五年に、赤狄潞鄆舒について、「奪黎氏地」とある等をあげてい

る。又、魏源の説を引いて、「黎莊公」には諡が有るから、失国の黎侯ではないとする。しかし「莊公」と提示した作者の根拠とするところが明確ではないから、この指摘が妥当であるか否か詳かにできない。それに『列女傳』の記載について、細かに歴史事実との関連をつけようとすることはほとんど無用である。この試みは徒勞に終わることしばしばである。

② 蕭注は、焦氏『易林』の「陰陽隔塞、許嫁不答、旃邱新臺、悔往歎息、」を引いて、即ちこの伝の義と云うが、単なるこじつけにすぎない。

③ 『禮記』昏義に、「男女有別、而后夫婦有義、夫婦有義、而后父子有親」とある。この莊公夫人は、夫の愛が注がれないが去らない点で、「宋鮑女宗」に似る。己に倫理規定にそむく非が無ければ、安易な妥協をしない強い女性であるが、実話と云うよりは、儒教の期待する婦道の実践へ誘うつくり話である感が強い。あたかも臣道を厳しく実践する士の話に似ている。尚、「蔡人之妻」注②も参照。

④ 王注に、「微」は隱蔽、「婦」は大婦を云うのであって、婦人が君に見ゆるを得ず、自ら幽隱に処るのに、どうして去帰しないのかと云う意であると説明している。しかし部分的に少し無理がある様に思う。「式」は「鄭箋」の「発声」と見るに従う。又、「微」は同じく「微乎微者也」と解する（『爾雅』釋訓に、「式微式微者、微乎微者也」とあり、郭注に「言至微」とし、疏に「既微又見卑賤」と説明する）が、これでも句意はもひとつつきりしない。「微」は、夫人の意或は状態を察する語と見（邶風、柏舟に「胡迭而微」とあり、「鄭箋」に「微・謂虧傷也」とある）て読んでおく。

⑤ 蕭注は、『毛詩』召南、江有汜より、「之子婦、不我以」とこの「鄭箋」「以猶与也」を引く。

⑥ 「中路」を『毛詩』は「中露」に作り、「毛傳」は衝の邑だとする。王注は「路中」と解し、ここの句意を「所以微者、以君不見納之故、去將安婦、何為而行路中也、答傳母以明己不去之意、」（『詩三家義集疏』卷三上引郝

懿行説同じ」とし、「微」も「式微」の「微」と同様に読む。『詩三家義集疏』は「路」を正字、「露」を借字とし古通字と見、「夫人言、非吾君之故、我何為在中路、夫一而已、去將安之乎」と説明している。この句意も解し難い。「微」を従来は「微、無也」（毛傳）で読むものが多いが、上句の「微」を受けると見れば、これも「式微」の「微」と同意に見て良いであろう（同意に解する点は、王・郝説も同じ）。「中路」は一応、従来の「路中」の意に解しておく。

王注はこれも魯詩であると云うが、注①で述べた如く、この見解には従い難い。尚、この伝に引用された詩句が難解であるのは、強引な付会の結果であると見て良からう。

⑦「遇」を、「四部叢刊」本は「偶」に作る。

六 齊孝の孟姫

孟姫は 華氏の長女にして、齊の孝公の夫人なり^①。礼を好して貞老なり。時を過して嫁せず。齊中 之を求むれども、礼備はらざるゆえ、終に往かず。男席を躡まず。語外に及ばず^②。遠別 避嫌す^③。齊中 能く礼を備へて求むるもの莫し。齊国 其の貞を称す。孝公 之を聞く。乃ち礼を修めて、華氏の室に親迎す。父母 孟姫を送りて、堂を下らず^④。母 房の中に離し^⑤、其の衿縞を結び^⑥、之を誡めて曰く、必ず敬し必ず戒めよ。宮事を違ふこと無かれと^⑦。父 之を東階の上に誡めて曰く、必ず夙に興き夜に寐ね、命に違ふこと無かれ。其の王命に大妨有る者は、亦た違ふこと勿かれと。諸母 之を両階の間に誡めて曰く、之を敬し之を敬せよ。必ず父母の命を終へよ。夙夜 怠ること無かれ。尔の衿縞にみよ、父母の言に謂ふは何ぞと^⑧。姑姉妹 之を門内に誡めて曰く、夙夜 怠ふこと無かれ。尔の衿縞にみて、父母の言を忘るること無かれと^⑨。孝公 孟姫を其の父母に親迎し、三顧して出づ。親迎の緩もてし、自ら輪を御すること三す。曲さに姫の与を顧みる。遂に宮に納る。三月廟見す。而る後に夫婦の道を行なふ。既に居ること之を久しうす。公 琅邪に遊ぶ。華孟姫 従ふ。車 奔る。姫は墮ち車は砕く。孝公 駟馬の立車をして姫を載せて以て帰ら使む。姫 侍御者をして帷を舒べて以て自ら障蔽せ使め、傅母をして使者に応へ使めて曰く、妾聞く、妃后 闕を躡ゆるに、必ず安車・輜駟に乗り、堂を下るに、必ず傅母・保阿に従ふ。進退するときは則ち玉環の佩を鳴らし、内 飾するときは則ち綱縵を結紐し、野処するときは則ち帷裳もて擁蔽す。心を正に意を肅にして、自ら斂制する所^⑩以なりと。今 立車にして駟無し、敢へて命を受くる所に非ざるなり。野処して衛無し、敢へて久しく居る所に非ざるなり。三者礼を失すること多し。夫れ 礼無くして生きるは、早死するに如かずと。使者 馳せて以て公に告げ、更めて安車を取る。其の反る比、則ち自經す。傅母 之を救ひて絶へず。傅母曰く、使者至り、輜駟 己に具はると。姫氏 蘇る。然る後 乘りて帰る。君子謂ふ、孟姫 礼を好す。礼、婦人出づるには必ず輜駟し、衣服は綱縵なり。既に嫁して帰るに、女昆弟を問ふも、男昆弟を問はず。遠別する所以なり。詩に曰く、彼の君子の女、綱直なること髪^⑪の如しと。此の謂なり。

頌に曰く、孟姫 礼を好し、節を執ること甚だ公なり。嫌を避けて遠別し、終に浴容せず。載るに竝乗せず、礼に非ずんば従

はず。君子嘉し、古自り同じきもの寡しとす。

〔注〕

①この話の典拠も明確ではない。「貞順」の伝に概ね特徴的な、理屈っぽさがこの伝にも濃厚である。目的は、婚儀の一節を骨子に、嫁女の理想的な姿を、婚礼の儀節を混えて主人公に演じさせるところに在る。孟姫が実在した女性なのか、又孝公に関するこの様な実話が伝えられていたのか否か、判断は困難である。恐らくこれも作者の創作話ではあるまいか。

②「礼不備、終不往」は、迎える側の婚礼への厳正な対応を要求する「召南申女」や「宋恭伯姫」・「衛寡夫人」などと発想は同一線上に在るが、「不往」には嫁女の明確なる主体性が感じられる。これは、父母の命に迫られて嫁した伯姫よりも、婚約不履行を訴えられたが動じぬ申女に近い。礼における女性の尊厳が男性に下らぬことを語るものであると同時に、礼の絶対性と、女性をこの倫理規定の確かな住人とすることに目的が存することを見落し得ない（「召南申女」注⑩頁五七・「衛寡夫人」注③頁七一・「蔡人之妻」注②頁七五・「楚白貞姫」注⑦頁一〇五参照）。ただし「列女傳」の儒教倫理史における特異性の一は、既にしば述べた様に（「宋鮑女宗」注⑫「列女傳」注釈及び解説Ⅱ頁五三等）、女性の礼における主体性を明確に示す点に在ると行って良からう。何故なら、以後の女性の社会的地位というものはその従順の面のみが強調される方向に固定してゆき、例えば、婚礼の儀節においても、万一礼の不備があった場合の、女性の拒否権が許容される様な文が目されることはなかっただろうからである。それにしても、女性の主体的な礼対応を説きつつ、結果としては女性を男性に対する従の立場に導く作者劉向には、現状認識からくる特殊な女性観がたぎっていたのであろう。女性の主体性を認めるという考えの底辺には単に認めるといっただけに止まらない、もう一つの女性に対するもくろみが横たわっている。

ただ。

「躡男席」について、王注は「躡」は「踐」の如く読み、上に「不」字が脱したと指摘している。従うべきである。又、『禮記』内則に「男女不同席」・「女不言外」とあるのを指摘している。

③「遠別」について、『禮記』郊特牲・喪服小記・大傳・經解・坊記・昏義などの諸篇に「男女有別」をくり返して述べている。尚、『魏曲沃負』の注¹³(頁四八)を参照のこと。

④「親迎」について、蕭注は『儀禮』士昏禮よりその儀節を引用している。即ち「主人揖入、賓執雁從、至于廟門、揖入、三揖、至于階、三讓、主人升、西面、賓升、北面、奠鴈、再拜稽首、降出、婦從、降自西階、主人不降送」とある。「士昏禮」記に、「母南面于房外、女出于母左、父西面戒之、……母戒諸西階上、不降」とある。

⑤「房之中」について、梁注は、「之房」の誤倒であると云う(『補注校正』引王念孫同)。蕭注は、「士昏禮」記より、「父醴女而待迎者」とその注「父醴之於房中、南面、蓋母薦焉」を引いている。梁注の指摘はもつともであるが、今一応原文のままでも読めるので改めない。

⑥王注は、「衿」は衣の小帶。「縹」は綌であると説明し、『毛詩』豳風、東山の「親結其縹」を引いている。『補注校正』に弁房は、「縹綌也」は『爾雅』釋器の文に本づくと言指摘する。(即ち「婦人之褋謂之縹、縹綌也、」とある。)孫炎(疏引)は帨巾と見、郭璞は香纓と見る。下文に「夙夜無怠尔之衿縹」・「夙夜無怠尔之衿縹」とあるから、「縹」「縹」は一物である。そして『文選』卷一五思玄賦注に引く薛君韓詩章句の「縹帶也」がこれに近い見解であると云う。

⑦蕭注は以下に列せられる誠の儀は「士昏禮」に本づくものだが小異すると云う。「士昏禮」記に、「父醴女而俟迎者、母南面于房外、女出于母左、父西面戒之、必有正焉、若衣若笄、母戒諸西階上、不降」とある。又、その辞については「父送女命之曰、戒之敬之、夙夜毋違命、母施衿結帨曰、勉之敬之、夙夜無違宮事、庶母及門内施鞶、

申之以父母之命、命之曰、敬恭聽宗爾、父母之言、夙夜無愆、視諸衿鞶」とある。『孟子』滕文公下には、「女子之嫁也、母命之、往送之門、戒之曰、往之女家、必敬必戒、無違夫子、以順為正者、妾婦之道也」とある。『儀禮』と全く同じではない。従来諸家の説には文献間の異同についての是非の論が有るけれども、これらの差は古い制度と新しくより形式的に整えられた制度との異なりによるものであり、又、特に劉向の場合は更に文飾を加えていると見るのが妥当ではあるまいか、『穀梁傳』桓公三年には、「礼、送女、父不下堂、母不出祭門、諸母兄弟不出闕門、父戒之曰、謹慎從爾舅之言、母戒之曰、謹慎從爾姑之言、諸母般申之曰、謹慎從爾父母之言、送女踰竟非礼也、」とある。

⑧「命」・「宮事」について、蕭注は「土昏禮」注より、「命、舅之教命」を引き、又、疏より「宮事、姑命婦之事」を引いている。尚、父の辞については前注⑦参照のこと。

⑨「衿縵」について、蕭注は、「土昏禮」では「衿鞶」に作ると指摘する。尚、諸母の辞については注⑦参照。

「尔」について、「四部叢刊」本は「爾」（下文同じ）に作る。「文選樓」本以下「尔」に作るが、梁注はこれを誤とし、「土昏禮」の「夙夜無愆、視諸衿鞶」と注「視、今文作示」に照し、段校の「示」に改作するに従うべきだと述べる。興味深い指摘ではあるが、『儀禮』との緊密なる一致を求める必要があるか否か疑問であるし、本来「四部叢刊」本は「爾」に作るのだから、「尔」を「示」の誤と判定するのはいささか無理である様にも思われる。蕭注本は下文の「尔」に付する王注を紹介しているが、説は梁注と同じである。今、「尔」のままに読んでおく。

⑩蕭注は「土昏禮」には、姉妹の誠は無いと指摘する。古来婚礼に具わった儀節を劉向がここにそのまま列ねたとは、必ずしも云えない。

⑪親迎について、王注は「土昏禮」では、壻が堂に升って再拜し、鴈を奠いて降って出ることになっているが、こ

の伝には 直接 父母から受けると云っている。又、「三顧」二字は下文に涉って誤衍したものと云う。しかし「士昏禮」に記された儀礼が古来不動の定礼と云えるのかどうか、又、この伝の礼制には作者の理想も込められているかも知れない。王説必ずしも絶対とは云えないであらう。「儀禮」には、「主人揖入、賓執鴈從、……主人升、西面、賓升、北面、奠鴈、再拜稽首、降出、婦從、降自西階、主人不降送」とある。

⑫王注によれば、「迎」は「授」に作るべきである。「士昏禮」には、「壻御婦車、授綏」とあるのによっても証される。「自御輪三」が句である。「昏義」に「御輪三周」とあるのがこれである。「曲願姫與」の「與」は「輿」に作るべきである。「毛詩」蕩、韓奕に、「韓侯願之」とあり、「毛傳」に、「願之、曲願道義也」と説明する。「姫輿」とは姫の乗った車のことである。以上の王注に続いて、梁注も「與」は「輿」字の誤であると述べ、「白虎通」嫁娶に、「天子下至士、必親迎授綏者何、以陽下陰也、……夫親迎輪三周、下車曲願者、防淫佚也」とあるのを指摘する。『白虎通疏證』は、「毛傳」の「道義」は、みちびくに義を以てすることをいうのであって、これが「防淫佚」にあたる。『禮記』坊記に、「昏礼、壻親迎、見於舅姑、舅姑承子以授壻、恐事之違也、以此坊民、婦猶有不至者」とあり、『毛詩』陳風、東門之楊の序に、「親迎女猶有不至者也」と云い、同鄭風、丰の序に、「男行而女不随」とある等はみな淫佚の事にあたりと説明している。王・梁注にも一理あるが、今一応原文のまま読んでおく。

⑬「廟見」については、「宋恭伯姬」の注②（頁六〇～六六）参照。

⑭「駟馬立車」について、王注は、これは立乗の車であるが、本来婦人は立乗しないで、安車に乗るものであると云う。

⑮王注は、「闕」は門のさかい。「輻輳」は車四面のおおいであると説明している。

⑯王注に依れば、「母」と「姆」と同じで、女師のこと。「阿」は「倚」で、親しんでこれに倚ることであり、慈母

のことであろうとし、『禮記』内則の「其次為慈母、其次為保母」を引く。「傳」とは、これに徳義をつけること。「保」とはその身体を保ずること。「師」とは、これをみちびいて教訓すること。「倚」とは、倚りて居処することを各々意味する。或説に、「阿」と「契」と音義は同じで、「契」は女師のこととも云う。以上が王注の説明である。

⑰王注に、「肉好若一謂之環」(『説文』・『爾雅』釋器には「好」を「孔」に作る。)と説明し、『尚書大傳』の「夫人鳴佩玉于房中」(『毛詩』召南、小星疏引)を引く。梁注は『文選』皇后紀論注引に「曹大家曰、玉環佩、佩玉有環」とあることを紹介する。尚、「周宣姜后」(賢明)の注⑮(『列女傳』注釈及び解説Ⅱ頁八)、「魏曲沃負」(仁智)注⑩(頁四四〇四七)を参照のこと。

⑱王注は、「内飾」とは衣中の飾。「結」は締。「紐」は系。「網繆」は纏綿のごときもので、いずれも結束して自ら整飾することを云うものである。『後漢書』齊武王續伝注引(「輜駟」)には、「環」字(前注⑰)、「紐」字がないと云う。

⑲王注は、「帷裳」は童容であり、帷で車傍を裳のようにとぼりして飾りとするものである。又、『禮記』内則には、「女子出門、必擁蔽其面」とあることを指摘する。

⑳王注は、『後漢書』(前注⑱)引には「駟」に作ることを指摘している。

㉑「姫氏」について、王注は、「姫」は婦人の美称だから、これに「氏」と云うのは誤りであろうと指摘する。梁注もこれを衍字と見る。蕭注は、古人には、氏があり、族があり更に姓がある。華氏の長女を孟姫と云うのだから、「華」はその氏族、「姫」はその姓である。この伝で華孟姫と称するのは、大体、長衛姫・少衛姫・呉孟子の例の如くである。「姫」は婦人の美称であって、伯仲を冠するのは誤りであると指摘する。王・梁注もつともである。

②『禮記』坊記に、「姑姉妹女子子、已嫁而反、男子不與同席而坐」とある。『左傳』僖公二二年に、「婦人送迎不出門、見兄弟不踰闕」とある。尚「魯季敬姜」(母儀)注④(『列女傳』注釈及び解説I頁九二)参照のこと。

③王注は、「綱」は密であり、賢女の操行の細密にして正直なることが髪的美なるが如きを云ったものであると説明している。

④王注は「公」は「恭」に作るべきとする(梁注引段校同じ)。しかし必ずしも改字の必要はあるまい。

⑤梁注は、「冶」は「野」に作るべしとし、『周易』繫辭傳の「野容誨淫」鄭注「飾其容而見於外曰野」を引証する。一説である。

⑥王注は「菝」は「立」に作るべきであるとし、梁注も同様の指摘をし、『禮記』曲禮の「婦人不立乘」を引いている。「載」を、『四部叢刊』本は「輦」に作る。「文選樓」本以下、「載」に作る。

七 息君の夫人

夫人は、息君の夫人なり^①。楚 息を伐ちて之を破り、其の君を虜にして、門を守ら使む。將に其の夫人を妻とせんとして、之を宮に納る。楚王 出遊するに、夫人 遂に出て息君に見ふ。之に謂ひて曰く、人生要らず一死のみ。何ぞ自ら苦しむに至らん。妾 須臾も君を忘ること無きなり。終に 身を以て 更め二醜せず。生きて地上に離れあるは、豈に死して地下に帰るに如かんやと。乃ち詩を作りて曰く、穀きては則ち室を異にするも、死しては則ち穴を同じくせん^②。子を信ならずと謂はば、 曷日^③の如き有らんと。息君 之を止むるも、夫人 聽かず。遂に自殺す。息君も亦た自殺す。日を同じうして俱に死す。楚王 其の夫人の節を守り義有るを賢とし、乃ち諸侯の礼を以て、合して之を葬る。君子謂ふ、夫人 善を行ふを説ぶ。故に之を詩に序す。夫れ義は君子を動かす、利は小人を動かす。息君夫人は、利の為に動かさずと。詩に云ふ、德音 違ふ莫し、爾と死を同じうせん^④。此の謂なり。

頌に曰く、楚 息君を虜にし、其の適妃を納る。夫人の持すること固く、弥々久しけれども衰へず。詩を作りて穴を同じくせんといひ、故を思ひて新を忘る。遂に死して願みず、貞賢に列す。

〔注〕

①この話の基本資料は、『詩經』王風、大車と、内容に多少の異同が有るが、恐らく『左傳』莊公一四年の次の一文であろう。即ち、「蔡哀侯為莘役故、繩息媯以語楚子、楚子如息、以食入享、遂滅息、以息媯婦、生堵敖及成王焉、未言、楚子問之、对曰、吾一婦人而事二夫、縱弗能死、其又奚言、楚子以蔡侯滅息、遂伐蔡」とある。これによれば、子二人を生んだこと、夫人が楚子に打ち解け語らぬこと等が、この伝の話とは異なっている。この伝の目的は、女性の「終不以身更二醜」ないし夫婦一体という理念を強調するところに置かれている様であるから、恐らく作者は、『左傳』に見える様な話を借用し、これを都合よく変形したと見得るであろう。原話の中で、

作者が特に強く関心を抱いたのは、息媯が息君への貞節を絶たず、二人の子をなしてもなお楚王とのうちとけた語らいをしなかったという部分であろう。そして二夫に事えることを拒否した息媯の生き方は、この伝では死を以てこの証をなす話として特殊に形式化されたのである。そしてこの伝はさらに『詩經』の句と結びれて、詩話の如く整えられたのである。

②王注は、「穀」は生。この詩は息君夫人の作と見なしている。やはり魯詩説であると述べ、蕭注は、『漢書』哀帝紀、建平二年に、「上曰、朕聞夫婦一体、詩云、穀則異室、死則同穴」とあること。陸璣『毛詩草木鳥獸蟲魚疏』に、哀帝が韋玄成に従って魯詩を賞受したことが見えることなどを補説している。以上の諸説にもかかわらず、『詩經』大車の全体が、息君夫人を中心に解説され得る内容か否か、疑問であるし、劉向が原詩を故意に変形して使用したとも考えられなくはない(次注)。いわんやこの伝に見える息君夫人の物語が、「大車」に関する魯詩説だとするのはきわめて安易な断定と言わざるを得ない。

③「謂予不信、有如皦日」を「四部叢刊」本は「有如不信、死如皦日」に作る。「文選樓」本以下「謂予不信、有如皦日」に作り、『毛詩』王風・大車もこれに同じである。歐氏は、「謂予」は『毛詩』の改めたところかと疑っている。氏は「四部叢刊」本に見える様な詩句が古い型で、劉向もこれを用いたと見るのであろうが、これは当らない。下伝「梁寡高行」には「詩經」を引いて、正しく「謂予不信、有如皎日」とするからである。確かな証拠はないが、次の如く考えられる。劉向原本は「四部叢刊」本の如くであったのではないか、作者はこの話のために「大車」の詩句を借用してこの部分だけ変形したのである。一方後世の『列女傳』の伝本をまとめた或人はこの句が「大車」の句とかけ離れているのを気にして、「文選樓」本の如く改めたのであろう。したがってむしろ「四部叢刊」本に従うのが是と考えられるが、今は一応このままに読んでおく。尚「梁寡高行」注⑩参照(頁一一一)。

「序之於詩」について、王注は、これは魯詩の序であるが、何国の風であるか不明と云う。蕭注は陳喬樞「魯說遺說考」に、「王風」は諸国を統べ得る。衛・息は周の同姓で、衛の「黍離」や息の「大車」はこれを「王」に繋げているのだと説く。これらの諸説は納得しがたい。基本的な点において誤っている。

④『毛傳』邶風、谷風に「德音莫違、乃爾同死」とある。尚、この詩句は「楚昭越姬」(節義)にも使用している。いずれも夫への愛情ないし貞順のしるしを自殺によって表明する点が共通すると言える。又、両女の自殺について共通する理念は次の様に考えられる。いずれも愛は義を媒介として主人公を支えているから、義を満たす理念が特殊状況下で失なわれたら、彼女らの愛はそのままでは存立し得なくなる。そこで彼女らは己を殺すことによってしか己自身を確かめ得ず、相手への愛の真情を実証し得ないことになるのである。『列女傳』における男女の愛・親子の愛はすべて義をなかちとする。たとえ情熱的な愛に発する行動であっても、必ず社会の義理に翻訳されて評価の対象となり得るのである。次の「齊杞梁妻」の自殺はこれらとは少し異なる部分もあるが、やはり誠をあらわす所なく節を立つる所なき状況を理由として自殺している。主人公は社会的存在としての己の自覚を常に行動の原点とする様に描かれている。要するに作者は彼女らが単に悲しんで死んだと処理することを好まないのである。

八 齊の杞梁の妻

齊の杞梁殖の妻なり^①。莊公 莒を襲ふ。殖戦ひて死す。莊公婦りて其の妻に遇ふ^②。使者をして之を路に弔は使む。杞梁の妻曰く、今、殖に罪有らば、君 何ぞ命を辱くせん。若し殖をして罪より免れ令めば、則ち賤妾 先人の弊廬在る有り。下妾 郊に弔に与るを得ずと^③。是に於て 莊公乃ち車を還して其の室に詣る。礼を成して然る後に去る。杞梁の妻 子無し。内外 皆五屬の親無し。既に帰する所無し。乃ち其の夫の尸に城下に枕して哭す^④。内 誠 人を動かし、道路に過ぐる者、之れが為めに涕を揮はざる莫し。十日にして城 之れが為めに崩る。既に葬りて曰く、吾何くにか婦せん。夫れ婦人には必ず倚る所の者有るなり。父在せば則ち父に倚り。夫在せば夫に倚り。子在せば則ち子に倚る。今 吾 上には則ち父無く、中には則ち夫無く、下には則ち子無し。内には依りて以を吾が誠を見はず所無く、外には倚りて以て吾が節を立つる所無し。吾 豈に能く更せんや。亦た死せんのみと。遂に潛水に赴きて死す。君子謂ふ、杞梁の妻 貞にして礼を知ると。詩に云ふ、我が心傷悲す。聊はくは子と同婦せんと^⑤。此の謂なり。

頌に曰く、杞梁 戦に死し、其の妻 喪を取む。齊 道に弔ふに避けて敢へて当らずとす。夫に城に哭し、城 之れが為めに崩る。自ら親無きを以て、潛に赴きて薨す。

〔注〕

①「孟子」告子下に、「華周・杞梁之妻、善哭其夫、而變国俗」とある。「禮記」檀弓下に、「曾子曰、黃尚不如杞梁之妻之知礼也、齊莊公襲莒于奪、杞梁死焉、其妻迎其柩於路、而哭之哀、莊公使人弔之、对曰、君之臣不免於罪、則將肆諸市朝、而妻妾執、君之臣免於罪、則有先人之敝廬在、君無所辱命」とある。「左傳」襄公二三年に、「杞殖・華還載甲夜入且于之隙、宿於莒郊、……莒子親鼓之、從而伐之、獲杞梁、莒人行成、齊侯婦、遇杞梁之妻於郊、使弔之、辞曰、殖之有罪、何辱命焉、若免於罪、猶有先人之敝廬在、下妾不得与郊弔、齊侯婦弔諸其室、」

とある。『韓詩外傳』卷六にも、「齊人好歌、杞梁之妻悲哭、而人称詠」とある。この伝の資料は、恐らくここに揚げた様な書から採られたものと思われるが、「城為之崩」のことはいわずれにも見えない。『孟子』には「変国俗」とあるから、これを劉向が特殊な形式に変形したことは考えられる。しかし城崩は他に拠る所があったかも知れず、劉向創作の可能性はあるが、必ずしも断定はできない。『說苑』の立節篇には、「遂進鬪、殺二十七人而死、其妻聞之而哭、城為之隤、而隅為之崩」とあり、「善說」篇にも「昔華舟・杞梁戰而死、其妻悲之、向城而哭、隅為之崩、城為之隤」と見える。ただ「雜言」篇には、「孟子」と同じく「華舟・杞梁之妻、善哭其夫、而変国俗」とある。これらを典拠としたであろう王充は、『論衡』感虚篇に、「伝書言、杞梁之妻嚮城而哭、城為之崩、此言杞梁從軍不還、其妻痛之、嚮城而哭、至誠悲痛、精氣動城、故城為之崩也」とあり、「變動」篇にも、「杞梁妻哭而城崩」と見える。又、趙岐も『孟子』に注して、「其妻哭之哀、城為之崩、国俗化之」と云う。ところで孫奭（孟子正義）は「或云、齊莊公襲莒、逐而死、其妻孟姜向城而哭、城為之崩」と云う。『論衡校釋』（感虚）は孫奭の疏に始めて妻の名を孟姜と言ひ、今の俗曲孟姜女もこれに淵源することを指摘している。尚、「齊威虞姫」（辯通）に「寡婦哭城」と見えている。

王注に依れば、『文選』卷三七求通親親表注引には、「齊」の上に「杞梁妻者」の四字が有るがここには脱去すると指摘する。歐氏『校證』も同様の指摘をしている。しかしこの句形が冠せられない伝はこれ以外にも多数見向けられる。必ずしもこの句が脱したと断ずることはできない。しかし有ってもおかしくない一句ではある。

②王注・梁注に、『水經注』洧水引には、今本と異なつて、「其妻將赴之、道逢齊莊公、公将弔之」とあることを指摘する。

③梁注は、「今」は「令」の誤りと見、「水經注」引には「如」に作ると云う。興味深い指摘であるが、ここは一応「今」のままに読んでおく。

④「不得与郊弔」について、王注は、『水經注』引には「得」を「敢」に作ると指摘する。

⑤王注は、婦人は夫家を内とし、母家を外とする。五屬とは五服の属であると説明している。

⑥王注は、『文選』卷一七洞簫賦・卷三七求通親親表注引には、「枕」を「就」に作ることから、ここは字形を誤ったとする。これを証して、「城」とは莒城のこと、夫がここで戦死したから、屍に就いて哭したのである。「就」字が正しく、「枕」であれば礼に反すると論ずる。又、『文選』注には「哭」の下に「之」字が有るが、ここには脱すると云う。梁注は、「就」を是とし、『後漢書』劉瑜伝注・「御覽」一九二・一九三・四八七・五四九引などに従って、「就」に改めている。各説尤もな指摘であることは認めるが、今「枕」のまま読んでおく。城をどのそれと考えるかについて、王注は莒城と判断しているが、『論衡校釋』（感虚）もこれに言及し、梁玉繩『警記』曰として、説を紹介する。（皇清經解取『警記』には見えない。）即ち孫奭『孟子正義』では「向城而哭」とあるから、城は莒城である。『水經注』洸水も莒城と見ている。しかし『左傳』や『禮記』・『說苑』などの記載からすれば齊の城と考えるのが妥当で、晉の崔豹『古今注』も「都城也」としているから、やはり齊の城と見ていることになる。ところで五代の馬鎬『中華古今注』では長城と考えている。この他貫休の詩に、「築人築土一万里、杞梁貞婦啼烏鳥」とあり、『太平寰宇記』にも「平州虚龍泉長城東西長万里、杞梁妻哭、城崩、得失骨、即此城也」とある。時代が隔ってこんなにも誤解が深まっている。以上が『論衡校釋』の紹介する説である。以上の諸説にもかかわらず、『列女傳』では、「既無所帰、乃枕其夫之尸云々」とあるし、『孟子』の「変国俗」をも作者が意識してこの物語を作っているであろうことも併考すれば、城はやはりここでは齊の城と考えていたと思われる。しかしこの物語を離れて城の場所を決定せんとする試みは無意味に思われる。

尚、『大戴禮』本命篇に、「無所帰、不去」とある（『宗鮑女宗』注⑫参照）。

⑦王注は、「誠」は「誠」に作るべきとする。梁注は『文選』卷三七注には「誠」に作ることを指摘している。更

に蕭注は「至誠感神」は『書經』大禹謨に見え「偽孔傳」に「誠和也」とある。この伝では夫の尸に就きて哭すと云うから、和とは云い得ないと論ずる。一説であるが、必ずしも「和」にこだわる必要はないのではなからうか。蔡沈も「誠感物曰誠」と述べている。従ってここは必ずしも「誠」に改字する必要はないであろう。

⑧王注は、『水經注』・『後漢書』注・『類聚』卷六三引には「十」を「七」に作る。『文選』卷三七注引には「十」に作ると云う。梁注は「七」に作るものには『御覽』四八七もあると云う。歐氏「校證」は、『御覽』一九二・一九三・五四九も「七」に作ると云い、「七」は古文で「十」に作るから、「十」と形が近いことが混同の原因になったと述べている。今「十」のまま読んでおく。尚、顧廣圻『攷證』も「十」は壞字と云う。

⑨婦人三従の義については、「鄒孟軻母」注②③・「魯之母師」注⑧（『列女傳』注釈及び解説I頁二二・二二五）を参照のこと。

⑩蕭注は『琴操』杞梁妻嘆より次の一文を紹介する。即ち「外無所依、内無所倚、將何以立吾節、豈能更二哉、亦死而已矣、於是乃援琴而鼓之曰、樂莫樂兮新相知、悲莫悲兮生別離、哀感皇天、城為之墮、曲終、自投淄水而死」とある。尚『文選』卷一七洞簫賦注引には「淄」字の無いこと。卷二九古詩十九首（西北有高樓）の注引には「豈能更二」の句が無いのはいづれも脱したためと云う。曹元忠は、『類聚』一八賢婦人引齊杞梁妻贊に、「（遭命不改、逢時險屯、夫卒莒場、郊弔不賓、哀崩高城、訴情穹旻、）遂赴淄川、託軀清津、」とあるのを指摘する。歐氏「校證」は、『御覽』一九三・四八七・五四九引には「赴」を「投」に作ること。頌文には「赴」とあること。「投」・「赴」は義が近いことなどを指摘している。

⑪『毛詩』檜風、素冠に、「我心傷悲兮、聊与子同歸兮」とある。王注は、これも魯詩から引用したのであろう。『毛詩』と異なると云う。異なるとは恐らく「兮」字が無いことを云うのであろう。『詩三家義集疏』は、「斷章取義、非詩情」と云い、「無二兮字、乃省文、古書多此例、」とする。王注の指摘には従い難い。

九 楚平の伯嬴

伯嬴は、秦の穆公の女にして、楚の平王の夫人、昭王の母なり^①。昭王の時に当たりて、楚と吳と伯莒の戦を為す。吳 楚に勝つ。遂に入りて郢に至る。昭王 亡ぐ。吳王闔閭 其の後宮を尽く妻とす^②。次 伯嬴に至る。伯嬴 刀を持して曰く、妾聞く、天子は天下の表なり。公侯は一国の儀なりと。天子 制を失はば、則ち天下乱れ、諸侯 節を失はば、則ち其の国危し。夫婦の道 固より人倫の始にして、王教の端なり^③。是を以て明王の制 男女をして、親授せず、坐するに席を同じうせず、食するに器を共にせず、櫛櫛を殊にし、巾櫛を異にせ使むるは、之を施す所以なり^④。若し諸侯 外淫する者は絶たれ、郷大夫 外淫する者は放たれ、士庶人 外淫する者は宮割さる^⑤。夫れ然る者は、以為らく、仁の失はるるは復するに義を以てす可く、義の失はるるは復するに礼を以てす可きも、男女の衷はるるは 乱亡 興ればなり。夫れ 乱亡を造すの端は、公侯の絶つ所、天子の誅する所なり。今、君王 儀表の行を棄て、乱亡の欲を縦にし、誅絶の事を犯すなれば、何を以て令を行ひ民を訓へん。且つ妾聞く、生きて辱しめらるるは、死して榮なるに若かずと。若使 君王 其の儀表を棄つれば、則ち以て國に臨む無く、妾に淫端有れば 以て世に生くる無し。壹挙にして両辱あり^⑥、妾 死を以て之を守り、敢て命を承けず。且つ凡そ妾に欲する所の者は 樂しみの為めなり。妾に近づきて死すれば、何の樂しみか之れ有らん。如し先に妾を殺さば、又た何ぞ君王に益あらんやと。是に於て吳王 慙ぢて、遂に退舎す。伯嬴と其の保阿と 永巷の門を閉し、皆 兵を積てざること三旬。秦の救 至りて、昭王 乃ち復す。君子謂ふ、伯嬴 勇にして精老なりと^⑦。詩に曰く、莫莫たる葛藟。条枚に施す。豈弟の君子 福を求めて回はずと^⑧。此の謂なり。

頌に曰く、闔閭 楚に勝ち、厥の宮室に入る。後宮を尽く妻にして、戦慄せざる莫し。伯嬴 自ら守り、堅固 專一なり。君子之を美め、以て節有りと為す。

〔注〕

①「秦穆公之女」とあることについて、王注は、吳が郢に入ったのは、秦哀公の世であり、秦穆公の時よりもはるかに後のことである。何字の誤か分からぬと云う。梁注も、「穆」字は誤とし、伯莒の戦は魯の定公四年に当たり、穆公は文公六年に卒しているから116年も隔っている。「史通」（雜説下）に「校以年代、殊為乖刺……（故論楚也、則昭王与秦穆同時）」とある。唐の時代の本からすでに誤っていたのだと指摘する。王・梁注に指摘する如く、楚平王夫人が秦穆公の女というのは解せない。平王はBC 528〜BC 516であり、穆公はBC 659〜BC 621である。誤ったとするなら、なぜ誤ったのか明確にはできないが、想像が許されるとすれば、「節義」に「晉圍懷嬴」があり、「懷嬴者、秦穆公之女」とある。「嬴」字が共通するために誤ったとも云えるかも知れない。しかしただ誤ったとするのでは「列女傳」の性格から言っても不十分な処置の様に思われる。

この話の典故も明確にできないが、基本的には次の書によってしているのである。「左傳」昭公十九年に、「正月、楚婦人嬴氏至自秦」とあり、『穀梁傳』定公四年の經「庚辰、吳入楚」に対して、「……壞宗廟、徙陣器、撻平王之墓、……君居其君之寢、而妻其君之妻、……蓋有欲妻楚王之母者、不正乘敗人之績而深為利、居人之國云々」とあるし、『公羊傳』同年にも、「君舍于君室、……蓋妻楚王之母也」とある。この他にも素材とされたものが存在したかも知れぬが、伯嬴の言は恐らく作者の筆に出るものであろう。又、「伯嬴」は「秦の嬴氏」に依って新たにつくられた名であろうが、この時代に穆公の女が登場することは、諸家の指摘の如く、勿論史実には合しない。「齊傷槐女」・「晉獻驪姬」などにも同様の例が認められる。しかし「列女傳」は女性の伝記に形を借りて、作者の女性論ないし政治論を展開するのがその意図するところであり、これは、先行文献を素材として、作者による新たな話や人間像が提示されていることでも良く理解されるであろう。だから作者は、己の論を強く支えるために、この一方で歴史的資料又はそれ自体説得力を有する固有名詞を用いるのである。傑出した秦国出身の女性としてはこの場合、穆公の女が最もふさわしく思われたのであろう。誤りには違いないが伯嬴の弁舌に勢を持

たせるために、作者にとつては必要な処置だったのであろう。作者はこの時、史実に合するか否かを第一関心事としていなかったのだと思われる。(『楚子發母』注①・『晉獻驪姫』注⑫『列女傳』注釈及び解説』I頁九六・一四三参照。)

秦から迎えた嬴氏は本来太子建の夫人として迎えたものであるが、平王が自分の夫人としてしまふ。楚の王室内紛の一因ともなる。これらの因縁話は『史記』楚世家・伍子胥列傳等に興味深く語るところである。尚、『吳越春秋』巻四では、「即令闔婁妻昭王夫人云々」とある。

②『公羊傳』定公四年經に、「冬十有一月、庚午、蔡侯以吳子、乃楚人、戰于伯莒、楚師敗績」とある。「穀梁傳』經には「伯莒」を「伯舉」に作り「左傳』經には「柏舉」に作る。

③前注①を参照。

④『禮記』内則篇に、「礼始於謹夫婦」とあり、「喪服小記』に、「男女之有別、人道之大者也」とある。「中庸』にも、「君子之道造端乎夫婦」とある。尚、「夫婦之道云々」はこの「貞順」にしばしば取り上げられる句である。

⑤「不親授」について、梁注は、一本「四部叢刊』に「授受」とあるが、これは後人の増入である。『渚宮舊事』二には「受」字無しと云う。一説ではあるが、増入が断定できる程の有力な資料が示されているとは言えない。「禮記』曲禮篇に、「男女不雜坐、不同椀枷、不同巾櫛、不親授、

⑥前注参照。又、『禮記』内則に、「男女不同椀枷、不敢巢於夫之揮椀、不敢藏於夫之篋笥」とあり、「七年、男女不同席、不共食」とある。『尚書大傳』甫刑に、「男女不同椀架、不同巾櫛」とある。

⑦梁注に、「施」を一本「遠」に作り、『渚宮舊事』には「絶」に作ると云う。歐氏『校證』は「遠」に作るのが義長ずとするが、王注は、「施」は「移」に読む。「施」は「易」であり、其の邪心を変易するのであると既に説明している。改字の必要はあるまい。「四部叢刊』本は「遠」に作る。

⑧ 蕭注に、「尚書大傳」(甫刑)「男女不以義交者、其刑宮」とあるのを紹介している。尚、「尚書」呂刑に「宮辟疑赦」とあり、「孔傳」に、「宮、淫刑也、男子割勢、婦人幽閉、」とある。

⑨ 梁注は、「喪」を一本(「四部叢刊」本)「失」に作る。「渚宮舊事」も「失」に作るとう。

⑩ 梁注は、「誅」を、「渚宮舊事」は「放」に作り、「事」を「禁」に作るとう。

⑪ 梁注は、「巷拳」を、「渚宮舊事」は「一朝」に作るとう。「四部叢刊」本は、「巷」を「一」に作る。

⑫ 「左傳」定公四年に、「申包胥如秦乞師、……秦師乃出、」とあり、同五年に、「申包胥以秦師至、秦子蒲子虎師車五百乘以救楚、」とある。『史記』楚世家に、「昭王乃出郢也、使申包胥請救於秦、秦以車五百乘救楚、楚亦収余散兵、与秦擊吳、(昭王)十一年六月、敗吳於稷、……九月(昭王)歸入郢」とあり、「秦本紀」に、「吳遂入郢、楚大夫申包胥來告急、七日不食、日夜哭泣、於是秦乃發五百乘救楚、敗吳師、吳師歸、楚昭王乃得復入郢、」とある。

⑬ 王注は、「勇」を「持刃誓以必死」だと説明し、「精」は「靜」に作るべきではあるまいかとし、「貞靜專巷」であることを云うものと解する。一説である。

⑭ 「毛詩」大雅、旱麓に、「莫莫葛藟、施于条枚、豈弟君子、求福不回」とある。「藟」をこの伝には「藟」に作る。

一〇 楚昭の貞姜

貞姜ていしやうは、齊侯の女にして楚の昭王の夫人なり。王 出遊するに、夫人を漸臺せんたいの上に留めて去る。王 江水の大いに至るを聞き、使者をして夫人を迎え使むるに、符ふを持することを忘る。使者至りて、夫人の出でんことを請ふ。夫人曰く、王 宮人と約す。令して宮人を召すに、必ず符を以てすと。今、使者 符を持せず。妾 敢へて使者に従ひて行かずと。使者曰く、今、水方まきに大いに至る。還りて符を取らば、則ち後おくるるを恐る。夫人曰く、妾之を聞く、貞女の義 約を犯さず。勇者は死を畏れず。一節せつを守るのみと。妾 使者に従へば必ず生き、留まれば必ず死するを知る。然れども約を棄て義を越えて生を求むるは 留まりて死するに若かざるのみと。是に於て 使者 反りて符を取る。還るとき、則ち水は大いに至りて、臺 崩れ、夫人流れて死す。王曰く、嗟夫、義を守りて節に死す。苟なほしくも生くるを為さず。約に死しりて信を持し、以て其の貞を成すと。乃ち之を号して貞姜と曰ふ。君子謂ふ、貞姜 婦節有りと。詩に云ふ、淑人君子 其の儀 忒たがはずと。此の謂なり。

頌に曰く、楚昭 出遊し、姜を漸臺に留む。江水 大いに至るに、符無ければ来きならずとす。夫人 節を守りて 流れ死して疑はず。君子 焉を序し 上げて伯姫はくけに配す。

〔注〕

① 歐氏『校證』に、『類聚』一八・『御覽』四四一・五九八引には「貞」の上に「楚昭」二字が有ると指摘している。前伝・次伝に合せるなら、無いのが本来の姿かと思われる。

この話も典拠が定かでない。「頌」にも云う様に、その貞義を守つて死を選んだ生きざまは、「貞順」第二の「宋恭伯姫」に類似する。ただ伯姫には婦道を厳しく守る面が特に強調される感があるが、同じく婦道を守りて守るこの貞姜には、夫への「順」の方面も大きく感じ取れる点に多少の異なりがある。しかし婦道を守る女性が、夫に対して対等な立場の主張を持しつつ、妻たる女性への厳格な配慮を要求している点は同様である。

②梁注は、「漸臺」は水上の台であると説明し、蕭注は『琴操』より、「楚商梁子出游九臯之沢、覽漸水之臺」を紹介する。顧氏『攷證』は『漢書』郊志注「漸浸也、台在池中、為水所浸、故曰漸臺」を紹介する。

③王注は、「符」について、竹の札を剖いて分けたわりふと説明する。梁注によれば、旧本は「符」の上に「其」字を衍するが、「類聚」・「御覽」には「其」は無いので校刪すると云う。歐氏『校證』も、「類聚」八・一八・「御覽」六六・四四一・五九八ならびに「其」字無しと指摘する。校改が必ずしも正しいと断言はできないが、今一応梁注に従って読んでおく。尚、歐氏指摘の『御覽』六六は六〇の誤と思われる。

④王・梁注に、「類聚」引に「命曰召若必以符」に作ると指摘する。

⑤梁注は、「類聚」(一八)・「御覽」(四四一)引には「一」字が無いと指摘する。歐氏『校證』も同じ。

⑥梁注は、「反」「還」字が旧本には脱落している。『御覽』引に従って校増したと云う。原本『列女傳』にこの字が存在したとすべきか否かは別として、この両字の有る方が読み易いことは確かである。今一応これに従って読んでおく。尚、歐氏『校證』は、『御覽』六六(実は六〇)・五九八引には、「反」・「未還」が各々有るが、今本には脱していると云う。ただし『御覽』六〇にはこの部分は、「於是使者返取符、未還、臺已壞、沈水而死」とあり、同五九八には、「反取符、未還、則大水至、臺弛壞、夫人流而死」とある。これに依ると、今本と異なる点は指摘される以外の部分についても見受けられる。だから嚴密に云うなら、実は梁氏説・歐氏説の指摘をそのまま認めてしまうにはかなりの問題があるのだということにならう。そもそもどこまで正確な原典引用か判じ難い諸類書引用の断片を用いて、これを直ちに原本の正確な表現と見るのは早計というものである。このことは今までもしばしばふれたところである。従ってここでも一応梁氏説に依って読んだけれども、これが原本に近いからという見とおしに立っての決定ではない。読み易いこと、又、この稿においては、余程の理由がなければ、梁注本とこれを大すじにおいて認める蕭注本に従うことを原則としているから、梁氏説を取ったまでのことであ

る。梁注本の問題点は別に論ずる必要がある。

⑦ 梁注は、『御覽』地部二五、「沈水而死」（前注引）に作ると指摘する。

⑧ 梁注に、『御覽』（五九八）には「嗟乎夫人守義而死」に作ると云うが、かの箇所には「人」字は無い。

⑨ 「処」について、王注は、「処」は即ち「處」字である。文義からすれば「據」に作るべきであるが、欠壞して「處」に作り、又「処」に作ったものと指摘する。一説ではあるが、この伝においては「処」で十分意は通じるし、しかもこの字の方が内容にふさわしいとさえ思える。

⑩ 『毛詩』曹風、鳴鳩に、「淑人君子、其儀不忒」とある。

⑪ 王注に、「伯姬」とは宋の伯姬であると云う。この伝の話の典拠は今のところ定かではないが、伯姬にならべられると云われるところからして、話のすべてが作者による創作ではなく、原話に相当するものが存在したのだと考えた方が良いのかも知れぬ。伯姬の話に並列せられて楚文化圏での類話が形成されていたことは考え得るところである。しかし今その形跡は求め難い。ただこの信義に対する態度は、『戰國策』燕策・『莊子』盜跖篇『史記』蘇秦などに見える尾生高ないし尾生に近似する。

一一 楚白の貞姫

貞姫は 楚の白公勝の妻なり^①。白公 死す。其の妻 紡績^{いっけ}して嫁がず。吳王 其の美にして且つ行有るを聞きて、大夫をし金百鎰・白璧一雙を持して以て聘せ使む^②。輜軒三十乘を以て之を迎へ、將に以て夫人と為さんとす。大夫 幣を致す。白の妻 之を辞して曰く、白公 生ける時、妾 幸に後宮に充てられ、箕帚^{きせう}を執り、衣履^{いり}を掌り、枕席^{ちんせき}を扞ひ、託せられて妃匹と為るを得たり。白公 不幸にして死す。妾 願はくは其の墳墓を守り、以て天年を終へん。今 王 金璧の聘・夫人の位を賜はる、愚妾の聞^きする所に非ざるなり。且つ夫れ義を棄てて欲に従ふ者は 汗なり。利を見て死を忘るる者は 貧なり。夫れ貧汗の人人を、王 何を以てか為さんや。妾 之を聞く、忠臣 人に借すに力を以てせず。貞女は人に仮すに色を以てせずと。豈に独り生に事ふるに此くの若するのみならんや。死者に於てするにも亦た然り。妾 既に仁ならざれば従ひ死する能はず。今 又た去りて嫁するは、亦た太 甚^{よじんをかきぬる}ならずやと。遂に聘を辞して行かず。吳王 其の節を守りて義有るを賢として、号して楚の貞姫と曰ふ^③。君子謂ふ、貞姫 廉潔にして誠信なり。夫れ任重くして道遠し。仁以て己が任と為す。亦た重からずや。死して後已む^④。亦た遠からずやと^⑤。詩に云ふ、彼の美しき孟姜、德音 忘れずと^⑥。此の謂なり。

頌に曰く、白公の妻 寡を守りて紡績す。吳王 之を美として、聘するに金璧を以てす。妻操 行を固くし、死すと雖も易へず。君子 之を大とし、其の嘉績^⑦を美とす。

〔注〕

① 白公勝の事は『左傳』哀公一六年や『史記』楚世家などにも見えるが、この貞姫に関する記載は見出せない。白公勝は、楚王室の内紛や権臣の争いに関わって国を出奔し、不遇の中に鄭国に死した太子建の子である。この楚の内紛にまき込まれて国をおわれた伍子胥が壮絶な復讐の人生を持つに反し、太子建も白公勝もその終りは世間知らずの王子にふさわしく弱々しい。従って白公勝に対しては、『左傳』も『史記』もその棟梁としての資格に

ついでには積極的に評価はしていない。しかし白公勝が王孫である故に、楚へ呼び返した令尹子西をはじめ、勝の反乱に加わった権臣も多かったし、石乞の様な忠義の臣も居たわけであるから、この貞姫の様な女性が勝の妻であつて、この様な生き方をしたことは有りそうなこととして納得できそうである。本来貞姫に関する資料が存在したか否か、他伝の、典拠が定かでない場合と同様に、断定は難かしいが、これも劉向の創作に関わる部分が多いのであろう。そして作者が貞姫を作り出す基本素材にしたのは白公の事ではなからうか。なにも積極的な証とはなし難いが、次の記載に一寸目を止めておく。『左傳』哀公一六年に、勝を招いて白公に任じた子西は、「吾聞、勝也信而勇、不為不利」と評して居り、やがて反乱を起こすことを企てる白公は、石乞から熊宜僚という男を味方に迎えるように進言される。引見して気に入ったが、先方はこちらの計画に従う気もなく、剣でおどしてもびくともしない。白公はあっさりと彼を解放し、「不為利諂、不為威傷、不洩人言以求媚者」と言っている。この様な性格の白公に対応する妻としてこの伝の貞姫の様な女性が存在したとしても不思議ではない様に思われる。この白公の宜僚に対する人間評価の言に、少し類似の倫理道德の語句を作り混入すれば、この貞姫の主張も容易に作成できそうである。ただこれ以外に何も強力な証拠が有るわけではないから、学問的な指摘とは為し難い。ただ『列女傳』にはこの程度の資料から創作された話が多いと思われるのも確かである。

②「吳王」は、吳王夫差のことを想定しているのか。哀公一六年は夫差の一七年で、二三年には越に滅ぼされる。なぜ「吳王」としたのかその理由も不詳であるが、勝が招き帰される前に吳に居たと『左傳』にあるからであろうか。白公のこの後の動きとにらみ合わせても、こことは異なつても「楚王」が勝の妻を聘せんとしたという話があるとすれば、やはりこれも不自然であろう。だから作者はこの貞姫を勝が吳に残しておいた妻という設定にしたのであろう。

「金百鎰云々」、接輿は楚王から招かれるに、「金百鎰車二駟」といい（「楚接輿妻」）、於陵子も楚王から金百

鎡で聘されている（「楚於陵妻」）。金百鎡を賜わるとは、「蓋將之妻」「魏節乳母」「齊宿瘤女」などにも見える。

③ 梁注は、『類聚』（一八）・『御覽』（四四一）には、「生之」を「無恙」に作ると指摘する。

④ 梁注は、「墳臺」の下に、『御覽』には「奉其祠祀」の四字が有ると云う。

⑤ 梁注は、『御覽』引の注に、「仁猶人也」とあると紹介する。

「死者」について、歐氏「校證」は、『御覽』には「者」字無しと云う。

⑥ 「守節有義」について、『校證』は、『類聚』・『御覽』には、「節」の下に「而」が有ると指摘する。

梁注は、「楚」字を旧本では誤って「姫」字の下に置いているが、『類聚』に従って校改した。『御覽』には「楚白貞姫」に作ると云う。「楚」字が下に在れば、「楚君子謂」と読まざるを得ないであろうが、他伝の例に照しても不自然である。それかと云って、「楚貞姫」も妙な呼称ではある。他伝にも称号に国名を冠するものはないからである。ただしこの場合、楚白公の妻が呉に居た設定とすれば、呉王が彼女を賢として称えたのなら、「楚貞姫」と呼ぶことにもそれなりの理由があるようにも思われる。今一応梁注に従う。

⑦ この辺りの文について次の書を注目しておく、『論語』秦伯篇に、「曾子曰、士不可以不弘毅、任重而道遠、仁以為己任、不亦重乎、死而後已、不亦遠乎」とある。『禮記』表記篇に、「仁之為器重、其為道遠、學者莫能勝也、行者莫能致也」とある。これを見ても、『列女傳』の女性達の存立を支える道徳理念は、士を支えるそれと同等であることがわかる。劉向に於ける女性は、必ずしも後世のその如く男性のそれとは次元の異なる低い人間の価値で、単に従属的な存在として軽く扱われているのではない。存在の型は社会的に男性に対してなるほど従であるべきだと規定していることには変りがないのだが、その本質的な存在価値そのものは平等と見なされる点にはここでも注目しておくべきであろう。この貞姫の存在主張は、男性としての忠臣に対等であるという自信にも満ちているのである。ただ、これも既に指摘している様に、男性と同一平面で同等の権利が認められているとい

うことではない。人間存在として男性にできない役割を女性が持っているという点で対等なのであって、女性が男性に対して従であるという考え方に变りはない。尚、「蔡人之妻」注②（頁七五）。「齊孝孟姫」注②（頁八三）などを参照。

⑧『毛詩』鄭風、有女同車は、「彼美孟姜、德音不忘」とある。

⑨王注は、「績」は「蹟」に作るべきで、字形が誤ったものとする。又、「蹟」は「迹」に同じだと言う。梁注も同意見である。又、陳奐を引き、「績」は業であり事である。紡績と字は同じく義は異なるとする。

一一一 衛宗の二順

衛宗の二順は、衛の宗室 靈王の夫人 及び其の傅妾なり。秦 衛君を滅ぼし、乃ち靈王を世家に封じて、其の祀を奉ぜ使む。靈王死し、夫人 子無くして寡を守る。傅妾に子有り。傅妾 夫人に事ふること八年、衰らず、供養すること愈々謹しむ。夫人 傅妾に謂ひて曰く、孺子 我を養ふこと甚だ謹しむ。子 祭祀を奉じて、而も我に妾事すること 我 聊まざるなり。且つ我聞く、主君の母は 人に妾事せずと。今 我に子無し。礼に於て 斥細しりきゆるの人なり。而るに留まりて以て其の節を尽くすを得。是れ我が幸なり。今、又た孺子を煩はして、故節を改めしめず。我 甚だ内に慙はづ。吾 願はくは出でて外に居り、時を以て相ひ見はん、我 甚だ之を使とすと。傅妾 泣きて対へて曰く、夫人 靈氏をして三不祥を受け使めんと欲するか。公 不幸にして早く終る。是れ 一不祥なり。夫人に子無くして婢妾に子有る。是れ二不祥なり。夫人 出でて外に居り、婢子をして内に居ら使めんと欲す。是れ三不祥なり。妾 聞く、忠臣 君に事へて怠倦する時無く、孝子 親を養ひて日無きを患ふと。妾 豈に敢へて小貴の故を以て、妾の節を變せんや。供養 固より妾の職なり。夫人 又た何ぞ勤めんやと。夫人曰く、子無きの人にして主君の母を辱しむ。子 爾るを欲すと雖も 衆人 我を 礼を知らずと謂はん。吾 終に外に居るを願ふのみと。傅妾 退きて その子に謂ひて曰く、吾聞く、君子は順に処りて、上下の儀を奉じ、先古の礼を修む。此れ道に順ふなり。今、夫人 我に難して、將に外に居り、我をして内に居ら使めんと欲す。此れ 逆なり。逆に処りて生くるは、豈に順を守りて死するに若かんやと。遂に自殺せんと欲す。其の子泣きて之を止むれども 聽かず。夫人 之を聞きて懼れ、遂に許たがふ。傅妾 留おしとどまり、終年 供養して 衰らず。君子曰く、二女 相ひ譲る。亦た誠の君子なり。行 内に成りて 名 後世に立つと謂ふ可きなり。詩に云ふ 我が心 石に匪たがはず、転かずべからずと。此の謂なり。

頌に曰く、衛宗の二順 行を執ること感おんじく固し。妾子 代ると雖も 供養すること故の如し。主婦 慙はぢて譲り、舍いを出でんことを請求こいもとむ。終に肯へて聽かず、礼 甚だ間暇まひらあり。

〔注〕

①この話の典拠も明確ではない。この話に、本来もとづく所が有ったが、今我々が見ることができないのか、作者の新たに構成したものか決めることは難かしい。ただこの話の中心は、宗室を守る夫人と妾に存る。この伝における素材がすべて作者の案から出たか否かもやはり定め難いが、中心のテーマは恐らく作者の発案にかかるものであろう。宗室を守る二人の女性の対処の型を、作者は彼の望む倫理概念を通して示したものである。そして最終的にはこの話も、実はほとんど素材を彼以前には見出し得ない新作であるに違いないと思う。その理由は、固有名詞の使用が『史記』などによって検証できるものと、明確に異なっていること。後世の学者は、固有名詞の使用の誤りを、正面から指摘するのであるが、実は作者は、歴史事実としての明確な資料を持たずしてこの作伝を為すのだからこそ、『史記』などには見えぬ固有名詞をあえて使用したのではなかったらうか。王注は次の様に云う。六国の時、衛には王と称するひとは居なかつた。この靈王は何人かわからない。下文に「封靈王世家、使奉其祀」とあるがこれも明らかにできない。『史記』に依れば（衛世家）、「衛君角廢為庶人、而衛祀絶矣」とある。又、郝懿行の説に依つて、下文に「靈氏受三不祥」とあるから、この「靈王」は「靈氏」の誤りであるとする。もしも劉向に固有名詞の使用の誤りがあるとすれば、王注の指摘は誠に鋭い。しかし既に述べた如く、劉向はこの伝に関する史実資料を持たなかつたのであろうから、敢えて史料と一致しない固有名詞を用いたのだと考える方が作伝の実情に近づいていることになるのではないだろうか、下文の旧本の「衛君乃」を梁注は『御覽』に従つて「衛君角」に改め、『史記』の記載に合わせようと試みているが、これはむしろ学者の思いあがりからくる無用の校改とすべきであると思う。ここはやはり「靈王」・「衛君乃」のまま読んでおけば良い。恐らく作者は史実の体裁に借りて、女性の生き方を作り論じたので、わざと史料とちぐはぐな固有名詞を使用する結果になったのだ。ここにむしろ逆に学者としての作者の良心が示されたと見ることもできるのではあるまいか。

細かな事情は究明できないが、作者は固有名詞をうっかり誤用したのではないと思う（ただし他伝には、作者が固有名詞を誤用したと思われる場合も無いわけではない）。尚、劉向における固有名詞の使用の性格について「楚子發母」注①（『列女傳』注釈及び解説Ⅰ 頁九六以下）を参照されたい。

梁注は、「及」の上に旧本では「而」字を衍するが、『御覽』人事部（四二二）引に依って刪したと云う。王注も「而」は衍字だと指摘している。これらを再確認する歐氏「校證」は、『御覽』は、「靈王」を「靈主」に作ることに注目している。王注以下の指摘は必ずしも的はずれとは云えないが、「而」を単に衍字として、直ちに刪して済むことか否か問題である。「及」はもしかしたら「而」字に付せられた注解字であったかも知れない。

注字が後に本文の字として写され、「而」がいかにも衍字に見える結果を招いたのかも知れないからだ。「靈王」を「靈主」に改めた『御覽』の表記にしても、「靈王」を誰と定めるべきかに迷った小賢かしい学者が、後文の「靈氏」に安直に引かれた結果の余計な処置と考えるべきではあるまいか。ここはむしろ「靈王」のままに読んでおいて良からう。蕭注本はこの伝の「靈王」をすべて「主」に改めている。

②「乃」について、梁注本は「衛君角」に作り、旧本は「乃」に誤っていたが、『御覽』に従って「角」に改めたと云う。歐氏「校證」も「御覽」が「角」に作るのを是と断じ、『史記』衛世家の「君角九年、秦并天下立為始皇帝、二十一年、二世廢君角為庶人、衛絶祀」を引証している。しかしこの処置は、下文の「封靈王世家使奉其祀」において破綻を来たす。もともとやたらに『史記』と結びつけようとし、諸類書に引用された断片を珍重せんとするところに無理があることは、注①に述べた理由で了解できるであろう。梁注は、『史記』のかの文に、「衛絶祀」とあり、この伝では「使奉其祀」とあることの矛盾については、『列女傳』に別に本づく所があるのだらうと逃がっている。以上、この原文「秦滅衛君乃云々」は「秦滅衛君」で句切り、「乃」は接続の詞と解しておくべきであろう。荒城氏「列女伝」が「乃ち」のまちに読んであらわれるのは正しい判断だと思う。拙稿は基本的

には梁注本を底本とし、これに従う蕭注本を参考にして、余程のことがない限りこれに従って読むが、ここはとりわけ従い難いので、この「角」は敢えて旧本の「乃」に返して読んでおく。

③君主をめぐる女性達とこれに連なる諸権力の暗躍を目の辺りにし、国朝の衰微に心安らかでは居れなかった劉向のことを考慮に入れるなら、夫人と妾の立場に在る女性の力関係には、絶えず様々な問題を生ずるのが現実の問題であつたに違いないのだから、彼にとつて、弱い立場に置かれた夫人を越えず、これにひたすら君に仕える士の如くに仕え努める妾の話を作ることには、きわめて現実的意義が存したに違いない。因みに『白虎通』嫁娶には、「禮内則曰、妾事夫人如舅姑、尊嫡絶妬嫉之原、禮服傳曰、妾事女君、与事舅姑同也」(儀禮)喪服の傳に、「妾之事女君、与婦之事舅姑等」とある。

④王注に、「孺子」とは傅妾を謂う。婦官の貴なる者を孺子と謂うこと、大夫の妻を孺人と謂うがごとしと説明する。孺子は一般的にはおさなごの意に用いられるが、『戰國策』齊策に、「齊王夫人死、有七孺子者、皆近」とあり、高誘は「孺子、幼艾美女也」と云う。尚、梁注は、『左傳』(哀公三年)に「南孺子」とあること。又、『韓非子』外儲説右上に、「齊威王夫人死、中有十孺子、皆貴於王」とあることを指摘する。

⑤「祭」字について、梁注は、旧本はこの字を脱しているが、「御覽」に従つて校増したと云う。上文にも「奉其祀」とあるから、ここにわざわざ「祭」字を増す必要はないが、強いて字を刪することはせず、今一応梁注本に従つて読んでおく。

⑥「妾事我、我不聊也」の「聊」について、王注は、聊は頼であり利である。この一句の意は、妾の礼を以て私に事えるが、私はこれにふさわしくないから、私にとつてつごう良くはないの意だと説明する。梁注は『毛詩』(邶風、泉水)毛傳により、「聊」は願と説明する。蕭注は『毛詩』鄭箋の「聊且略之詞也」に注目し、『方言』に「俚聊也」とあり、『戰國策』(秦策)に、「民無所聊」とあるのを指適し、これら「聊」は姑且の意であると解する。

そしてこの「不聊」は、しばらくも安らかでないことを云ったものと説明する。蕭注説は姑且にこだわり、うがちすぎの感が強い。王注が「於我不利」と説明するのはややこの夫人の気持に近い解釈と思うが、迂遠でもある。こんなに丁重に事えられることがこの夫人にとっては何よりも心苦しいのであるから、「楚辭」王逸、九思、逢尤の「心煩憤兮、意無聊」の「聊」がこれに近い様に思う。注に「聊、楽也」とある。

⑦ 王注、「緇」は黜に同じで、子の無い婦人は、礼に於て出に当たることを云うのである。黜はまた出であるとして解している。『大戴禮』本命篇に、「婦有亡去、……無子去、……無子為其絶世也」とある。

⑧ 「公」字について、梁注は、日本ではこの字を脱しているが、『御覽』に従って増したと云う。王注も同じく、この「公」字が脱落したと見る。今補って読む。「四部叢刊」・「文選樓」・「王注」本にはこの字が無い。

⑨ 「難」について、王注は 煩苦のことで、夫人が私（傳妾）の供養することを難となすことを云ったものとする。王注の説、首肯できる。「難」はここでは積極的になじる意ではあるまい。夫人自身が意識過剰になって悩み苦しむのである。

⑩ 「止」について、梁注は、日本ではこれを「守」に作るが『御覽』に従って校改したと云う。今従う。

⑪ 「年」・「衰」について、梁注は、『御覽』では、各々、「身」・「替」に作ると指摘している。

夫人は 倫理基準への息苦しさから、一瞬外れ出ようとする。しかしそれがもつと大きな苦しみを作り出すことに気付かせられ、思い留まらざるを得ない。作者は儒教倫理の外に自由を求めることの非人間的であることを指摘し、この倫理の中に生きることの安らかさを暗示しようとしたのであろう。立場を変えようと儒教倫理の非情さや、思い通りの人生を生きられなかった夫人への憐みが見えて来るのかも知れない。しかし形が異なるだけで、人は、特殊な時や空間を越えて存在することはないのだから、すべての人間はふみ止まるか 外れ出るかに悩み続ける。どちらの道をとっても、踏み出した所には新たな苦しみが起こる。要するに自己と倫理基準を結ぶ確か

な論理が形成し得るなら、どちらの道を選んでも敗北はないし、それが無ければどちらの道を選んでも無意味である。その面から云っても、夫人は傅妾の主張論理に押しきられた感が強い。外へ出ようとした夫人の論理には強さがない。今、置かれている規範に対する感情的な嫌悪感の方が先行しているからである。夫人は 今の規範の中で再び積極的に自己を生かす論理を形成しなければならぬ。この夫人がこれをどこまで自覚したのか、作者は明記していない。「懼れて、……許ふ」と云う。夫人は積極的に生きる決意をしている様には思えない。ただ傅妾の生き方に従うことを自己の生きる論理とせざるを得ないだけである。傅妾の主張を生かすための自己否定を選んだ点において、夫人の生き方に積極性を認めることができなくもない。しかし夫人は傅妾の影を生きる如くで、その存在感は傅妾に比して希薄である。この話の表面は、夫人を主とする妾の順を称える美談と見えるが、作者は実は、子のない夫人の主體的な生き方を許さず、又一方、子を持つからとて妾の専権も許容しない。この様なかたちにおさまること、両者の動きはうまく牽制されることになる。表面は美談でも、宮室の内紛というものを良く知る作者の、智慧深い配慮の浸透した教訓話であることも看過ごせない。

⑫「毛詩」邶風、柏舟に「我心匪石、不可転也」とある。「衛寡夫人」(頁七〇)ではこの詩を衛寡夫人の作としている。この伝におけるこの詩句のころは、どちらかと云えばやはり傅妾の生き方を称えるために使用されている様である。

⑬「主婦慙讓」について、梁注は、一本では「夫人慙辭」に作ると云う。「四部叢刊」本がそれである。

⑭「舍」を、梁注に、「古音暑」と云う。

⑮「間暇」を「四部叢刊」本にては「有度」に作る。このことは梁注も指摘している。梁注は更に、「暇」を、「古音戸」と云う。蕭注は、「舍」と「暇」はそのまま韻となる。古音に改める必要はないと云う。ただ梁注は上句の「固」「故」との関連を考えているのであろう。

一三 魯の寡 陶嬰

陶嬰は 魯の陶門の女なり。① 少くして寡たり。幼孤を養ふ。強昆弟無く、紡績して産と為す。魯人に其の義なるを聞くもの或りて、將に求めんとす。嬰 之を聞きて 免るるを得ざらんことを恐れ、歌を作りて、己の更二せざるを明かにす。其の歌に曰く、悲しいかな、黃鵠の早に寡たる。七年 双せず。鵲頸 独り宿ね、衆と同せず。夜半 悲しみ鳴きて、其の故雄を想ふ。天命ありて早に寡たり。② 独宿 何ぞ傷まんや。寡婦 此を念ひて、泣 下ること數行。嗚呼 悲しいかな、死者 忘る可からざる。飛鳥すら尚ほ然り、況んや貞良なるに於てをや。賢雄有りと雖も、終に重ねて行くことはせずと。魯人 之を聞きて曰く、斯の女得可からざるのみと。遂に敢へて復た求めず。嬰の寡たる終身改めず。君子謂ふ、陶嬰 貞孝にして思ありと。③ 詩に云ふ心の憂ふる、我歌ひ且つ謡ふと。此の謂なり。

頌に曰く、陶嬰少くして寡たりて、紡績して子を養ふ。取らんと欲するひと或りて、乃ち自ら脩理す。歌を作りて自ら明らかにし、求むる者乃ち止む。君子称揚して、以て女の紀と為す。

〔注〕

①この話も典拠は定かでない。しかしテーマはこの「貞順」にしばしば取あげる再婚否定である。嫁して城門に至ったところで夫君に死なれたが、そのまま三年の喪に服し、死君の弟から再婚を請われ、生家の方からもすすめられたが、終に聴きいれようとしなかった衛寡夫人。悪疾の夫に添い遂げた蔡人之妻。夫君から寵愛される機会を得ず、傅母から去ることを勧められたが、去らなかつた黎莊夫人。吳王から迫られても終に求愛を受け入れなかつた楚平伯嬴や楚白貞姫。又、この後に続く梁寡高行・陳寡孝婦も、一醮すれば改めずという考え方をテーマの中に含めてまとめられている。これらの話を見ると、再婚を否定するのは夫への貞節を重視するためであるこ

とが分かるが、この倫理的要請は、実際には夫の死後の家を存続する重任が妻に在ることを説く考え方も密接に関連していると思われる。夫が亡くなった後の家をその賢明な配慮と努力で存続せしめた夫人の話は、これ以前にもいくつも見える。鄒孟軻母や魯季敬姜等もこの系列に入るが、魯之母師は夫亡き後の家庭を守った典型的な女性の一として得る。「賢明」には、使役に出た夫を案じつつ家を守る周南之妻や外妻を娶って家庭をかえり見ぬ夫に対して婦道を変ずることなく姑に事えた宋鮑女宗がある。この「貞順」では、再婚否定を主としてその貞潔の面において説いて来ている如く思えるが、実は他の要素も用意されている。他の巻でも示している如く、一旦嫁すればその家を存続せしめる責任は形は異なっても夫と同等であると主張を、作者はその女性観の中に持っていて、この巻ではこれを妻の貞節と結び付けようと思われている。もともと作者はこの「貞順」において、婚姻ということの女性における重大さについて語ろうとしている。だから先ず婚禮のけじめの厳しさについて語ることから始めるのである。これに次いで、定まった婚姻の重さを語っては再婚否定を中心に各伝が展開しつつ、これを支える理由として女性の貞潔を強調して来たのであるが、貞操の堅持という観念的な理念だけでは、女性の婚の重みを語らんとする作者の意図は具体的明確さを具えるに至らない。この弱点に気づくからこそ、作者は女性が主婦として家に在ることの實質的な意義を明確にしておく必要性を感じる。かくして他の巻で示されたところの、家の存続における女性の責務をテーマとする話は、この巻において一定の位置付けを与えられることになるのである。そしてこの巻自体においては、婚姻の重みや貞節の理念の現実的な要請主体がなにあるかが明らかにされたことになるであろう。

婚の重みを再婚否定で教示し貞節で説きつつ、家を存続することの重任で實質的な意義を説くに至る連結の役割を持つ伝は、この前の「衛宗二順」である。この伝は、夫の死後、奉祀を続けることで、これ以前の伝に見えた如く夫への貞操を堅持する寡婦が称えられている様でありながら、実は家を守り存続したことが彼女らの偉大

さであったことをも語っているのである。尚、家を存続せしめるということ、この陶嬰、又、次の「梁寡高行」の様に子を守り育ててゆくこと、「陳寡孝婦」の様に夫の父母を養つてゆくことを含んでいる。家の問題や孝への注目等、やはり漢代のテーマとしての性格が強い様に思われる。

「陶嬰者」について、歐氏『校證』は、『事類賦』注一一・『書鈔』一〇六・『御覽』五七二引には、「陶」の上に「魯」字があり、「嬰」の下に「妻」字が有ると指摘している。

②王注によれば、「強」は「壯」である。『書鈔』引には「強」字がないと云う。

③「績」字を、「四部叢刊」本は「織」に作る。『類聚』九〇・『御覽』四四一・九一六引には「績」に作る。「織」の方が旧本の姿に近いかも知れないが、今一応梁注本に従う。

④梁注は、『御覽』四四一引には、「作歌」の上に「乃」字が有り、「不」の下に「更」字が無いと指摘する。尚「更二」については、『齊杞梁妻』にも見える。「魯之母師」注②④（Ⅰ 頁二二七）・『宋鮑女宗』注⑩（Ⅱ 頁五三）・「蔡人之妻」注②④（頁七五・七六）・「息君夫人」（頁八九）等を参照。この後「陳寡孝婦」（頁一二二）にも、「頌」に「一醮をば改めず」という。

⑤梁注は、「悲」字は旧本では脱しているが、『書鈔』樂部二・『御覽』（四四一・五七二）に従って校増したと云う。蕭注引曹元忠説に、『事類賦』歌篇注・『儀禮經傳通解』昏義篇引には、「悲」下に「夫」字が有ると指摘する。歐氏『校證』は、『白孔六帖』一七・『御覽』五七二にも同じく「夫」字が有ることを指摘する。

この歌は何に依拠するものであろうか。歐氏『校證』は、『御覽』四四一・五七二・『記纂淵海』八一引には「歌」を「詩」に作ると指摘している。しかしこの歌が「詩經」にもとづくのでなければ、『列女傳』の例として、「詩曰」とはしないから、ここは「歌」のままがむしろ本来の姿かも知れない。

⑥梁注は、「七」を『御覽』は「十」に作ると指摘する。歐氏は「十」を誤とする。

⑦「鵲頸」について、王注は「鵲」は「宛」と同じで転ずることだと説明する。梁注本は「宛頸」に改め、『書鈔』・『御覽』によって校改したと云う。歐氏『校證』も、『事類賦』注一一・『類聚』九〇・『白孔六帖』一七・『御覽』四四一・五七二・九二六・『記纂淵海』八一引には「鵲」を「宛」に作ることを指摘する。しかし強いて改字する必要もないであろう。

「独宿」について、梁注は、『御覽』は「戢翼」に作るとう。歐氏は『記纂淵海』八一も「戢翼」に作るとう。

⑧梁注に、「夜半」を『御覽』には「時則」に作るとう。

「文選樓」本以下、「夜半悲鳴兮」に作るが、『四部叢刊』本には「兮」が無い。歐氏『校證』は、『白孔六帖』一七・『御覽』四四一・『記纂淵海』八一引にも「兮」が有ること、又、『御覽』『記纂淵海』には、「時則飛鳴兮」に作るとう指摘する。

⑨梁注は、『御覽』（四四一）には、「独行惇惇」に作るとう。これ以下異同が目につく。しかし『御覽』引のものが必ずしも古いかたちを止めているとは決め難い。『御覽』五七二引の方は今本『列女傳』に略同じである。即ち歌の部分のみ抜粹すると、

詩曰、悲夫 黄鵠之早寡、七年不雙、宛頸独宿、不与衆同、夜半悲鳴、想其故雄、天命早寡、独宿何傷、寡婦念此、泣下数行、嗚呼悲哉、死者不可忘、飛鳴尚然、況於貞良、雖有賢雄 終不可重行

とある。因みに四四一引は、

其詩曰、悲 黄鵠之蚤寡兮、十年不雙、宛頸戢翼兮、不与衆同、時則非鳴兮、独行惇惇、天命令然兮、塊独永傷、感鳥愴已兮、淚下成行、嗚呼悲兮、死者不可忘、飛鳥尚然兮、何況貞良、雖有賢雄兮、終不重行とある。圈点を施した部分の異が著しい。

なぜ同じ『列女傳』を引いてこの様な異なりがあるのか理由は明確にできないが、四四一の如きが旧本の姿とただちに断定することのできないことは、同じ『御覽』でも五七二の如く今本『列女傳』に略同じものが見られることによっても理解できるであろう。そして思いなしか、今本に見える歌の表現の方が、民間の女性の歌詩としてはふさわしくも思える。

⑩梁注は、「早寡」を「御覽」は「令然」に作ると指摘する。

⑪梁注に、「御覽」は「塊独永傷」に作ると云う。

⑫梁注に、「御覽」は「感鳥慍己兮」に作ると云う。

⑬梁注に、「御覽」は「涙下成行」に作ると云う。

⑭梁注に、「悲」は旧本では「哉」に誤っていたが、『御覽』に従って校改したと云う。今一応これに従って読んでおくが、理づめで改めるよりも、旧本のままにとどめておくのも一つの読み方ではなからうか。蕭注本はこれを「哀」に作り、『書鈔』（卷数不明）引には「哀」に作ると云う。又、曹元忠説を引いて、『通解』引には「悲哉兮」に、「事類賦」注には「悲哉」に作ると云う。歐氏『校證』は、『白孔六帖』一七引には「哀哉」に作ることを指摘する。

⑮王注に、『書鈔』引には、「雄」を「匹」に作ると云う。「四部叢刊」本は「匹」に作る。

⑯蕭注引曹元忠は、『事類賦』注引には「重」の上に「可」字が有ると云う。

⑰王注は、諡法に、「道徳純一曰思」とあるを引く（『逸周書』諡法解）。又、「思」は睿である（『尚書』洪範）と説明する。こまかなことに通ずる意である。

一四 梁の寡 高行

高行は 梁の寡婦なり^①。其の人と為り 色に榮にして行に美なり^②。夫 死して早寡なるも、嫁せず。梁の貴人 争ひて之を取らんと欲する者多けれども、得る能はず。梁王 之を聞き、相をして聘せ使む。高行曰く、妾の夫 不幸にして早死す^③。狗馬に先だちて溝壑に填まる^④。妾 宜しく身を以て其の棺槨に薦し、其の幼孤を守養すべし。曾ち意を専にするを得ず^⑤。貴人に妾を求むる者多きも、幸にして免るるを得たり。今 王 又た之を重ぬ。妾聞く、婦人の義、一たび往きて改めず。以て貞信の節を全くすと。今 死を忘れて生に趨るは、是れ不信なり。貴を見て賤を忘るるは、是れ不貞なり^⑥。義を棄てて利に従ふは、以て人と為す無しと。乃ち鏡を援き刀を持して以て其の鼻を割きて曰く、妾 己に刑あり。死せざる所以の者は 幼弱の孤を重ぬるに忍びざればなり。王の妾を求むるは、其の色を以てなり。今 刑余の人なれば 殆ど積ざる可きなりと。是に於て 相以て報ず。王 其の義を大とし、其の行を高しとす。乃ち其の身を復し、其の号を尊くして、高行と曰ふ。君子謂ふ、高行 礼を節すること專精なりと。詩に云ふ、予を信ならずと謂はば、皎日の如きこと有らんと。此の謂なり。

頰に曰く 高行 梁に処りて、貞専にして精純なり。貧りて貴に行くことをせず、務めて一信に在り。梁の聘を受けず、鼻を削き身を刑す。君子 之を高しとして 後人に顯示す。

〔注〕

①前の陶嬰に続いてこれも寡婦の生き方について説く。再婚を認めぬ考え方は厳しいが、一方で、女性が嫁して家に在ることの重さも語っている。尚、前伝の注①(頁一一三)参照。

この話の典拠も不明である。しかし考えてみれば、この様な話や庶民を主人公とする伝記は、『列女傳』が典拠とできる様な書物には殆ど見あたらぬのではなからうか。もともと家を守る婦人の任が語られるのは、守り伝えるべき家が存在してのことであるから、国家機構や民生の安定が前提とされなければ、語る意味のない性格の

ものである。だから幼孤の守養による家の存続や老父母への孝養など、やはり漢代における重要関心事であったという感じがする。この話そのものは古くから伝えられた如くにしてあるが、案外新しいのかも知れないし、前後の伝とともに魯・梁・陳といかにも特定の場所での話であるかの如く固有名詞を冠するが、話の内容そのものは、特に地域の制約を被っているとは思えない。作者の筆から生まれた話としても不思議ではない。むしろわざと古味を加えたり、場所の制約を加える点に、一そう作為の跡があらわれている様にも思われる。

「高行」について、歐氏『校證』は、『藝文類聚』一八・七〇・『御覽』四四一引には、「高」のように「梁寡」の二字が有ると云う。

「梁之寡婦也」について、歐氏は『類聚』一八・『御覽』三六七・四四一引には「也」が無いと云う。

②「美」について、梁注は『類聚』七一・『御覽』三六七・四四一には「敏」に作ることを指摘する。歐氏も同じくこれを掲げ、さらに『論語』里仁篇に「君子欲訥於言而敏於行」とあるのは、ここが「敏」に作るのに合すると述べる。しかしここは女性についての評言であり、むしろ「美」の方がふさわしく思える。

③梁注は『類聚』一八・『御覽』(三六七・四四一)には、「多」・「者」字が無いと指摘する。歐氏は『記纂淵海』八一も同様だと云う。無い方がすっきりした感じもするが、今一応入れて読んでおく。

④「早死」について、王注は、『類聚』(一八)にはこの二字が無く『文選』注引には有ると云う。梁注は、更に『御覽』(四四一)にもこの二字は無いと云う。歐氏は『類聚』一八には「早」字が無く、『文選』(卷三七)曹子建求自試表注・『御覽』四四一・『記纂淵海』八一には「早死」二字が無く、『文選』(卷三八)任彦昇為范始興作求立太宰碑表注引では今本と同じと云う。

⑤王注は、『類聚』(一八)・『文選』卷三八注では「狗」を「犬」に作ると云い、『文選』任彦昇為范始興作求立太宰碑表注にこの伝に関する虞貞節の注「人受命於天而命長、犬馬受命於天而命短、妾之夫反先犬馬死矣」が見

えると指摘する。梁注は更に『御覽』四四一も「狗」を「犬」に作ると述べ、やはり『文選』注引の虞注を引いている。歐氏の指摘も略同じく、他に『記纂淵海』八一引も「狗」を「犬」に作ると云う。又、虞注は「犬」に作るから、この伝も「犬」に作るべきだと云う。しかし特に改字しなければならぬ問題ではないように思う。

⑥「宜以身薦其棺槨」について梁注は、この七字は旧本では脱している。『類聚』。『御覽』に従って校増すると言う。王注は「宜以身薦棺槨」に注目し、この六字が『類聚』（一八）には有る。ここには脱去したものと見る。又『類聚』ではこの下文が「不得專意、妾聞婦人之義、一往不改、以全貞信之節、弃義而從利云々」となっており、唐本ではこれだけの文句であったのに、宋本では今本の如く数句を衍している。これらは刪去するのが本来の姿であると説いている。一説ではあるが根拠となるものがいささか弱い。尚、「宜（）槨」の六字はむしろ無い方がすつきりすると思うが、一応、梁注本に従って補い読んでおく。又、梁注は『御覽』には「其」字が無いと指摘する。

「不得專意」を、王注は 專意して夫に従うことができないの意と解説するが、ここは夫が死んだ後の状態を云うものであろうから、「專意」は、夫の死後の家庭を守る責任があるから、自分ひとりの気持のままに行動できないことを意味するもので、これ以外の生き方をしようとする自己の気持を禁ずる意向の表われと見るべきであらう。

⑦「今忘死而趨生」について、梁注は、「今」を旧本は「念」に誤っている。『御覽』（四四一）に従って校改したと云う。王注も「念」は「今」の誤りであろうとする。蕭注は曹元忠が『儀禮經傳通解』昏義篇引には「今」に作るとするのを紹介している。

「見貴而忘賤」について、梁注は「見」字を旧本は脱しているが、『御覽』に従って増したと云う。蕭注引曹元忠は、『通解』引には「貧貴」に作ると云う。

「今」・「見」いずれも、改字・補入の必要を積極的には認め難いが、今一応梁注に従って読んでおく。

「今忘死」 是不貞也」の四句が『類聚』（一八）には見えないので、王注はもともとこれは注の中に在ったものを伝写者が正文中に入れたものと判断する。しかしこの見方はやや強引である。歐氏『校證』は、『類聚』引はこの下文も略引しており、必ずしも王説を是認できないとし、『御覽』四四一・『記纂淵海』八一引にはいずれもこの句があるし、この四句を注文と見ることに難があると述べている。歐氏の指摘に従うべきであろう。

⑧「弱」について、梁注は『御覽』は「嗣」に作ると云う。

⑨梁注は、『御覽』は「高其節敬其行」に作ると云う。蕭注引曹元忠は、『通解』引には「高」の上に「而」字があると云う。

⑩「皎」について、梁注は、『毛詩』には「皦」に作る。又、『韓詩』には「皎」に作ることが『文選』（卷一六）寡婦賦注に見えると云う。『毛詩』王風、大車に、「謂予不信、有如皦日」とある。尚、「息君夫人」に、この詩は息君夫人の作として引用している。『經典釋文』には「皦又本作皎」とある。ところで、『四部叢刊』本の「息君夫人」には「有如不信、死如皦日」とある。もしこれが原本のままであるとすれば、劉向が原詩を改変して用いる可能性も考えられ、『列女傳』が魯詩だという定説もゆらぐ一資料になるのではなからうか。尚「息君夫人」注③参照（頁九〇）。

一五 陳の寡 孝婦

孝婦は、陳の少寡婦なり。年十六にして嫁す。未だ子有らず。其の夫 戍に行くに当る。夫 且に行かんとする時、孝婦に属みて曰く、我が生死 未だ知る可からず。幸に老母有りて、他兄弟無し、吾 還らざるに備れば、汝背へて吾が母を養はんやと。婦 応へて曰く、諾と。夫 果たして死して還らず。婦 姑を養ひて衰へず、慈愛 愈々固し。紡績以て家業と為し、終に嫁意無し。喪に居ること三年、其の父母 其の年少くして子無くして早く寡なるを哀れむ。將に取りて之を嫁せんとす。孝婦曰く、妾 之を聞く、信は人の幹なり。義は行の節なりと。妾 幸に襦袢を離れ、敵命を受けて夫に事ふるを得たり。夫 且に行かんとする時、妾に属むに老母を以てす。既に之を許諾す。夫れ人の老母を養ひて卒ふること能はざれば、人に許すに諾を以てして信なる死すとも、地に載りて生きることをせずと。且つ夫れ人の老母を養ひて卒ふること能はざれば、人に許すに諾を以てして信なる能はず。將 何を以てか世に立たんや。夫れ人の婦たる、固より其の舅姑を養ふ者なり。夫 不幸にして先に死し、人子の礼を尽すを得ず。今又た妾をして之を去らしめば、老母を養ふもの莫し。是れ夫の不肖を明らかにして妾の不孝を著はす。不孝・不信且つ無義なれば、何を以て生きんや。因りて自殺せんと欲す。その父母 懼れて敢へて嫁せず。遂に其の姑を養は使むること二十八年。姑の年八十四にして、寿乃ち尽く。其の旧宅を売りて以て之を葬り、終に祭祀を奉ず。淮陽太守 以聞す。漢の孝文皇帝 其の義を高しとし、其の信を貴しとし、其の行を美とす。使者をして之に黄金四十斤を賜ひ、之に復すること終身なら使め、号して孝婦と曰ふ。君子謂ふ、孝婦 婦道に備なりと。詩に云ふ、直に人に匪ず、心を乗ること塞淵と。此の謂なり。頌に曰く、孝婦 陳に処りて、夫死して子無し。母將に之を嫁せんとすれども、終に母に聽かず。専心 姑を養ひて、一醮をば改めず。聖王 之を嘉し、号して孝婦と曰ふ。

〔注〕

①前伝に続いて寡婦の徳を述べる。ただしこの伝は漢代という設定になっているところが特異である。『列女傳』中、「婦通」の齊太倉女も漢代の話となっている他に、「珠崖二義」・「邵陽友娣」（節義）も漢代の話らしい。尚、養姑を説くものに、「宋鮑女宗」・「陶荅子妻」（賢明、『列女傳』注釈及び解説Ⅱ 頁五三注⑫・頁六三参照）などがある。

歐氏は『御覽』四一五には、「孝」の上に「陳寡」があると指摘する。

②梁注は、『御覽』には「行戍」を「從戎」に作ると指摘する。

③「備」について、『四部叢刊』本以下王・梁・蕭注本にては「備」に作り、「文選樓」本は「借」に作る。「御覽」四一五にはこの字がない。『補注校正』引王紹蘭は「備」字に対して、「儻」に作るべしとし、梁注は、孫校により、「備」は「儻」の誤であろう。『漢書』游俠伝注引には「吾若不来」に作ると云う。蕭注引曹氏は、「通解」昏義篇引には「儻」に作ると云う。「儻」字に改める見解は興味深い。尚、『補注校正』王紹蘭は、「倘」字の誤りと見、「魏節乳母」に「倘言之」とあるのをあげている。これらの説は正しいのかも知れない。「文選樓」本の「借」は、むしろこれに近い様にも思える。しかしいずれとも決し難い。そこで一寸読み難いが、今、「備」のままに読んでおく。読みは「廣雅」釋詁四の「備、究也」を参考にする。

④梁注は、「養」を『御覽』（四一五）は「善視」に作ると指摘する。

⑤王注は、「慈」はまた愛である。『禮記』内則篇に、「慈以旨甘」とあることを指摘する。梁注は、『一切經音義』二五引『諡法』に、「慈愛忘勞曰孝」とあることを指摘する。

⑥王注に、「蔽命」とは父母の命である。『易』（家人の象伝）に「家人有蔽君焉、父母之謂也」とあると指摘する。『儀禮』士昏禮の記に、親迎に際して、父が女に「戒之敬之、夙夜毋違」と云い、母は「勉之敬之、夙夜無違宮事」とつけることが見える。尚、『白虎通』嫁娶篇にもこれが見える。「齊孝孟姬」注⑦（頁八四）を参照のこと。

⑦「属」を、王注は「託」の意とする。もっともと思われる。前文に既に「属孝婦」と見える。

⑧「地」について、梁注は誤りだろうと指摘する。荒城孝臣氏『列女伝』は「当然義と反対の意味の字がここにあるべきである。」と述べる。なるほどこの句は「地」では読み難い。ここでは、少し無理かと思うが、一応「地」を死んだひとの意と見、この「載」をいつわるの意と見た。しかし上句の「載」との関係がやはりすつきりしない。識者の明解を待つ。

⑨「姑年八十四、寿乃尽、売其田宅、以葬之」について、梁注によれば、旧本にては「姑死葬之」に作る。「御覽」に従って増したと云う。余計な一文という感じもあり、正しい処置か否か判定はなし難いが、旧本にはかくあったことを了解しつつ、今一応梁注本に従って読んでおく。

⑩「淮陽太守」について、王注は『漢書』（卷二八下）地理志下に、陳は淮陽国に属する。これは郡ではない。ここで太守と云うのは文帝の時改めて郡としたことがあったのを史書に欠落した結果なのか、さもなくば「太守」二字は誤りであると論ずる。梁注は顧校により、『漢書』地理志に、陳は淮陽国に属する。「諸侯王表」と「文三王」伝に、文帝一〇年に、梁孝王が淮陽より梁に従ったとある。文帝の時淮陽に太守を置いたのはこれより後のことであると云う。『補注校正』に、王紹蘭は、「太」字は衍字、「守」字は誤っていない。『漢書』文帝紀（元年）に、「淮陽守申屠嘉」と見える。嘉伝（卷四二）に、「孝惠時、為淮陽守、孝文元年、拳故以二千石從高祖者、悉以為関内候、食邑二十四人、而嘉食邑五百戸、十六年遷為御史大夫」とある。又「百官公卿表」に、「孝文十六年、淮陽守申屠嘉為御史大夫」とある。さすれば守は即ち二千石である。二千石は郡国ともに有る。「高五王」伝に、「始悼惠王得自置二千石」とあるのはその証である。だから淮陽国にもまた守が有って良いことになる。この伝に云う「淮陽守以聞」は恐らく嘉のことであろう。「太守」の称は景帝の中二年に始まるのだから、この「太」はやはり衍字と見なければならぬと論説している。各説もつともであるが作者はここまで厳密に史料

の考証を為していたであろうか、疑問である。申屠嘉をこの伝の「守」とすることは興味深いが、限定するのはやや行きすぎの感がある。歴史考証によって、「太守」を「守」の誤りとするのはそれで良いが、これでこの伝を拘束することはできないように思う。逆に乱暴な見解になるが、この「淮陽」や「孝文皇帝」などは、原本以後の付加部分なのではないかという気さえする。例えば「頌」には「聖王」とあり、「孝文」の名を出さないと、「文帝」に「漢」を冠すること（注⑪）等やや納得し難い表現がある。（原本のままとするなら後の「辯通」齊太倉女に文帝を「聖王」と示すことからすれば、この頌の「王」は王注の指摘する如く「主」の誤りなのかも知れないが）いずれにしてもこの伝には解し難い字句もあり疑問点も他伝に比較してやや多い。しかし偽作と断ずる有力な資料は今無い。

⑪王注はこの「漢」字は後人の妄加であると云う。興味深い指摘である。「齊太倉女」では「考文皇帝」とのみある。

⑫蕭注引曹元忠は、『通解』引には、「身」の下に「無所与」の三字が有ると云う。

⑬「毛詩」郵風、定之方中に、「匪直也人、秉心塞淵」とある。

⑭「母」について「文選樓」本以下「妣」に作るが、梁注は一本「母」に作り（『四部叢刊』本）、馬（瑞辰）校に「妣」は「及三年之比」の「比」となすべしと言う（『列女傳補注』序）とする。やはり「四部叢刊」本の「母」と見るのが隠当かと思う。

⑮「母」字について、梁注は「古音滿以反」とする。

⑯「聖王」について、王注は「王」は「主」に作るべしと指摘する。「齊太倉女」（辯通）に照するに、この説もつともである。

⑰「婦」字について、梁注は、「古音房以反」と言う。

一 魯孝の義保

孝の義保は、魯の孝公稱の保母にして、臧氏の寡なり^①。初め 孝公の父武公 其の二子長子括・中子戲と周の宣王に朝す。宣王 戲を立てて魯の太子と為す。武公 薨す。戲立つ。是れを懿公と為す^②。孝公 時に公子稱と号し、最も少^{わか}し。義保と其の子と俱に宮に入りて公子稱を養ふ^③。括の子 伯御 魯人と乱を作す。懿公を攻め殺して、自ら立つ^④。公子稱を宮に求めて、將に之を殺さんとす。義保 伯御の將に稱を殺さんとするを聞き、乃ち其の子に衣^きするに稱の衣^{よもぎ}を以てして、稱の処に卧せしむ^⑤。伯御之を殺す。義保 遂に稱を抱きて出づ。稱の舅の魯大夫に外に遇ふ^⑥。舅 稱死せるかと問ふ。義保曰く、死せず。此に在りと。舅曰く、何を以て免るるを得たるかと。義保曰く、吾が子を以て之に代へたりと^⑦。義保 遂に以て逃るること十一年。魯の大夫皆稱の保に在るを知る。是に於て周の天子に請ひて、伯御を殺して稱を立つ。是れを孝公と為す^⑧。魯人 之を高しとす。論語に曰く、以て六尺の孤^こを託す可しと。其れ義保の謂なり^⑨。

頰に曰く、伯御 乱を作し、魯宮由り起る。孝公の乳保は臧氏の母なり。逃げて孝公を匿^{かく}し、易^かふるに其の子を以てす。保母の斯くの若き、亦た誠に恃^たむに足る。

〔注〕

①この「節義」には、公義と私愛との狭間に立たされた主人公が、公義によって己を蔽^{おほ}くし律していく姿が描かれる。私愛を否定して生きるのは『列女傳』の女性たちに普通に見られる姿であるが、この巻五の特異性は、公に對置する私の情念が強烈すぎて調和がとれず、己の生命を断つことで公義への証しをたてる例が大半を占めていることであろう。これらについては「蓋將之妻」注④⑦「魯義姑姊」注⑤等に論ずる。

この伝の典拠とするとところは主として『公羊傳』昭公三年に見える一文であろう。尚、話の発端は『國語』周語上及び『史記』魯世家にも見える。『公羊傳』昭公三年に、「邾婁顔之時、邾婁女有為魯夫人者 則未知其

為武公与、懿公与、孝公幼、顔淫九公子干宮中、因以納賊、則未知其為魯公子与、邾婁公子与、臧氏之母、養公者也、君幼則宜有養者、大夫之妾士之妻、則未知臧氏之母者、曷為者也、」とある。養者について『禮記』内則に、「卜士之妻大夫之妾使食子」とある。「臧氏之母」について、『公羊正義』は、「未知臧氏之母為是大夫之妾、為是士之妾、故曰、曷為者」と云う。『公羊義疏』卷六七は、「今未知臧氏之母者大夫之妾与、士之妻与、按魯有大夫臧氏、為公子彊後、隱公称彊為叔父、則孝公之子、与此臧氏自別也、」と考証している。

②『國語』周語上に、「魯武公以括与戲見王、王立戲、樊仲山父諫曰、不可立也、不順必犯、犯王命必誅、故出令不可不順也、令之不行、政之不立、行而不順、民将棄上、夫下事上、少事長、所以為順也、今天子立諸侯、而建其少、是教逆也、……天子其凶之、王卒立之、魯侯婦而卒、」とある。『國語』の話の中心は、宣王の感情的処置がやがては諸侯の離反をまねく結果につながる点に置かれる。『公羊傳』の話と結んだ『列女傳』とはやや目的を異にする。『史記』魯世家には、「武公九年春、武公与長子括・少子戲、西朝周宣王、宣王愛戲、欲立戲為魯太子、周之樊仲山父諫宣王曰、廢長立少、不順、不順必犯王命、……王其凶之、宣王弗聽、卒立戲為魯太子、夏武公婦而卒、戲立是為懿公、」とある。『史記』も『國語』に同じである。『列女傳』の表現は比較すればいく分『史記』に近い。

③『公羊傳』に、「養公者必以其子入養、」とある。勿論この辺りの話は『國語』・『史記』には見えない。

④『公羊傳』には「顔淫九公子干宮中、因以納賊云々」とあり、邾婁顔が悪役で伯御のことは記載していない。『國語』には「及魯人殺懿公、而立伯御」とある。『史記』には、「懿公九年、懿公兄括之子伯御、与魯人攻弑懿公、而立伯御為君、」とある。『列女傳』は、『公羊傳』の「納賊」と、『史記』の「与魯人攻弑懿公、」とを巧みに合成しているのである。尚、『國語』は伯御を立てたのは宣王、『史記』もその様に読めるが、『列女傳』は「自立」と明示している。

⑤前注に指摘した如く、『公羊傳』の「納賊」は、「求公子稱於宮將殺之」とまとめられて話が形成される。『公羊傳』には、「臧氏之母聞有賊、以其子易公、抱公以逃」とある。

「臥於稱之処」について、梁注は、『御覽』四二二引には、「処」の上に「臥」字があると指摘する。

⑥『公羊傳』には、「賊至、湊公寢而弑之、臣有鮑廣父与梁賈子者、聞有賊、趨而至」とある。『列女傳』には鮑・梁の名は見えない。

⑦『公羊傳』には、「臧氏之母曰、公不死也、在是、吾以吾子易公矣、」とある。

⑧『公羊傳』には「於是負孝公之周訴天子」とあり、『國語』には、「三十二年、宣王伐魯、立孝公、諸侯從是而不睦、」とあり、『史記』には、「伯御即位、十一年、周宣王代魯、殺其君伯御、而問魯公子能道順諸侯者、以為魯後、樊穆仲曰、魯懿公弟稱、肅恭明神、敬事耆老、……宣王曰、然、能訓治其民矣、乃立稱於夷宮、是為孝公、自是後、諸侯多畔王命」とある。『史記會注考證』に、「立稱於夷宮」を、『國語』では孝公が即位して後、侯伯の命を与えたこととし、『史記』ではこれで孝公が即位したのだとする。これを比較すると、『列女傳』はやはり『史記』に注目しているであろう。

以上発想は極めて公羊的である。しかし日本人としては当然「菅原伝授手習鑑」が頭に浮かぶ。ただ、両者の間の関係は未詳である。尚、話の型は後の「魯義姑姊」・「齊義繼母」・「魏節乳母」に酷似する。

⑨この伝の結末部分には「君子云」が無く、「論語曰」がこれに代えられ、「詩云」が無く、「此之謂也」は「其義保之謂也」に代えられている。この様な形は『列女傳』の一般的形式に比較するとやや異質である。しかし一般形からはずれる形を持つものは他にも多数見うけられるから、特異とまで云い切ることとはできない。さて、一般形は、これを基本形と一応は見なし得るのであるが、伝部分が終ると「君子云」で主人公に批評を加え、「詩云」で『詩經』の中より関連句を引用して、「此之謂也」でしめくくるものである。以下やや蛇足の感もあるが、簡

単に『列女傳』の終結部分の特色を紹介しておく。

いわゆる基本形を具えたものは卷一に一〇例、卷二に七例、卷三に一二例、卷四に一一例、卷五に八例、卷六に一二例、卷七に一例各々数えられる。尚、卷七のみはむしろこの基本形が異質である。「君子謂」が無く、ほとんど「詩曰」・「此之謂也」で終結する。この他の特色について、先ず、所々に「君子謂」の見えぬ伝がある。例えば卷一の「齊女傳母」がこの例にあたる。卷五の「魯義姑姊」や卷六「齊孤逐女」、又、前述の如く卷七のほとんどの伝がこれに同列である。そして「君子謂」に代えて、古典を引用する場合がある。例えばこの義保の伝の様に、『論語』を引用するもの、卷六には「孔子曰」(「阿谷處女」)と見え、卷七には「書曰」(「殷紂姐己」)に代えられている。「君子云」があつて更に古典を紹介するものも有る。卷一に「仲尼聞之曰」(「魯季敬姜」)卷三に「易曰」(「楚武鄧曼」)、卷五に「論語曰」(「珠崖二義」)・「京師節女」が各々見える。

これらから考えられる重要な点の一つ。「君子云」は恐らく作者自身による評価言であろうことが付随的に判断されて来る。『列女傳』の中では、作者の思想や姿は直接には見え難いが、この「君子云々」の所にだけは作者がはっきり姿を見せている様である。断片ではあるが思想研究の一要点として注目すべきである。しかしこの他に、作者の主張や思想は作伝の態度にも込められている。特に話の主人公の言には作者の筆先より作り出されたものが多く、ここには作者の思想が濃厚にうかがえる。このことについては稿を改める。

「詩云」の無いものに、卷二「周南之妻」・卷三「許穆夫人」・卷四「蔡人之妻」・「黎莊夫人」・卷五「魯孝義保」・「晉圍懷嬴」・「珠崖二義」などがある。

「此之謂也」が無いもの、或は他の形式をとるもの即ちこの伝の様に伝の主人公の名を用いて「義保之謂也」の様な形式とするもの。卷一に三例、卷二に七例、卷三に三例、卷四に四例、卷五に五例、卷六に一例、卷七に二例各々存在する。

この伝に「君子云」が無いことについて、前述の如く「論語曰」がこれに代ったと考えることもできる。又、「論語曰」の上に「魯人高之」の一句が有り、これが「君子云」の代りをしているとも考えられなくはない。しかしこの場合いずれが是とも断定し難い。既に略述した如く、一般形式から外れる伝はどの巻にも散在する以上、これらを一般形の中に無理に位置づけるのも意味があることか否か定め難いところである。

『論語』秦伯篇に、「曾子曰、可以託六尺之孤、……君子人乎、君子人也」とある。

「魯人高之」について、歐氏『校證』は、『御覽』四二二引には「魯人高義保之義、故謂之義保」と云う。

二 楚成の鄭瞞

鄭瞞は、鄭女の嬴媵にして、楚の成王の夫人なり^①。初め 成王 台に登りて後宮を臨むとき、宮人 皆傾視するに、子瞞 直行して顧みず。徐歩して変らず^②。王曰く 行く者顧みよと。子瞞 顧みず。王曰く、顧みよ、吾 女を以て夫人と為さんと。子瞞 復た顧みず。王曰く、顧みよ、吾 又た女に千金を与え、若の父兄を封ぜんと。子瞞 遂に顧みず^③。是に於て 王 台を下りて問ひて曰く、夫人は重位なり。封爵は厚録なり。老たば顧みれば以て之を得可し。己ず得んに而るに遂に顧みざるは何ぞやと^④。子瞞曰く、妾聞く、婦人、端正和顔を以て容と為す。今者 大王 台上に在るに、而るに妾顧みれば、則ち是れ儀節を失ふなり。顧みざるに、告ぐるに夫人の尊を以てし、示すに封爵の重きを以てして、而る後に顧みれば、則ち是れ妾 貴を貪り利を樂しみて、以て義理を忘るるなり。苟も義理を忘るれば、何を以て王に事へんと。王曰く、善しと。遂に立てて以て夫人と為す^⑤。処ること期年、王 將に公子商臣を立てて以て太子と為さんとす。王 之を令尹子上に問ふ。子上曰く、君の齒未だし。而して又た寵子多し。既に置きて之を黜くれば、必ず乱を為さん。且つ其の人 蜂目にして豺声。人に忍ぶ。立つる可からずと。王 退きて夫人に問ふ。子瞞曰く、令尹の言 信に従う可きなりと。王 聴かず、遂に之を立つ^⑥。其の後 商臣 子上の蔡を救ふの事を以て 子上を譖りて之を殺す^⑦。子瞞 其の保に謂ひて曰く、吾聞く、婦人の事は饋食の間^⑧に在るのみと。然りと雖も心の見る所 吾戚おく能はず。夫れ昔者 子上 太子の立つる可からざるを言ふに、太子 之を怨みて、譖りて之を殺す。王 明察せず。遂に無罪を辜にす。是れ白黒 顛倒し、上下 錯謬するなり。王 寵子多し。皆 國を得んと欲す。太子 貪忍にして 其の所を失はんことを恐る。王 又た不明にして、以て之を照する無くんば、庶嫡 分争して、禍 必ず興らんと。後 王 又た公子職を立てんと欲す。職は商臣の庶弟なり^⑨。子瞞 退きて其の保と言ひて曰く、吾聞く、信は疑はれずと。今者 王 必ず將に職を以て太子に易へんとす。吾 禍乱の作るを懼る。而れども之を王に言へば、王 吾に応ぜず。其の太子の吾が子に非ざるが為めなるを以てして、吾 之を譖る者かと疑はん。夫れ疑はれて生きなば、衆人 孰か其の然らざるを知らん。其の無義にして生きんよりは、死して以て之を明らかにするに如かず。且つ王 吾が死せるを聞かば、必ず太子の釈る可からざるを臆

らんと。遂に自殺す。保母 其の言を以て王に通ず。是の時 太子 王の之を廃せんと欲するを知りて、遂に師を興して乱を作し 王宮を囲む。王 熊蹯を食ひて死せんことを請ふも、得可からず。遂に自殺す。君子曰く、至仁に非ずんば孰か能く身を以て誠めん^⑧と。詩に曰く、命に舎りて渝らず^⑨と。此の謂なり。

頌に曰く、子督 先識ありて、節を執りて常有り。不顧に興り、卒に成王に配たり。商臣の乱を知りて、之を言ふこと甚だ強し。自ら子に非ざるを嫌し、身を殺すを以て盟^⑩にす。

〔注〕

①この伝の骨子には、『左傳』文公元年又は『史記』楚世家の、穆王即位にまつわる話が用いられたであろう。しかし成王夫人鄭督に関する資料がいずこより出るかは不明である。

王注は、『文選』（卷三十・謝玄暉・和王主簿怨情）注引には「楚成鄭子督者」に作る。嬴は秦姓である。媵は嫁につきそう女のこと。恐らく秦女が楚に嫁し、鄭が子督を媵としたのであろう。だから「鄭女之嬴媵」と云うのである。一国が女を嫁すれば二国が媵を送るのが礼であると言う。因みに、『公羊傳』莊公一九年に、「媵者何、諸侯娶一國、則二國往媵之、以姪娣從、」とある。『國語』周語上に、「王御不參一族」とあり、韋注に「御、婦官也、參、三也、一族、一父子也、故取姪娣以備三、不參一族之女、」とある。

梁注は、「嬴媵」の二字を未詳とし、『渚宮舊事』一に、「鄭子舊者、成王夫人、鄭姬之媵者」とあると指摘する。

②「傾視」について、梁注は、『渚宮舊事』には「仰視」に作ると指摘する。王注に、「傾」は側の意である。頭容は直、目は端であるのが礼になった態度であつて、傾視するのは礼に外れたことであると説明している。尚、梁注はこの伝で数々『渚宮舊事』を引いているが、この書は恐らく後人の手で変形された部分が多いであろう。

と、史料としての価値がそれ程高くはないことは既に「楚子發母」の注①や⑦、「列女傳」注釈及び解説I 頁一〇二・一〇四)にも指摘しておいた。

③「直」について、王注は、「直猶但」と云い、或説を掲げ、「直行」は正直にしてあゆみ、傾願せぬことと云う。今前説に従う。

「徐歩不変」について、王注は足容の重であることと説明する。無視することで相手の気を引く女性の話は、「齊宿瘤女」(辯通)にも見える。かの伝の注④参照のこと。

④王注は、「遂」の下に、「文選」注には「行」字が有るがここは脱すると指摘する。梁注本は「文選」注に依って「行」字を校増している。蕭注本は「行」字を補わない。本来この字が存在したと判断すべき積極的理由は見あたらない。今敢えてこの字を除いて読んでおく。

⑤「可以得之已得、而遂不願」について、「四部叢刊」本には、「可以得之可得、而遂不願」とある。「已得」が「可得」になっている。「文選樓」本は「已得」に作り、王注本もこれに同じであるが、梁注本はこれを刪し、「而」の上
に旧本は「已得」の二字が有るが、上文に涉って誤衍したもので、「渚宮舊事」に従って校刪したという。蕭注本もこれに従う。歐氏は「可得」のままが良いとするが、もともと「可」字は読み難い故に改定したのかと思わ
れる。「已」字の方が解し難いが、むしろこの方が古い文形ではなかったらうか。今「已得」のままに読んでお
く。「已」は、『漢書』卷五二灌夫伝の「已然諾」の師古注「已必也」に従って、「かならず」の意と見る。

⑥「顔」について、王注は「眉目之間」と説明する。

⑦以上の話の部分は既に述べた如く、典拠が明確でない。これ以下この子督のことが『左傳』などの話に合成されている。

成王が、子督の気を引くための切り札として、「与女千金・而封若父兄」と云う条には、寵姫の縁者が専権を

ほしいままにする傾向が強くなっていった漢代の状況が反映している様に思われてならない。子晉の事にかりて当時のことが皮肉に語られている感もある。『漢書』劉向伝に、「成帝即位、……遷光祿大夫、是時帝之舅陽平侯王鳳為大將軍秉政、倚太后、專國權、兄弟七人皆封為列侯、時數有大異、向以為外戚貴盛、鳳兄弟用事之咎、……推迹行事、連伝禍福、著其占驗、比類相從、各有条目、凡十一篇、号曰洪範五行傳論、奏之、天子心知向忠精、故為鳳兄弟起此論也、然終不能奪王氏權、」と見える。作者自身がこの話を用いて当時の事実を風刺したと云える積極的な証とは為し難いが、『列女傳』執筆の事情と照合しても、全く無関係とは云えないであらう。

⑧この部分、『左傳』文公元年に、「初楚子將以商臣為太子、訪諸令尹子上、子上曰、君之齒未也、而又多愛、黜乃乱也、楚国之挙、恒在少者、且是人也、讒目而豺声、忍人也、不可立也、」とあり、『史記』楚世家にもほとんど変化なく、「(成王)四十六年、初成王將以商臣為太子、語令尹子上、子上曰、君之齒未也、而又多内寵、絀乃乱也、楚国之挙、常在少者、且商臣、讒目而豺声、忍人也、不可立也、」とある。『列女傳』は何れに依ったか明確にはできないが、ここはやや『左傳』の表現に近いかと思われる。ただし後文には表現的には『史記』に近い部分がかなり有る。

「豺声」を忌むことは『左傳』宣公四年に、「初楚司馬子良生子越椒、子文曰、必殺之、是子也、熊虎之状、而豺狼之声、弗殺必滅若敖氏矣、諺曰、狼子野心云々」とあり、『昭公』二八年にも、羊舌氏の滅亡の話に関連して、「(子容之母)曰、長叔似生男、姑視之、及堂聞其声而還、曰、是豺狼之声也、狼子野心、非是莫喪羊舌氏矣」とある。尚このことは『晉羊叔姬』(仁智 頁一八)に見える。

⑨この部分は勿論『左傳』にも『史記』にも見えない。

⑩『左傳』には「弗聽」とある。『史記』には、「王不聽、立之」とある。これらはいずれも、子上の忠告を聞き入れなかったことを示すのであるが、『列女傳』はこの間に子晉のことを加え入れたから、「王不聽」は、子晉の忠

告を聴かなかったこととなっている。作者が『左傳』などの話に、この子皙の話を巧みにはめ込んだ跡が明瞭である。

⑪この事件は『左傳』僖公三三年に見える。即ち「楚令尹子上侵陳蔡、……晉陽處父侵蔡、楚子上救之、……陽子宣言曰、楚師遁矣、遂婦、楚師亦婦、大子商臣譖子上曰、受晉賂而避之、楚之恥也、罪莫大焉、王殺子上、」とある。

⑫この部分も『左傳』などに見えぬ。この様に先行文献の文章の所々にすきまをつくり、もとの文表現を殆どそのままを利用して子皙の話がはめ込まれていることから判断すると、子皙と楚穆王即位を巡る話とは古くから存在した話ではなかったに違いない。なんらかの形で隔合したものがこれ以前に存在したのなら、『左傳』・『史記』にその片鱗が見あたらないわけはなからう。子皙の話が巧みにはめ込まれていることは、逆にこの伝から子皙の話の部分を抜き取れば、ほとんどそのまま『左傳』などに見える話に返ってしまうことから明らかと云える。ところで子皙の話の典拠は前述の如く不明であるが、子皙がいやに理屈っぽく、ほとんど臣の如き言辞を口にすることをみると、あるいは作者の創作なのかも知れない。ただこれを立証する積極的な資料は無い。

「婦人之事、在於饋食之間」について、「宗鮑女宗」(賢明、『列女傳』注釈及び解説Ⅱ 頁四九)には「羞饋食以事舅姑」とある。「鄒孟軻母」(母儀)には、「孟母曰、夫婦人之礼、精五飯、幕酒漿、養舅姑、縫衣裳而已矣、故有閨内之脩、而無境外之志、易曰、在中饋、无攸遂、」と見える。尚、『列女傳』Ⅰ 頁一二〇 注②⑥⑦⑧を参照。

⑬この部分、『左傳』文公元年には前注⑩の「弗聽」に続いて、「既又欲立王子職而黜太子商臣、」とある。そしてこれに続いて商臣が反乱を起すに至る経緯が語られる。『史記』も略同じく「後又欲立子職而黜太子商臣」とある。蛇足乍ら、この「職商臣庶弟也」とあることについて、賈逵(『史記集解』引)も杜注も、職は商臣の庶弟

としている。彼らは恐らく劉向の所説に本づいたのである。彼らも『列女傳』を史実の書と判断していたに違いない。

「欲立公子職」の個所に見える梁注は、『舊事』には、この下に「子晉進曰、夫摘奸擾滑、乱之所生、古人有言、持敵不强、必為所傷、王必将易子、不如亟先施太子、王不聽」の四十字が有り、これが有るから下文の「王不吾心、其以太子為非吾子、疑吾譜之者乎」や、「王聞吾死、必寤太子之不可积也」が意味の有る文となるのである。ここには脱文が有ると論じている。しかし必ずしも積極的な証とは云えない。この四十字がここには含まれることで、「欲立公子職、職商臣庶弟也」とあるこの文勢はかえって問のびしたものになるのではなからうか。又特に『舊事』を以て『列女傳』を規定することには慎重でなければならぬ。

⑭この部分も『左傳』などには見えない。子晉が己を殺して太子を易えることの非を訴えようとした話にしているのだが、今一つ説得力に欠ける様に思われる。身を殺して仁を為すという儒教の理念を、君主への義の行使として示したのであるが、いささか作りすぎの感が強い。前伝の孝義保が己の子を公子の身代りにしたことについて、己を殺して忠義を実践しようとした婦人の話がここに置かれているのかも知れない。この伝に、作者の連想が影響を与えていることは否めないであろう。

「王不吾心」について、「四部叢刊」本には「王不心」に作る。「吾」字が「文選樓」本以下には有るが、何故なのか分からない。この字は無くても読めるが、今一応このまま読む。

「其以太子為非吾子」の「太子」について、王注は「太子職」のことを云うと説明している。

「必寤太子之不可积也」の「太子」について、これは商臣を云うとする。又、「寤」は悟の意。「积」は舎の意とする。

⑮この部分について、『左傳』・『史記』は商臣が王の心変わりを知りて乱を起す経緯についての面白い話を

載せている。『列女傳』はこの部分をそっくり省いている。即ち、『左傳』によれば、前注⑬の「欲立王子職而黜太子商臣」に続いて、「商臣聞之而未察、告其師潘崇、曰若之何而察之、潘崇曰、享江芊而勿敬也、從之、江芊怒曰、呼、役夫、宜君主之欲殺女而立職也、告潘崇曰、信矣、潘崇曰、能事諸乎、曰不能、能行乎、曰不能、能行大事乎、曰能、冬十月、以宮甲圉成王、」とある。この部分は『史記』も載せているが、『左傳』がその身分を明らかにしない江芊を、王の寵姫だとしている。即ち「後又欲立子職而黜太子商臣、商臣聞而未審也、告其傅潘崇曰、何以得其實、崇曰、饗王之寵姫江芊而勿敬也、商臣從之、江芊怒曰、宜乎、王之欲殺若而立職也、商臣告潘崇曰、信矣、崇曰、能事之乎、曰不能、能亡去乎、曰不能、能行大事乎、曰能、冬十月、商臣以宮衛兵圉成王」とある。杜注は江芊について成王の妹で江に嫁いだ女と説明しているが、王の妾心を知り得る位置に在る女性として寵姫と限定した『史記』の説得力には及ばぬ感がある。『列女傳』にこの部分が採用されないのは、この伝が子膺の伝だからであるが、もし子膺の話が作者の筆の先から作り出されたものならば、あるいは寵姫江芊から、逆のタイプの寵姫を作るヒントを得たのかも知れぬと想像できそうである。しかしこれは行きすぎであろうか。

⑭この部分は、『左傳』に、「冬十月、以宮甲圉成王、王請食熊蹯而死、弗聽、丁未、王縊、」と見える。『史記』も略同じく、「冬十月、商臣以宮衛兵圉成王、成王請食熊蹯而死、不聽、丁未、成王自殺殺、」とある。熊蹯を食いたいと請うわけは、杜注によれば、「熊掌難熟、冀久將有外救」と説明する。『史記集解』もこの説をとる。しかし『列女傳』が具体的にどう解釈していたか不詳である。それはともかくとして、この部分で、恐らく作者は子膺が終には死をかけた程の説得にも耳をかさなかった王の、非業の最後というものを語りたかったのではないかという感じもする。直接関係はないが、「趙靈吳女」（嬖嬖）には、武靈王が李兌に圉まれ、雀穀を採って食うこと三月にして哀れな死に至ったことを載せている。

⑮王注に、ここは、子膺が身を殺して仁を為して王を教誡したことを云うのだと説明する。「四部叢刊」本は「誠」

を「試」に作る。歐氏は「誠」の方が勝るとする。

⑱ 『毛詩』鄭風、羔裘に、「舍命不渝」とある。

⑲ 「盟」について、王注は「盟猶明也」と云い、梁注引陳善は「盟与明古通用」とする。

三 晉 圉 の 懷 嬴

懷嬴は、秦の穆公の女にして、晉の恵公の太子の妃なり。① 秦に質たり。穆公、嬴を以て之に妻す。六年、圉將に逃帰せんとして、嬴氏に謂ひて曰く、吾 国を去ること数年、子父の按 忘れられて、秦晉の友は親を加へず。夫れ鳥は飛びて郷に反り、狐は死して邱に首ふ。我は其れ晉に首ひて死なん。子 其れ我と行くかと。嬴氏對へて曰く、子は晉の太子なり。秦に辱せられ、子の去らんと欲すること、亦た宜ならずや。然りと雖も、寡君 婢子をして侍して巾櫛を執ら使むるは、以て子を固くせんとするなり。今 吾以て子を結ぶに足らず。是れ吾の不肖なり。子に従ひて歸する。是れ君を棄つるなり。子の謀を言ふ。是れ妻の義に負くなり。三者 一として行す可き無し。吾 子に従はずと雖も、子は行け。吾 敢へて言を泄さず。亦た敢へて従はずと。君子謂ふ、懷嬴 善く夫婦の間に処すと。

頌に曰く、晉圉 秦に質たりて、配するに懷嬴を以てす。圉 將に与に逃げんとするに、嬴 肯へて聽かず。亦た言を泄さず、心を操ること甚だ平なり。従ふ所を告げず、阿傾する所無し

〔注〕

①この伝の典拠は『左傳』僖公二二年に見える晉太子圉の話であろう。これは注②にとりあげることにし、ここでは先ず懷嬴についての資料を整理してみる。

懷嬴は後に文公（重耳）の妻となる。『國語』晉語四に、「秦伯婦女五人、懷嬴与焉、公子使奉匭沃盥、既而揮之、嬴怒曰、秦晉匹也、何以卑我、公子懼、降服囚命、秦伯見公子曰、寡人之適、此為才、子圉之辱、備嬪嬙焉、欲以成婚、而懼離其惡名、非此則無故、不敢以礼致之、歡之故也、公子有辱、寡人之罪、唯命是聽、公子欲辭、」とある。辞退しようとする公子に対して司空季子以下の重臣は大事の成就のためには小事にこだわらず、迎え入

れたら良いとさとす。即ち前文に続いて「司空季子曰、同姓為兄弟、……是故取妻、避其同姓、……今子於子圍、道路之人也、取其所棄、以濟大事、不亦可乎、公子謂子犯曰、何如、對曰、將奪其國、何有於妻、唯秦所命從也、謂子餘曰、何如、對曰、……今將婚媾以從秦、愛好以愛之、聽從以德之、懼其未可也、又何疑焉、乃婦女、而納幣、且逆之、」とある。又、下文に、「(文公)元年春、公及夫人嬴氏、至自王城、秦伯納衛三千人、實紀綱之僕云々」とある。『左傳』には懷嬴とのいざこざは「僖公」二三年に見え、重臣の進言部分は略されているが、同二四年に、「三月、晉侯潛会秦伯于王城、……晉侯逆夫人嬴氏以歸、秦伯送衛於晉三千人、實紀綱之僕」と記す。尚、秦女嬴氏と文公とのことを『列女傳』はとりあげない。劉向は文公夫人としては齊姜を立伝しているからである。「晉文齊姜」(「賢明」)に、「(文公)迎齊姜、以為夫人、」とある(『列女傳』II 注⑫⑬、頁二一〇―二二三)。

ところで『史記』晉世家も「國語」などを資料として、懷公・秦女嬴氏・文公などの関係や事の経緯を叙述している。即ち、「(秦)繆公以宗女五人妻重耳、故子圍妻与往、重耳不欲受、司空季子曰、其國且伐、況其故妻乎、且受以結秦親而求入、子乃拘小礼忘大醜乎、遂受、繆公大歡、与重耳飲、」とある。「秦本紀」は「(繆公二十三年)秦怨圍亡去、乃迎晉公子重耳於楚、而妻以故子圍妻、重耳初謝、後乃受、繆公益礼厚遇之、」とまとめる。この後を「晉世家」は「(文公元年)夏、迎夫人於秦、秦所与文公妻者、卒為夫人、秦送三千人為衛、」とする。

『左傳』僖公三三年にはこの嬴氏は「文嬴」として登場し、秦の囚われた三師を帰国せしめるよう説き、先軫・陽處父がこの軽卒な処置を悔しがっている。『史記』晉世家も少異ながらこの事件をとりあげる。又『左傳』文公六年に、晉襄公死後の後継問題が起った時、「辰嬴」の名が見え、従来諸家(『史記』晉世家「集解」・「正義」など)はこれを懷嬴即ち文嬴と把握している。なに故「辰嬴」なのか理解し難いが、「春秋左氏傳舊注疏證」引李貽徳は「案始称懷嬴者、傳以懷公之諡繫之、此称辰嬴者、從其後諡也」(楊伯峻説も略同じ)と云う。『左氏會箋』は「辰疑当作秦、秦嬴猶言齊姜也」とある。あまりすつきりした解決は望み得ないが、これらの固有名詞を

一つに結び付けざるを得なくさせるのには原因がある。即ち「辰嬴嬖於二君」（『左傳』文公六年、賈季の言）とあり、「二君」とは「懷公」と「文公」である如く想像されることである。しかしこれは読者が敢えて想像するからそうなるのかも知れない。それかと云ってはつきり別人であると断定できる資料も今のところ見出せない。しばらく存疑としておく、因みに「文公」六年には、「賈季曰、不如立公子樂、辰嬴嬖於二君、立其子、民必安之、趙孟曰、辰嬴賤、班在九人、其子何震之有、且為二君嬖、淫也、為先君子、不能求大、而出在小國、辟也、母淫子辟、無威云々」とある。尚、『癸巳存稿』卷七晉夫人の項にこの辰嬴のあつかいについても論ずる。

梁注は、一本（『四部叢刊』）、「穆」の下に「公」字が有ると云う。王注も「公」字が脱したと指摘する。伝例に照すれば有るのがふさわしい。今補って読んでおく。

王注は、「太子」の下に「圉」字を脱するとする。これも有る方がふさわしいが、今はこのままにしておく。

②この部分は、『左傳』僖公二二年に依ると、「晉太子圉為質於秦、將逃歸、謂嬴氏曰、与子婦乎、対曰、子晉太子云々、」とある。『史記』晉世家には、「（惠公）十三年、晉惠公病、内有數子、太子圉曰、吾母家在梁、梁今秦滅之、我外輕於秦、而内無援於國、君即不起、病大夫輕更立他公子、乃謀与其妻俱亡歸、秦女曰云々、」とある。『列女傳』は『左傳』のまとめたものに近いが、太子逃歸の理由は記さない。『子父之接忘』には、『史記』の影響が有る様にも思われる。

「鳥飛反鄉、狐死首邱」について、『禮記』檀弓上に、「君子曰、樂、樂其所自生、礼、不忘其本、古之人有言曰、狐死正丘首、仁也、」とある。『楚辭』九章の哀郢に、「鳥飛反故郷兮、狐死必首丘、」とある。『淮南子』説林訓にも、「鳥飛反鄉、兔走歸窟、狐死首丘、寒將翔水、各哀其所生、」とある。尚、蕭注は『禮記』三年問より「今是大鳥獸、則失喪其羣匹、越月踰時焉、則必反巡、過其故郷、翔回焉、鳴号焉云々」を引用している。又、王注は、「首猶向也」と言い、死ぬる時に必ずその故郷に正向する意味だと説明する。

「秦晉之友」について、王注は、「友」は「交」に作るべしと指摘する。今「友」のまま読んでおく。

③この部分に対応する『左傳』は、「対曰、子晉太子、而辱於秦、子之欲婦、不亦宜乎、寡君之使婢子待執巾櫛、以固子也、從子而婦、棄君命也、不敢從、亦不敢言、遂逃歸、」とある。『史記』には、「秦女曰、子一國太子、辱在此、秦使婢子待、以固子之心、子亡矣、我不從子、亦不敢言、子圍遂亡婦晉、」とある。『列女傳』は基本的には『左傳』を典拠としているのであろうが、『左傳』では明示し得なかつた妻の義を君命と對等に列して、女性というものを律する理念として示すところに作者の新たな工夫を認めることができる。徐氏『左傳疏證』は、『左傳』が『史記』からでなく『列女傳』から採つたものと見、『列女傳』の「行」・「去」を「歸」に改め、「是棄君」を「棄君命也」に改め、「吾不敢泄言、亦不敢從也」を「不敢從、亦不敢言」に改め、中間の数句を刪しているとは指摘している。しかしこれだけでは『左傳』が『列女傳』から採つた証とはならない。ただ単に字句の異が指摘できてにすぎない。むしろ『列女傳』が『左傳』を素材にして、女性の存立理念を細目にして掲げ、懷嬴の女性像を具体的に組みたてたと考える方が無理のないとらえ方なのではあるまいか。『左傳』のこの部分が『列女傳』より後で成立したのなら、「妻之義」の部分の無いことをどう考えるべきであろうか。

④この伝には「詩曰」が無い。尚この「節義」には義のために己を肉体的に殺す女性の伝が多いが、懷嬴は肉体的死に至らない。この場合、義において己を抑えることを精神的の死と見るなら、他伝との関連の端緒が有ると云えることにはなるう。作者の評価は、善く夫婦の間に処するとするが、視点を少し変ずれば、懷嬴から見て、子圍は必ずしも頼もしい夫ではなかつたろうから、こんな見方は、作者の思惑からは外れることになるうが、子圍への弁明はむしろ夫の将来を見とおしての体裁の良い離別の言と見得なくもない。極秘の事を妻に打明けるのは子圍の断ち難い恋情に依るのかも知れないが、そこに既に子圍の弱さが露呈していることを妻が見ぬけぬはずはないし、懷嬴のこの後の生き方を（『左傳』・『國語』などで）見ても、彼女は子圍などに従っていく様な安直

な女性ではなかったと思われる。資料の深読みになるかも知れないが、懷嬴にとっては、この事態は絶好の潮時であり、苦しんで逃がす姿勢を示しつつ、実は体良く子圍を追っぱらったのが本当ではなかったかと動練り度くなるのである。作者は夫婦のことに敵しく身を処した女性として彼女をここに立伝するのであるが、注①などに紹介した文献資料とつき合わせて見直すと、懷嬴自身は、むしろ秦国のためにのみ様々に己を律した女性の如く思われる。だから一寸観点をずらせば謀略に長けた智恵深い悪妻の評価も与えられそうな部分もある。さて、作者はこの様な逆の深読みをされることは立伝の意図でないことを感ずるからこそ、前注で指摘した様な、不要な関連資料の切り捨てや、表現の変更を、意識的になしているのではなからうか。そこで先行文献と照合した場合、それらの懷嬴像と作者のそれとは必ずしもスムーズには一致しない。しかし我々はこの懷嬴像の異質性の中にこそ、作者劉向の『列女傳』編述の意図と特質を読み取ることができよう。『列女傳』は、勿論多くの資料を先行文献に依存して成立したのであるが、決してただ単なる話の再録に止まらない。各々の資料は、劉向の制作意図に従って抽出され、あるものは変形され、更に立伝されるにふさわしい主人公としての独特の肉付けを与えられている。各伝の主人公は確実に劉向の抱く時代への要請を荷なって行動し、劉向の思想を代弁する。この観点から、特に卷六「辯通」は興味深い話を列している。『列女傳』は単なる説話集として看過されがちで又『説苑』・『新序』等と共に、その成立に問題が指摘されることもあって、従来思想研究の対象から外されることが多いが、今後これらは新たな詳細な検討を必要とする資料とならねばならない。この意味において、野間文史氏「新序・説苑攷——説話による思想表現の形式——」（広島大学文学部『紀要』35巻）・池田秀三氏「劉向の學問と思想」（『東方學報五十』）は注目されるべき論考である。尚、『列女傳』成立についての問題点の整理、この書の思想的性格については稿を改めて論じたので別の機会にゆずる。

参考文献はⅠ・Ⅱに同じ。

Notes and Commentary on *Lien-nü-chuan* (『列女傳』), III

Takao SHIMOMI

Liu Hsiang (劉向 · 79-8 B. C.), Confucianist in the closing period of Qian Han (前漢) is well known for his compilation of a classified catalogue of the old books owned by the court library. Moreover, he published a number of books himself, which include *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), *Xin-xu* (『新序』) and *Shuo-yuan* (『說苑』). They are all moral stories gleaned from classics and edited on the Confucian principles.

Lieh-nü-chuan is the first biographies of women in China, and is worthy of note in that it advocates how women should live in the feudal society. The author classifies women, according to their personalities, into seven types, i. e. mu-yi (母儀), xian-ming (賢明), ren-zhi (仁智), chen-shun (貞順), jie-yi (節義), bian-tong (辯通) and nie-bi (孽嬖); and he makes brief comments on each type from the Confucian point of view.

It is true that the book was utilized for the purpose of controlling women's characters in various ways; but it is to be highly valued from the viewpoint of the history of Confucianism, since before that time very little had been written about women's social role as compared with that of men. Liu Hsiang prescribed in this book, for the first time, women's social role distinct from men's, and clearly defined women's social status in the light of the Confucian outlook on mankind. Consequently, with the publication of *Lieh-nü-chuan*, Confucianism reached the more solid stage as a precept on which the world is kept in order and improved.

昭和 61 年 12 月 10 日 印刷
(非売品)

昭和 61 年 12 月 15 日 発行

編集兼発行者 広島大学文学部
広島市中区東千田町

印刷者 中本総合印刷株式会社
広島市南区大州五丁目1番1号